

白川・菊池川地域森林計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間 (自 令和 2 年 (2 0 2 0 年) 4 月 1 日)
(至 令和 1 2 年 (2 0 3 0 年) 3 月 3 1 日)

熊 本 県

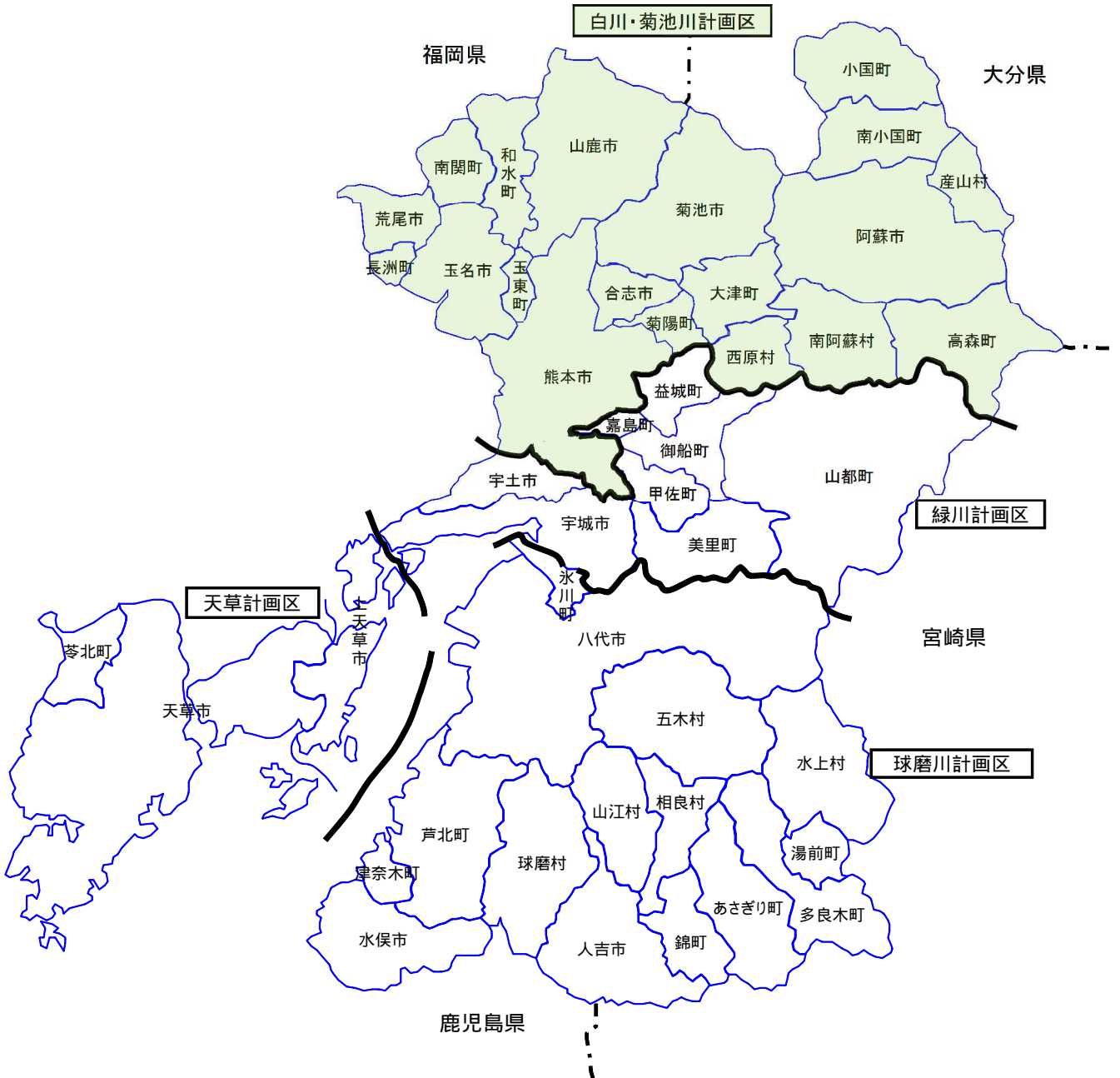
目 次

計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	15
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	17
計画事項	23
第1 計画の対象とする森林の区域	25
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	26
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	26
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	30
第3 森林の整備に関する事項	31
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	31
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	33
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	38
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	40
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	44
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	46
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	51
1	森林の土地の保全に関する事項	51
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	54
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	54
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	55
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	55
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	57
	1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	57
	2 間伐面積	57
	3 人工造林及び天然更新別の造林面積	57
	4 林道の開設及び拡張に関する計画	57
	5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	61
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	67
第7	その他必要な事項	67
	1 保安林その他制限林の施業方法	67
(附)	参考資料	77
	1 森林計画区の概況	79
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
	2 森林の現況	83
	(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表	
	(2) 普制別樹種別齢級別森林資源構成表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 荒廃地等の面積	
	(8) 森林の被害	
	3 林業の動向	106
	(1) 保有山林規模別経営体数	
	(2) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(3) 林業事業体等の現況	
	(4) 林業労働力の概況(林業就業者数)	
	(5) 林業機械化の概況	
	(6) 作業路網等の整備の概況	
4	県内森林資源の推移	113
5	林道開設・拡張計画数量の箇所別明細(既設林道を含む)	114

森林計画区位置図



計 画 の 大 綱

計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、白川・菊池川森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：平成31年（2019年）年4月1日～令和16年（2034年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道等の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置

本計画区は、熊本市、玉名（荒尾市、玉名市、玉名郡）、鹿本（山鹿市）、菊池（菊池市、合志市、菊池郡）の城北地域と阿蘇地域（阿蘇市、阿蘇郡）を包括する区域で、県の北部から北東部に位置し、北は福岡県と大分県、東は大分県と宮崎県、南は宇土市、宇城市、上益城郡に接し、西は有明海に面している。

イ 地 勢

城北地域は、北部から東部にかけて標高300m～1,100mの峰々に囲まれ、北部の八方ヶ岳（1,052m）や東部の鞍岳（1,118m）をはじめとした山岳の裾野から丘陵地帯、平野部が広がっている。また、熊本市は、その北西部に金峰山（665m）を主峰とする複式火山帯を有し、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっている。

阿蘇地域は、南北25km、東西18kmの広がりをもつ世界最大級のカルデラを有し、阿蘇五岳（高岳1,592m）を挟んで北に阿蘇谷、南に扇状性低地の南郷谷が広がっている。また、外輪山の外側は、標高600m～800mの緩傾斜の波状火山性高原を形成している。

ウ 地 質

城北地域は、東部、中部及び北部に阿蘇溶結凝灰岩、安山岩が分布し、北西部には小岱山（501m）を中心に花崗岩が分布している。また、北部の福岡県境に沿って、黒色変岩、変斑れい岩が分布し、熊本平野、玉名平野、菊池平野及びそれに連なる台地には、砂、礫、未固結堆積物が分布している。

阿蘇地域は、阿蘇山の大部分を安山岩が占め、外輪山の外側には阿蘇溶結凝灰岩、ローム層が分布している。

エ 土 壌

当計画区の東部から中央部にかけて黒色土壌が広く分布しており、北部の福岡県と大分県境の山地には、褐色森林土が分布している。また、小岱山周辺及び金峰山周辺には、乾性褐色森林土が分布している。

オ 気 候

城北地域は、年平均気温が15～17℃と気候は温暖であり、年間降水量は1,800

～2,300mmとなっている。阿蘇地域は、山間高冷地帯に属し、年平均気温は10～13 で、年間降水量は2,400～3,200mmとなっている。

表 - 1 白川・菊池川計画区の気温及び降水量(2009～2018年の10年間の平均値)

観測地点	気温()			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
熊本	37.1	-4.4	17.2	2,024	38
岱明	37.4	-4.4	17.0	1,798	15
鹿北	36.0	-6.8	15.0	2,273	119
菊池	37.2	-7.4	16.0	1,999	83
阿蘇乙姫	33.4	-9.4	13.2	3,139	487
阿蘇山	28.7	-11.8	10.4	3,146	1,142
南小国	34.4	-9.3	13.2	2,454	448
高森	32.9	-8.6	13.4	2,358	555
平均	34.6	-7.8	14.4	2,399	

資料:熊本地方気象台

- 注) 1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。
 2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。
 3 阿蘇山については、2017年12月までの平均値(観測終了)

カ 自然景勝地

本計画区は、阿蘇地域に阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、城北地域に阿蘇くじゅう国立公園、金峰山県立自然公園、小岱山県立自然公園等の優れた自然景勝地を有する。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、265,759haで県土面積の36%を占め、そのうち森林面積が125,847ha、林野率が47%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が低くなっている。

また、農用地面積の占める割合は、24%であり県全体の15%に比べ高くなっている。

表 - 2 白川・菊池川計画区における土地利用

単位: ha、%

区 分	総 数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
白川・菊池川計画区	265,759	125,847	10,883	114,964	62,397	77,515
構成比	100.0	47.4	4.1	43.3	23.5	29.2
熊本市	39,032	6,245	1,643	4,602	11,530	21,257
構成比	100.0	16.0	4.2	11.8	29.5	54.5
玉名地域	42,143	12,819	162	12,657	12,713	16,612
構成比	100.0	30.4	0.4	30.0	30.2	39.4
山鹿市	29,969	15,483	1,990	13,493	6,970	7,516
構成比	100.0	51.7	6.6	45.0	23.3	25.1
菊池地域	46,660	20,687	2,902	17,785	11,752	14,221
構成比	100.0	44.3	6.2	38.1	25.2	30.5
阿蘇地域	107,955	70,612	4,186	66,426	19,432	17,911
構成比	100.0	65.4	3.9	61.5	18.0	16.6
県 計	740,948	460,827	63,565	397,262	111,820	168,301
構成比	100.0	62.2	8.6	53.6	15.1	22.7

資料: 総数及び農用地面積は土地利用状況把握調査(H29.10.1現在)、国有林面積は熊本県林業統計要覧(平成29年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

注) 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

イ 人 口

本計画区の平成31年(2019年)年4月1日現在の推計人口は、約118万9千人で、県全体の68.0%を占め、人口密度は、人口が集中している熊本市及び周辺市町を含むため、447人/km²と県平均の236人/km²を大きく上回っている。

なお、計画区内19市町村のうち、9市町村が過疎法の適用を受ける状況となっている。

ウ 交 通

(ア) 道 路

本計画区は、本県の経済・産業の中心地である熊本都市部を含むため、交通体系は他の計画区に比べ良く整備されている。

道路は、九州縦貫自動車道をはじめ、国道3号、国道57号及び国道208号が縦横断しており、その他多数の国道、県道、市町村道が整備されている。

(イ) 鉄 道

JR鹿児島本線と九州新幹線が計画区の西部を縦断しているほか、中心部をJR豊肥本線、阿蘇地域の南部を南阿蘇鉄道が横断している。

エ 産業の概要

(ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動は、熊本都市部を中心に活発であり、平成28年度（2016年度）の総生産額は県全体の70%に当たる4兆1,802億円となっている。

産業別構成比を見ると、第1次産業2.5%、第2次産業25.6%、第3次産業71.9%となっており、第1次産業が県全体の構成比よりも低く、第3次産業が県全体の構成比よりも高くなっている。

林業については、阿蘇地域と山鹿市で県平均より高い構成比となっており、計画区全体では県平均より低い構成比となっているが、生産額は、県全体の34%を占めている。

表 - 3 白川・菊池川計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比: %

区 分	総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
白川・菊池川計画区	(4,180,237)						
	4,160,152	105,397	95,626	4,331	5,440	1,065,155	2,989,600
構成比	100	2.5	2.3	0.1	0.1	25.6	71.9
熊本市	(2,461,855)						
	2,450,026	31,063	27,035	341	3,686	312,326	2,106,637
構成比	100	1.3	1.1	0.0	0.2	12.7	86.0
玉名地域	(455,937)						
	453,746	21,873	19,676	732	1,465	155,751	276,121
構成比	100	4.8	4.3	0.2	0.3	34.3	60.9
山鹿市	(156,500)						
	155,748	10,678	9,647	843	187	49,740	95,330
構成比	100	6.9	6.2	0.5	0.1	31.9	61.2
菊池地域	(883,976)						
	879,729	24,882	24,071	744	67	474,083	380,764
構成比	100	2.8	2.7	0.1	0.0	53.9	43.3
阿蘇地域	(221,969)						
	220,903	16,901	15,197	1,670	34	73,255	130,747
構成比	100	7.7	6.9	0.8	0.0	33.2	59.2
県 計	(5,938,908)						
	5,910,372	209,429	176,384	12,567	20,478	1,502,439	4,198,504
構成比	100	3.5	3.0	0.2	0.3	25.4	71.0

資料: 平成28年度市町村民所得推計報告書(熊本県統計協会)

注) 1 総生産欄の下段の数値は、～を合計した金額である。上段()書きの数値は、下段の数値に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数は、平成22年(2010年)と平成27年(2015)の国勢調査の結果を比較すると、第1次産業が減少傾向、第2次産業と第3次産業が増加傾向にあり、第2次産業以外は県全体と同様の傾向となっている。

林業就業者数については、平成22年(2010年)の928人から平成27年(2015年)は934人へと6人増加しており、県全体の36%を占めている。

表 - 4 白川・菊池川計画区における産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
白川・菊池川計画区	558,129	39,780	37,752	934	1,094	113,159	387,648
	551,887	41,763	39,684	928	1,151	111,109	380,086
熊本市	340,861	12,472	11,473	262	737	55,443	257,637
	334,217	12,280	11,318	237	725	53,403	251,965
玉名地域	73,148	8,826	8,481	30	315	20,267	43,369
	75,545	9,521	9,107	37	377	21,198	44,055
山鹿市	25,569	4,219	4,157	50	12	6,628	14,621
	26,563	4,824	4,737	73	14	6,655	14,820
菊池地域	85,740	7,721	7,519	198	4	24,339	52,319
	81,770	8,310	8,113	190	7	23,089	49,272
阿蘇地域	32,811	6,542	6,122	394	26	6,482	19,702
	33,792	6,828	6,409	391	28	6,764	19,974
県 計	834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,591	563,243
	834,244	85,007	76,721	2,782	5,504	171,899	555,227

資料: 上段は平成27年国勢調査、下段は平成22年国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

(3) 民有林の概要

ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、114,964haで本県民有林面積(397,262ha)の29%を占めている。

林種別の面積は、表 - 5 に示すとおり人工林68,076ha、天然林27,201ha、その他19,686haで、人工林率は59.2%であり、県平均の60.8%より低くなっている。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ43.1%、ヒノキ13.1%、マツ0.7%(人工林と天然林の計)、クヌギ7.7%(人工林と天然林の計)、広葉樹等(注1)17.5%となっており、人工林ではスギの占める割合が県内で最も高くなっている。

また、本計画区では、しいたけ生産が盛んな菊池、阿蘇地域を含むため、他の計画区と比較してクヌギの割合が高いのが特色であり、その面積は8,890haで県のクヌギ林面積の57%を占めている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級（注2）別面積構成について見ると、
 図 - 1 に示すとおり、スギ、ヒノキとも12齢級（55～60年生）をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が8.6%となっており、県平均の10.4%に比べ低くなっている。

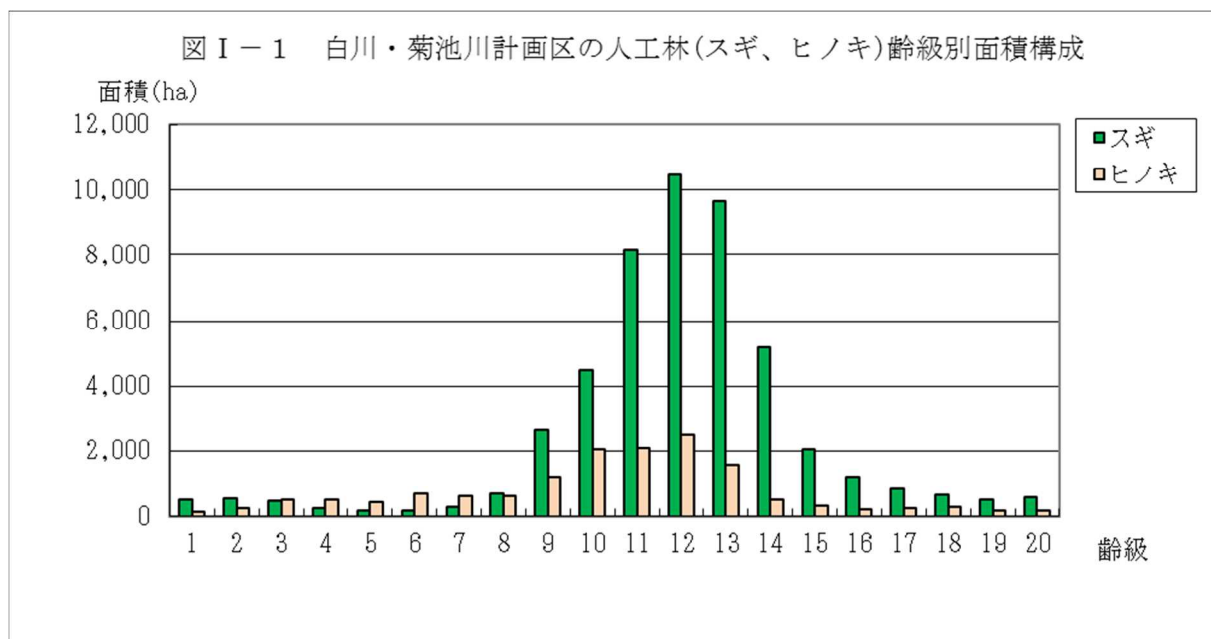
- （注1）「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。
 本本計画区においては、各地域に分布するブナクラス域の植生とヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表 - 6 のとおりである。
- （注2）「齢級」は、林齢を5年単位でまとめたものをいい、1齢級は1～5年、2齢級は6～10年としている。

表 - 5 白川・菊池川計画区における民有林の林種別樹種別面積
 単位 面積:ha、構成比:%

区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	114,964	100.0
人 工 林	68,076	59.2
スギ	49,509	43.1
ヒノキ	15,090	13.1
マツ	510	0.4
クヌギ	2,085	1.8
その他	883	0.8
天 然 林	27,201	23.7
マツ	262	0.2
クヌギ	6,806	5.9
広葉樹等	20,078	17.5
その他	55	0.0
そ の 他	19,686	17.1
竹林	4,311	3.7
無立木地等	15,376	13.4

資料：森林整備課

- 注) 1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。
 2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。
 3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。



資料：森林整備課

表 - 6 白川・菊池計画区における天然生広葉樹の植生区分

植生区分	分布する標高域	主要な構成樹種（高木層）	備考
ブナクラス域	スズタケ - ブナ群団	800～900m 900～1,300m	ブナ、カエデ類、ハリギリ、アカシデ、ミズキ、アオハダ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホオノキ、サウグルミ
	シラキ - ブナ群集	300～1,000m 600～1,500m	ブナ、カエデ類、ヒメシャラ、ミズナラ、クリ、ハリギリ、[モミ]、[ツガ]、アカシデ、アカガシ、イヌシデ
	カシワ - ミズナラ群集	300～1,100m 700～1,600m	ミズナラ、ハリギリ、カナクギノキ、ヤマグワ、ウリハダカエデ、ヤマザクラ、キハダ、ミズキ、アカガシ
ヤブツバキクラス域	ツガ - ハイノキ群集	500～1,000m	ブナ、アカシデ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、[ツガ]、ミズナラ、ホオノキ、アカガシ、ミズキ、ウラジロガシ、ハリギリ、コハウチワカエデ
	ケヤキ - イロハモミジ群集	400～1,000m 600～700m	ケヤキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ヤマグワ、ネムノキ、ミズキ、エノキ、イタヤカエデ
	シイ - カシ萌芽林	0～900m 400～1,000m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ
	クヌギ - コナラ群集	0～1,000m 400～1000m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き（熊本県農林水産部）

注）分布する標高域欄の は城北地域、 は阿蘇地域における標高域を示す。

イ 保安林

本計画区の保安林面積は 25,753ha で計画区内民有林面積の 23.1% を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が 21,187ha、土砂流出防備保安林が 4,091ha、土砂崩壊防備保安林が 152ha、その他が 323ha となっており、指定割合が県内平均（28.0%）よりも低くなっている。（平成 30 年度（2019 年度）末で重複指定面積を除く。）

ウ 自然公園等

本計画区内には、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、金峰山県立自然公園、小岱山県立自然公園が指定されている。

エ 所有形態別森林面積

本計画区の民有林について所有形態別に見ると、私有林が92,420haで80.4%を占め、公有林は、市町村有林（財産区有林を含む）が16,261ha（14.1%）、県有林が2,647ha（2.3%）であり、その他（公益社団法人 熊本県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等）が3,636ha（3.2%）となっている。

数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない。

オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、平成31年（2019年）4月現在で以下のとおりである。

水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
73,973ha（64.3%）

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
10,876ha（9.4%）

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
66,691ha（57.9%）

カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の民有林面積の推移を見ると、平成26年度（2014年度）調査時には115,241haであり、令和元年度（2019年度）調査では、114,964haに減少している。

一方、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、平成26年度（2014年度）調査時に374m³であり、令和元年度（2019年度）調査では391m³に増加している。特に、人工林の針葉樹については、475m³から498m³に増加している。

表 - 7 白川・菊池川計画区の民有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千m³、千束(竹林)

区 分		平成26年度(2014年度)調査			令和元年度(2019年度)調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 115,241	千m ³ (束) 35,757	m ³ (束) -	ha 114,964	千m ³ (束) 37,242	m ³ (束) -	
立 木 地	総 数	95,494	35,757	374	95,277	37,242	391	
	人工林	総 数	68,063	31,327	460	68,076	32,795	482
		針葉樹	65,182	30,970	475	65,122	32,417	498
		広葉樹	2,881	357	124	2,954	378	128
	天然林	総 数	27,431	4,430	161	27,201	4,447	163
		針葉樹	265	67	253	262	68	259
		広葉樹	27,166	4,363	161	26,939	4,379	163
	竹 林		4,363	(4,532)	(1,039)	4,311	(4,483)	(1,040)
	無立木地等		15,384	-	-	15,376	-	-

資 料: 熊本県森林整備課

注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。

2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

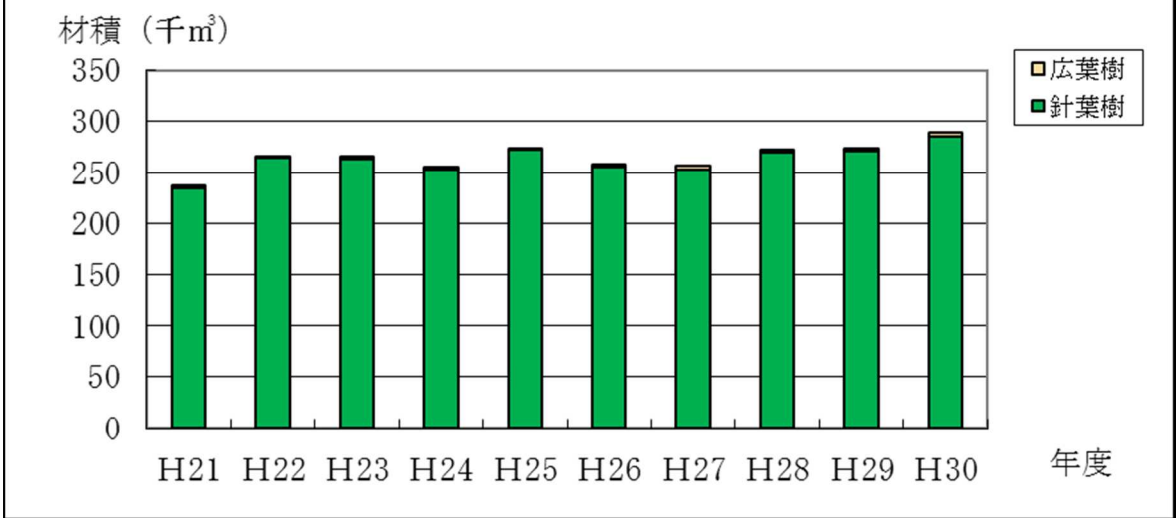
キ 伐採及び造林の動向

本計画区の民有林における伐採(素材生産量)の動向を見ると、図 - 2 に示すとおり大きな変動は見られず、ほぼ横ばいで推移しており、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10カ年平均では265千m³(針葉樹262千m³、広葉樹3千m³)が生産されている。

人工造林の動向を見ると、図 - 3 に示すとおりであり、再造林面積は平成27年度(2015年度)に232haであったものが平成30年度(2018年度)には175haに減少し、樹下植栽面積についても平成22年度(2010年度)に185haであったものが平成30年度(2018年度)には0haと、造林面積全体が減少傾向となっている。

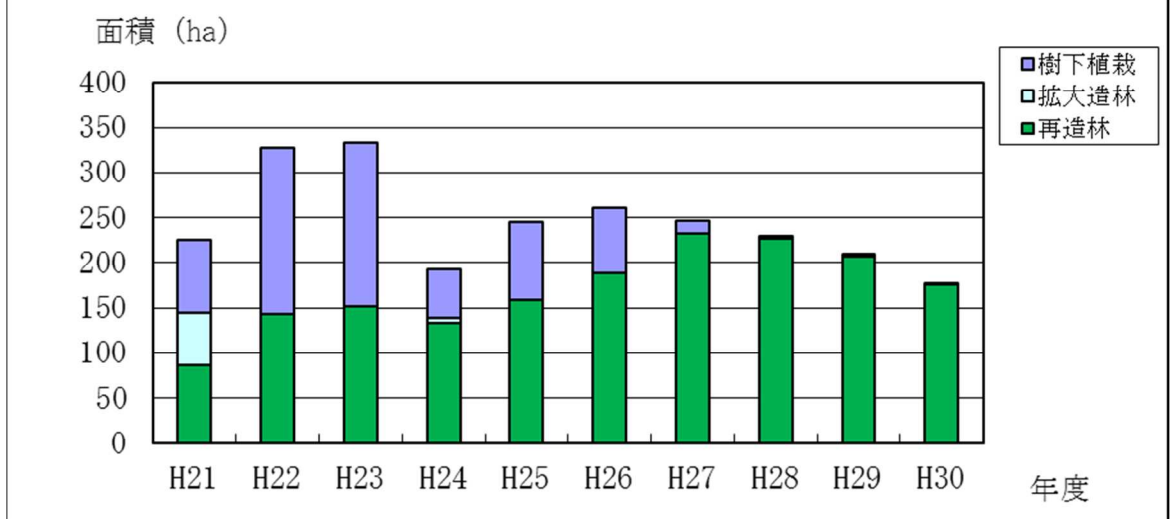
なお、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までに2,444haが造林されている。

図 I - 2 白川・菊池川計画区の民有林における伐採の動向



資料：熊本県林業統計要覧

図 I - 3 白川・菊池川計画区の民有林の造林面積推移



資料：熊本県林業統計要覧

- (1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。
- (2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。
- (3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における平成30年度(2018年度)末の既設^{きせつ}林道等は272路線(注)あり、既設延長は581kmとなっている。

林道等密度は、平成30年度(2018年度)末現在で熊本市1.3m/ha、玉名地域2.6m/ha、鹿本地域10.5m/ha、菊池地域6.8m/ha、阿蘇地域4.2m/ha、計画区全体で5.1m/haとなっており、県平均の5.4m/haを下回っている。

また、作業道については、平成30年度(2018年度)末現在で3,231路線、総延長1,835kmが整備されている。

(注) 林道等とは、森林基幹道、森林管理道、林業専用道をいう。

路線数は、複数の市町村にまたがる路線にあっては1路線として算出している。

ケ 林産物の生産等の状況

(ア) 木材の流通加工

本計画区の平成30年度(2018年度)末における素材市売市場は7箇所、その取扱量は、361千 m^3 となっている。本計画区内で生産された素材のほか、近隣の流域で生産された素材も熊本市を中心とした市場へ出荷されており、一部は県外や他流域の市場等へも出荷されている。

本計画区の平成30年度(2018年度)末における製材工場は55工場、219千 m^3 の製材品を生産しており、県全体(689千 m^3)の31.8%に当たる。また、木材チップを生産している工場は10工場、年間191千 m^3 の木材チップを生産しており、これは県全体(654千 m^3)の29.2%に当たる。

さらに高次加工施設として、集成材工場が1施設、プレカット工場が10施設設置されている。

(イ) 特用林産物

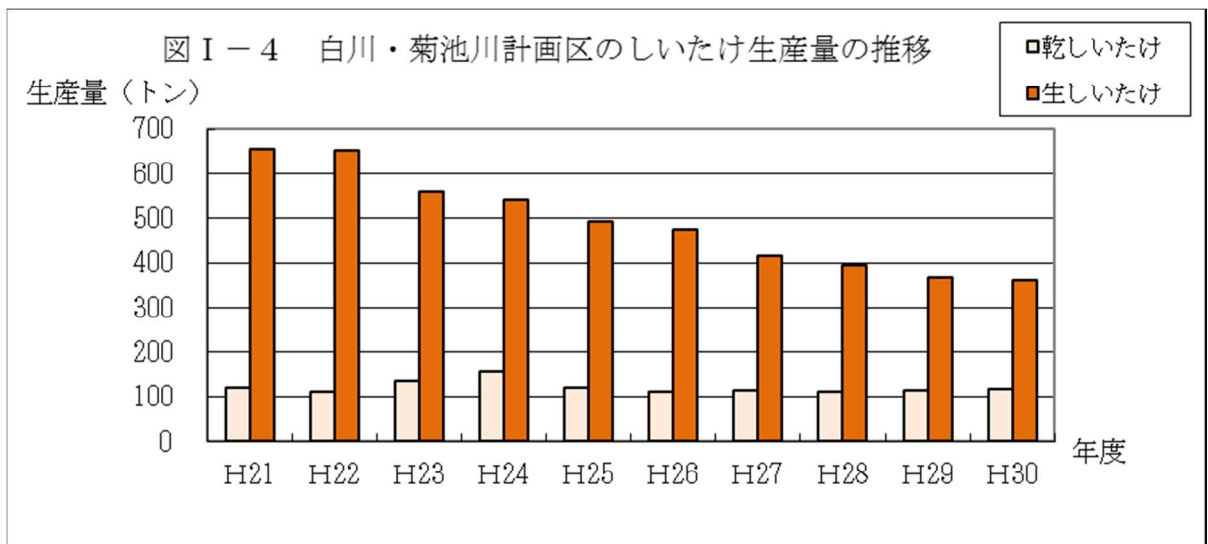
本計画区におけるしいたけの生産量を見ると、図 - 4 に示すとおり乾しいたけはほぼ横ばい傾向、生しいたけは減少傾向が見られる。

平成30年度(2018年度)の生産量は、乾しいたけ117トンで県全体(209トン)の56%、生しいたけが360トンで県全体(744トン)の49%を占めている。

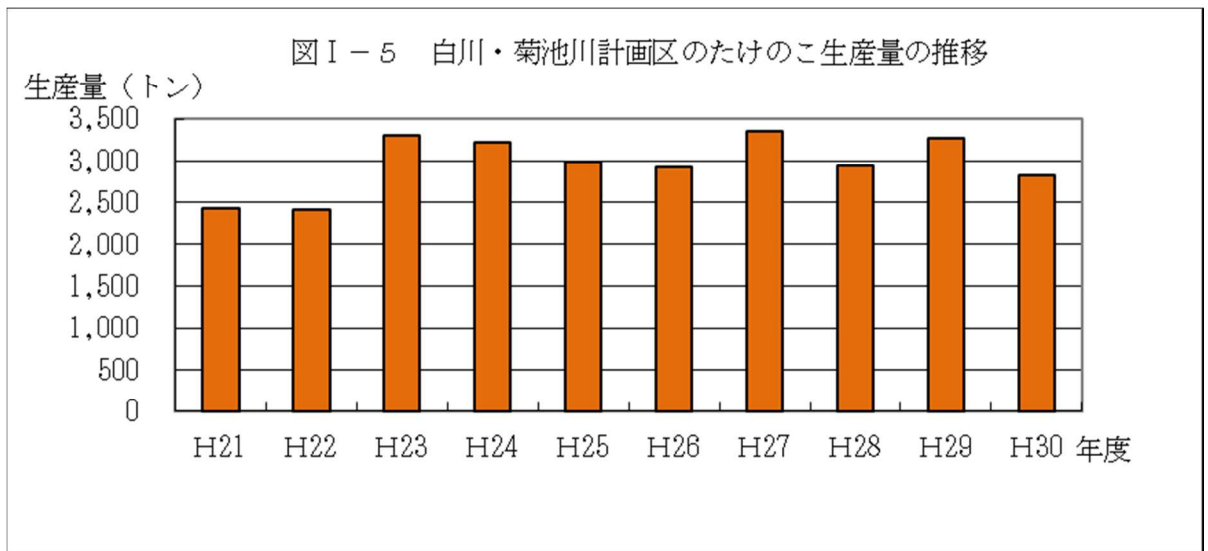
乾しいたけは、菊池市で多く生産されており、生しいたけは、玉名市、菊池市、小国町で多く生産されている。

たけのこについては、主に熊本市、玉名市、和水町、南関町、山鹿市で生産されており、平成30年度(2018年度)の生産量は、県全体(3,089トン)の92%を占める2,836トンとなっている。近年の生産量は図 - 5 に示すとおり、概ね3千tで推移している。

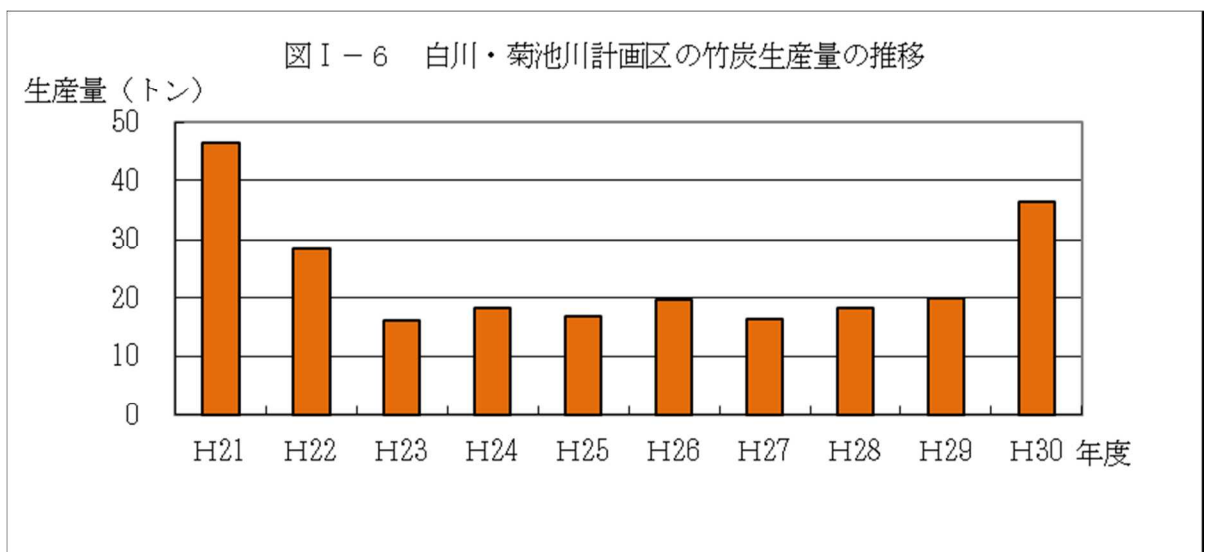
竹炭については、主に山鹿市、菊池市で生産されており、近年は、図 - 6 に示すとおり、概ね20トン前後で推移していたが、平成30年度(2018年度)は増加に転じ、県全体(37トン)の98%を占める36トンの生産量となっている。



資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間H27（2015）.4.1～H37（2025）.3.31）における前半5カ年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

主伐立木材積について

主伐については、表 - 8 のとおり主伐立木材積は855千 m^3 （実行率48%）となった。

主伐の実行率が計画を下回った要因として、木材価格の低迷や主伐後の再造林経費が高いこと等の問題がある。今後は、森林資源の充実に伴い主伐量が増加していくものと考えられることから、より一層、森林所有者の負担を軽減する再造林の効率化・低コスト化を図る必要がある。

さらに、林業の持続的な発展のためには、継続かつ安定的な木材の生産が可能となる資源構成を構築し、幼齢林から高齢林までの多様な森林をバランスよく育成することが必要であり、伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地の適確な更新が不可欠である。

間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 - 8 のとおり間伐面積は11,473ha（実行率67%）であり、間伐立木材積は1,219千 m^3 （実行率65%）となった。

間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施業を推進する必要がある。

また、林地に残置された未利用材を有効に活用するため、伐採木の多くを利用できる集材方法や伐採木の利用率向上による木質バイオマス発電等への活用推進が必要である。

造林面積について

人工造林と天然更新の面積は、表 - 8 のとおり1,512ha（実行率34%）となった。

人工造林については、主伐後の再造林が主となるが、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業による造林コストの低減化などの普及啓発を一層推進する必要がある。

林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、表 - 8 のとおり前計画期間（前半5カ年）においては開設が行われなかった。

現在、林道等の既設延長は581kmとなっており、民有林林道等整備計画（平成29年度（2017年度）策定）の令和58年度（2076年度）末の目標延長（本計画区：820km）に対し71%の達成率となっている。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合

わせて、地域の資源状況や作業システムに応じた整備が必要である。

保安林指定面積について

保安林面積は、計画の26,687haに対し25,906haとなり、若干計画を下回った指定面積となった。

今後も、計画的な保安林の指定が必要である。

治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の274地区に対し178地区(実行率65%)となった。

本計画区の7割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、平成28年熊本地震や集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

表 - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行歩合
伐採立木材積	3,656 千m ³	2,074 千m ³	57%
主伐	1,781 千m ³	855 千m ³	48%
間伐	1,875 千m ³	1,219 千m ³	65%
間伐面積	17,055 ha	11,473 ha	67%
造林面積	4,454 ha	1,512 ha	34%
人工造林	3,603 ha	1,020 ha	28%
天然更新	851 ha	492 ha	58%
林道等の開設()	14,405 m	0 m	0%
保安林面積(期末)	26,687 ha	25,906 ha	97%
治山事業施行地区	274 地区	178 地区	65%

() 林道及び林業専用道の合計延長

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。

また、1997年の京都議定書の採択（2005年発効）以降、地球温暖化防止に関連し、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

なお、森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、平成17年(2005年)4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第3期となる平成27年度（2015年度）からは「水源かん養機能などを発揮するための森林づくり」、「森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成」、「森林や木材を活かした地域・景観づくり」を3本柱に取組を推進しているところである。

さらに、令和元年度(2019年度)から譲与される森林環境譲与税を活用し、市町村が主体となって行う森林経営管理制度等の取組を推進することにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図っていく必要がある。

(2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、これまでの積極的な林種転換によって造成された人工林が68,076ha（人工林率：59.2%）に達している。また、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき段階を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

さらに、竹林が放置されることによる人工林等への侵入及びニホンジカによる植栽木（苗木）の食害や成木の剥皮被害が発生している状況である。

(3) 森林の整備及び保全の推進方向

(1)のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保しながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。このため、本計画においては(2)の現状を踏まえ、次の事項を推進することとする。

ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための、長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林的的確な保全・管理

イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や、伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林による林齢構成の平準化

ウ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、多様な森林の整備

エ 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の的確な保全

オ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備

カ 森林・林業・木材産業関係者等が一体となり、地域の合意形成を図りながら森林計画区の特성에応じた森林の整備や木材の安定供給、加工及び流通体制の整備を積極的に推進

(4) 基本的な考え方

ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即し、平成29年(2017年)3月に策定した「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて森林の整備と保全に関する事項について定める。

イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮することとする。

ウ の計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当な森林を対象とする。

森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養^{かん}」、「山地災害防止/土壌保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採(主伐)の標準的な

方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、公益的機能の確保に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、育成複層林の導入、拡大造林の縮小等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業（森林機能高度発揮の森林づくり事業）」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その一部が伐採時期を迎えるなど成熟化しつつあるものの、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、 で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成

の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境の保全に関する事項を定める。

林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道等整備計画の令和58年度（2076年度）末の目標延長（本計画区：820km、県全体：3,592km）、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の育成及び確保、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取り組みの方向性を定める。

森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当と

する森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除又は予防の方法等」及び「鳥獣による森林被害対策の方法」等について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害、獣害及び林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

また、「森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」について、林野火災の予防の方針を定める。

保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

計 画 事 項

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表 - 1 のとおりである。

表 - 1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)	市 町 村	面 積 (ha)
総 数	114,963.67	菊 池 市	12,653.70
熊 本 市	4,602.44	合 志 市	601.82
熊本地域計	4,602.44	大 津 町	4,233.68
荒 尾 市	911.36	菊 陽 町	296.06
玉 名 市	2,489.68	菊池地域計	17,785.26
玉 東 町	683.50	阿 蘇 市	19,706.51
南 関 町	3,380.03	南 小 国 町	8,992.75
長 洲 町	33.50	小 国 町	10,245.70
和 水 町	5,158.43	産 山 村	4,175.55
玉名地域計	12,656.50	高 森 町	12,567.59
山 鹿 市	13,493.15	南 阿 蘇 村	6,763.00
鹿本地域計	13,493.15	西 原 村	3,975.22
		阿蘇地域計	66,426.32

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。 1)

1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、において縦覧に供する。(地域振興局は、所管区域のみ)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表 - 2 のとおり定める。

表 - 2 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源 ^{かん} 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

その際、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能 / 土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件

を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しな

がらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 - 3 のとおり定める。

表 - 3 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	74,587	72,323
	育 成 複 層 林	1,041	2,716
	天 然 生 林	38,046	38,635
立木地の森林蓄積(m ³ /ha)		324	351

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構成する森林(天然木の割合が25%以下のものを含む。)で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐(2)等により伐採し、複数の樹冠層(3)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林（樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。）、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として天然力を活用(4)することにより成立させ維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(5)及び特殊林(6)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

- (1) 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。
- (2) 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)することである。
- (3) 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。
- (4) 「主として天然力を活用」とは、自然に落下した種子が発芽して生育することやぼう芽により更新を行うこと等である。
- (5) 「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。
- (6) 「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵養^{かん}、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われぬ森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいるところである。

本計画の具体的推進に当たっては、上記の基本計画と連携しつつ取り組むこととする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表 - 12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木竹の伐採（間伐を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表 - 4 を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

表 - 4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
白川・菊池川 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表 - 5 に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではないので留意するものとする。

表 - 5 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
白川・菊池川計画区	4 0 年	4 5 年	3 5 年	3 5 年	1 0 年	1 5 年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針
制限林、特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表 - 14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主

体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

- (イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種の選択がなされるよう留意するものとする。
- (ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。
- (エ) 苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

植栽本数の基準

樹種	植栽本数（ha当り）
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1,500本 ~ 3,000本

注）高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

それ以外の森林

基本的に上記と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めること

とし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、立地条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新(当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新)を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特長や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去(芽かき)

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町村の区域内の気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、原則として小班ごとに定めるものとする。

天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

(4) その他必要な事項

ア 育成複層林の導入計画面積

育成複層林の導入計画面積については、表 - 6 のとおり計画する。

表 - 6 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	575	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層木の植栽、更新補助作業)を初めて行うことである。

イ その他

(ア) 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(イ) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表 - 7に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

表 - 7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐時期(林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500~ 2,000	一般材		28~34					
		大径材		28~35	39~52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500~ 2,000	一般材		34~39					
		大径材		34~40	42~55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注) 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)

2 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表 - 8 に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

表 - 8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期 (林 齢)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ ヒノキ	←	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▶			
つる切り								←	-	-	-	-	-	-	-	▶
除伐								←	-	-	-	-	-	-	-	▶

(3) その他必要な事項

ア 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導することとする。

イ 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

エ その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のアの(ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定めたいうで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の立地条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源涵養機能の評価区分の高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の ~ の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機

能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
- b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
- c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
下記 ~ に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び

分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
 - b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
 - c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
 - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
 - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、

その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表 - 4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項

〔該当無し〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の整備については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道等について、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を促進することとする。

この場合、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等の基本的な考え方については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとす。

なお、基幹路網の現状は第6の4のとおりである。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表 - 9を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表 - 10を参考に定めるものとする。

表 - 9 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15°)	車両系	100～250	35～50
中傾斜地(15～30°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60～150	15～25
	架線系	15～50	
急峻地(35°～)	架線系	5～15	5～15

表 - 10 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150 ～200	30 ～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200 ～300	40 ～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300 ～500	50 ～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500 ～1500	500 ～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、熊本県林業専用道作設指針、熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林においては、小規模・分散型の所有形態が多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集約化や森林施業の共同化を促進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集約化が可能な地域を中心に、市町村、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

さらに、森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町村及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業事業体に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成対策を推進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成13年に阿蘇森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、平成31年(2019年)4月現在で5森林組合及び20の林業事業体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業事業体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、平成27年国勢調査によると934人で前回調査(平成22年:928人)と比較して6人増加しているが、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき平成30年度(2018年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の確保・育成のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」

を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の社会保険の加入促進等の就業環境や雇用条件の整備に対する支援や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」として新たに県が選定し支援する。

なお、本計画区内においては、認定事業体に平成26～30年度(2014～2018年度)の5カ年間で82人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業事業体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成22年(2010年)に1,536であったものが、平成27年(2015年)には1,274へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が40%を占めている。(2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス)

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループは、平成30年度(2018年度)現在で13グループ(会員252人、うち女性29人)であり、林業事業体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その育成・確保が重要な課題となっている。

そのため、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、平成29年度(2017年度)末現在で県全体の19%に当たる55台(プロセッサ15台、ハーベスタ11台、スイングヤーダ5台、フォワーダ24台)となっており、高性能林業機械によ

る作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した作業システムの導入を推進する。

また、高性能林業機械を用いた作業システムの普及・定着を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進する。

さらに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

また、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

当地域における林業生産活動の活性化及びその生産活動を通じた健全な森林づくりのためには、木材の加工・流通体制や木質バイオマス利活用体制の整備による地域産材の利用量の拡大が重要であることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即し、木材加工拠点、共同集出荷体制、流通ネットワーク及び木質バイオマス利活用等の施設整備を推進するものとする。

本計画区の製材工場は、平成30年度(2018年度)現在で55工場あり、このうち年間生産量が少量な工場については、協業化・共同化等による経営規模の拡大を図ることにより、生産性の向上と製品の高品質化を促進する。

なお、これら木材加工施設の整備による木材需要に対応するため、既存の原木市場の機能拡充を図るとともに、素材生産業者及び流通業者等の関係者が一体となって、山土場や中間土場において原木を用途別に仕分けするなど品質や性能が明確で需要者のニーズに即した原木を安定的に供給しうる生産・集出荷体制の整備を促進する。

また、本計画区には、木質バイオマス発電施設が平成30年度(2018年度)現在で3工場あり、今後も、林地残材となり利用されてこなかった木材を低コストで収集するシステムの整備を推進し、木材需要拡大への十分な対応を図る。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、たけのこ、栗及び竹炭があり、本県の生産量の大半を占めている。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけ、たけのこ等については、食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大等によるブランド化を図る。

(5) その他必要な事項

森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表 - 11のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

オ

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法
〔該当なし〕

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすこ

とのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。また、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

- (4) その他必要な事項
〔該当なし〕

表 - 11 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：h a

区 分	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	備 考
総 数		39,001	
熊 本 市	1 ~ 19,25,26,41 ~ 44,47 ~ 50,52 ~ 54,57,58,61 ~ 63,71 ~ 73,75 ~ 79,82,85,90 ~ 93,96,100,104	645	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
熊本市計		645	
荒 尾 市	1 ~ 13,17	683	土砂流出防備保安林、防火保安林、保健保安林、その他
玉 名 市	1 ~ 22,26 ~ 29,101,102,206	1,846	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
玉 東 町	2 ~ 4,14	37	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
和 水 町	1,2,4 ~ 13,18 ~ 31,33,35,37 ~ 43,46,49 ~ 56,101 ~ ,118,120 ~ 122	2,459	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
南 関 町	1 ~ 11,17,19,20,22 ~ 24,26,28 ~ 30,33,34,36 ~ 45	1,263	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、その他
長 洲 町		0	
玉名地域計		6,288	
山 鹿 市	1 ~ 18,20,21,23 ~ 27,31,33 ~ 73,76,78 ~ 95,97 ~ 121,124 ~ 135,147,148,152 ~ 154,157,158,161,163,167,168,171 ~ 182,184,186 ~ 196,201,202,211,214 ~ 216,218,219,221,222,224,226,228,229,231	6,616	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
鹿本地域計		6,616	
菊 池 市	1 ~ 8,10 ~ 13,16 ~ 30,37 ~ 40,45,46,49 ~ 52,54,55,59,60,62 ~ 83,87 ~ 92,101,103,111 ~ 118,125 ~ 127,129	6,940	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
合 志 市		0	
大 津 町	4,7,9,10,14 ~ 18,20 ~ 29,32,38,40	1,333	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
菊 陽 町		0	
菊池地域計		8,273	
阿 蘇 市	1 ~ 3,5,6,8 ~ 22,24,25,27 ~ 35,38,40,45,46 ~ 53,55 ~ 83,86,97,99,100,107,108,110,113,114,121,123 ~ 125,127,130 ~ 132	6,267	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、防火保安林、保健保安林、その他
南小国町	2,3,11,13 ~ 15,18,28,33,34,38 ~ 48,50,51,53 ~ 55,57 ~ 65	858	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、その他
小 国 町	1 ~ 8,10 ~ 12,16 ~ 29,32 ~ 35,38 ~ 44,46,48,51 ~ 56,60 ~ 65	1,649	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、その他
産 山 村	1 ~ 6,8,10 ~ 17,19,21 ~ 23,25 ~ 30,32 ~ 34	643	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
高 森 町	1 ~ 3,5 ~ 9,12 ~ 17,19,20,22,24 ~ 29,32 ~ 36,38 ~ 40,42,45 ~ 47,49,51,52,54,55,57 ~ 59,61 ~ 63,65,66,69 ~ 76,78 ~ 83,87,88	2,129	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
南阿蘇村	1 ~ 7,9 ~ 14,16 ~ 39,41 ~ 43,45 ~ 53,55 ~ 57	3,929	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防火保安林、保健保安林、その他
西 原 村	7 ~ 11,13 ~ 15,19,20 ~ 26	1,704	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
阿蘇地域計		17,179	

注1) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)である。

注2) 保安林の所在の詳細については、熊本県農林水産部森林局森林保全課、熊本県農林水産部中央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県農林水産部中央広域本部農林水産部林務課、熊本県農林水産部中央広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県農林水産部中央広域本部鹿本地域振興局林務課、熊本県農林水産部中央広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課に備え付けの保安林台帳により確認すること。(地域振興局は、所管区域のみ)

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域の特性に応じて計画的に推進することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止

資材の設置等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

(1) のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町村は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養^{かん}、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表 - 12)

単位：千m³

区分	総数			主伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹
総数	7,170	7,130	40	3,915	3,875	40	3,255	3,255
前半5カ年の計画量	3,600	3,580	20	1,895	1,875	20	1,705	1,705

2 間伐面積 (表 - 13)

単位：ha

区分	間伐面積
総数	32,555
前半5カ年の計画量	17,055

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表 - 14)

単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	10,134	7,995	2,139
前半5カ年の計画量	4,934	3,845	1,089

4 林道の開設及び拡張に関する計画

表 - 15 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長(m)
基幹路網	272	581,089
うち林業専用	54	65,484

注) 本表の路線延長には、改築延長を含まない。

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表 - 16のとおり。

表 - 16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間(R2.4.1~R12.3.31)

単位 延長:m

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		南関町	福山二城山線	2,413	4,120		1,707				203A	無	
		南関町 計		2,413	4,120	0	1,707	0	0				
玉名地域 計				2,413	4,120	0	1,707	0	0				
基幹		山鹿市	八方ヶ岳西線	30,347	30,347			200			52	無	
管理		山鹿市	開山線	933	933			933			102A	無	
管理		山鹿市	男岳線	1,041	1,041			1,041			104A	無	
管理		山鹿市	麻生線	1,150	1,150			1,150			106A	無	
管理		山鹿市	西岳本手線	1,520	1,520			1,520			107A	無	
管理		山鹿市	平線	810	810			810			108A	無	
管理		山鹿市	迫浦線	1,138	1,138			1,138			109A	無	
管理		山鹿市	上後川内線	450	450			450			111A	無	
管理		山鹿市	長橋線	363	363			363			112A	無	
管理		山鹿市	叶田線	4,002	4,002			2,392			113A	無	
管理		山鹿市	向野線	1,260	1,260			259			114A	無	
管理		山鹿市	小原線	1,010	1,010			1,010			115A	無	
管理		山鹿市	後川内線	960	960			960			116A	無	
管理		山鹿市	馬場野線	4,398	4,398			4,398			117A	無	
管理		山鹿市	後山線	560	560			560			118A	無	
管理		山鹿市	三楠線	1,003	1,003			1,003			119A	無	
管理		山鹿市	柚木谷線	1,018	1,018			1,018			120A	無	
管理		山鹿市	黒猪線	260	260			260			124A	無	
管理		山鹿市	第二黒猪線	500	500			500			125A	無	
管理		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1,040			1,040			126A	無	
管理		山鹿市	長尾線	1,459	1,459			1,459			127A	無	
管理		山鹿市	広見線	1,040	1,040			1,040			129A	無	
管理		山鹿市	西岳北向線	3,613	3,613			236			130A	無	
管理		山鹿市	高野線	4,000	4,000			200	3,413		131A	無	
管理		山鹿市	外野線	600	600			600			132A	無	
管理		山鹿市	桑弦線	2,311	2,311			280			133A	無	
管理		山鹿市	迫線	834	834			634			134A	無	
管理		山鹿市	小川内線	1,445	1,445			1,005			135A	無	
管理		山鹿市	長谷川線	1,414	1,414			1,200			136A	無	
管理		山鹿市	車谷線	520	520			700			137A	無	
管理		山鹿市	阿佐古線	864	864			264			141A	無	
管理		山鹿市	上津野線	511	511			281			143A	無	
管理		山鹿市	岩原線	286	286			286			145A	無	
管理		山鹿市	霜野線	740	740			270			146A	無	
管理		山鹿市	中浦線	3,131	3,131			2,521			147A	無	
管理		山鹿市	寺米野線	1,586	1,586			681			148A	無	
管理		山鹿市	上岩原線	825	825			625			149A	無	
管理		山鹿市	三楠竹の谷線	7,193	7,193			600			151B	無	
管理		山鹿市	竹山西岳線	3,290	5,150		1,860				202A	無	
管理		山鹿市	堂原線	2,005	3,705		1,700				204A	無	
管理		山鹿市	高城線	1,126	1,326		200				206C	無	既設121A
管理		山鹿市	櫛毛線	0	800		800				207A	無	
管理		山鹿市	車谷2号線	0	800		800				208A	無	
管理		山鹿市	井ノ月線	440	1,840		1,400				210A	無	
管理		山鹿市	柿木田線	0	1,800		1,800				211B	無	
管理		山鹿市	山ノ口線	0	2,140		2,140				212A	有	
		山鹿市 計		92,996	103,696	0	10,700	400	36,900				
鹿本地域 計				92,996	103,696	0	10,700	400	36,900				

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
基幹		菊池市	八方ヶ岳線	16,991	16,991			400			50	無	
基幹		菊池市	水源線	0	18,000		2,000		6,000		59	無	
基幹		菊池市	竜門線	14,532	14,532			400			84	無	
管理		菊池市	宮ノ上線	576	576				100		115A	無	
管理		菊池市	生蘇線	1,475	1,475				800		116A	無	
管理		菊池市	椎場1号線	1,796	1,796				100		117A	無	
管理		菊池市	椎場2号線	1,376	1,376				100		118A	無	
管理		菊池市	白木線	388	388				100		119A	無	
管理		菊池市	新山1号線	8,169	8,169			600			120A	無	
管理		菊池市	北旭野線	0	2,000		2,000				201A	無	
管理		菊池市	麓線	0	2,000		2,000				202B	無	
管理		菊池市	岩本線	0	4,000		4,000				203A	無	
管理		菊池市	二本松線	2,682	2,682				200		208B	無	
管理		菊池市	酒造野陣内線	497	497				415		126A	無	209A 126A 山鹿市209A
管理		菊池市	足手荒神山線	0	750		750		750		210A	無	
管理		菊池市	谷山線	0	400		400		400		212A	無	
管理		菊池市	中原・松島線	0	1,300		1,300		1,300		213A	無	
管理		菊池市	山の神線	0	2,000		2,000		2,000		214B	無	
管理		菊池市	銭亀線	0	4,000		1,670		1,670		215A	無	
管理		菊池市	獅子ヶ城線	1,370	2,705		1,335				216B	無	既設112A
管理		菊池市	獅子ヶ城2号線	0	660		660						作業道編入
管理		菊池市	焼塚線	0	495		495						作業道編入
		菊池市 計		49,852	86,792	0	18,610	1,400	13,935				
管理		大津町	猪郷谷線	3,256	3,256				2,000		101A	無	
管理		大津町	中畑線	1,000	2,500		1,500				203B	有	今回追加 既設103A
管理		大津町	高尾野線	0	1,200		1,200				202B	無	
		大津町 計		4,256	6,956	0	2,700	0	2,000				
		菊池地域 計		54,108	93,748	0	21,310	1,400	15,935				
管理		阿蘇市	大河原線	2,910	2,910				2,240		101A	無	
管理		阿蘇市	梶畑線	1,280	1,280				1,280		102A	無	
管理		阿蘇市	大人線	1,388	1,388				928		105A	無	
管理		阿蘇市	金打線	2,195	2,195				871		106A	無	
管理		阿蘇市	石原線	1,828	1,828				1,088		107A	無	
管理		阿蘇市	一里山線	709	709				709		113A	無	
管理		阿蘇市	鬼ヶ城線	2,867	2,867				1,740		115A	無	
管理		阿蘇市	堂免線	964	964				964		116A	無	産山村116A
管理		阿蘇市	小池線	2,145	2,145				2,145		124B	無	
管理		阿蘇市	山田線	2,794	2,794				2,794		125A	無	
管理		阿蘇市	小倉A線	2,722	2,722				2,722		126A	無	
管理		阿蘇市	大峠線	0	1,700		1,700				201B	無	
		阿蘇市 計		21,802	23,502	0	1,700	0	17,481				
管理		南小国町	小敷樋ノ口線	0	2,800		2,800				5	無	その他農林道
管理		南小国町	湯田甲の瀬線	0	2,900		2,900				9	無	その他 間接利用区域29
管理		南小国町	原口平線	910	910			500			102A	無	
管理		南小国町	北二又線	700	700			500			103A	無	
管理		南小国町	牛房草線	2,580	2,580			500			104A	無	
管理		南小国町	河内線	4,478	4,478				200		105A	無	
管理		南小国町	立岩線	1,889	1,889				300		106A	無	
管理		南小国町	湯田線	1,628	1,628			1,000			111A	無	
管理		南小国町	倉刈線	1,099	1,099			500	500		113A	無	
管理		南小国町	上ウツオギ線	1,816	1,816				1,200		114A	無	
管理		南小国町	野尾野線	963	963				300		115B	無	阿蘇市121B
管理		南小国町	小波瀬線	926	926			300			120A	無	
管理		南小国町	上ノ山線	1,423	1,423			500	1,423		122A	無	
管理		南小国町	瀬戸ノ口線	3,868	3,868				2,000		124A	無	
管理		南小国町	馬場上線	2,319	2,319				789		125A	無	
管理		南小国町	持井手線	2,515	2,515				2,500		126A	無	
管理		南小国町	打手原線	0	1,950		1,950				204A	無	
管理		南小国町	上小波瀬線	0	1,500		1,500				205A	無	
管理		南小国町	黒川線	0	1,800		1,800				208A	無	
管理		南小国町	兵底線	0	1,500		1,500				210A	無	
管理		南小国町	岩屋線	0	2,300		2,300				211A	無	
		南小国町 計		27,114	41,864	0	14,750	3,800	9,212				

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考	
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長					
管理		小国町	小藪樋/口線	0	1,600		1,600				5	無	その他農林道	
基幹		小国町	黒淵下城線	0	16,600		16,600				6	無	基幹農林道	
管理		小国町	上滴水線	3,134	3,134				2,874		102A	無		
管理		小国町	高津屋線	1,713	1,713			784	1,119		103A	無		
管理		小国町	赤鹿線	2,257	2,257				1,132		104A	無		
管理		小国町	寺尾野線	841	841				241		107A	無		
管理		小国町	浅瀬線	839	839				819		108A	無		
管理		小国町	千辺線	1,100	1,100				1,020		109A	無		
管理		小国町	薄野線	1,030	1,600		570	1,030	1,359		110B	無		
管理		小国町	扇山線	1,145	1,145			1,145	1,125		111A	無		
管理		小国町	北弓田線	1,507	1,507				1,183		112A	無		
管理		小国町	田ノ尻線	2,200	2,200				753		113A	無		
管理		小国町	池ノ内線	490	490				490		114A	無		
管理		小国町	下巢線	3,078	3,078			500			115A	無		
管理		小国町	馬込線	620	620				620		116A	無		
管理		小国町	三田河内線	1,143	1,143				674		118A	無		
管理		小国町	手水野線	2,550	2,550			1,000			119A	無		
管理		小国町	秋原線	2,169	2,169				1,350		120A	無		
管理		小国町	赤谷線	1,080	1,080			500	80		121A	無		
管理		小国町	石井線	853	853				753		122A	無		
管理		小国町	湯ノ平線	3,638	3,638			500	2,934		123A	無		
管理		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1,622				1,622		125A	無		
管理		小国町	岩ノ上線	1,962	1,962				1,198		126A	無		
管理		小国町	北里弓田線	4,053	4,053				2,514		127A	無		
管理		小国町	宮ノ台線	1,436	1,436				1,237		128A	無		
管理		小国町	松ノ本線	1,892	1,892			500	1,727		129B	無		
管理		小国町	蛭石線	763	763				763		130A	無		
管理		小国町	馬場野線	766	766				766		132A	無		
管理		小国町	弥太郎谷線	664	664				664		135A	無		
管理		小国町	片草線	820	820				710		136A	無		
管理		小国町	手水野東河内線	3,044	3,044				2,810		138A	無		
管理		小国町	室原II線	1,718	1,718				1,559		140A	無		
管理		小国町	後ヶ山線	1,692	1,692				1,672		141A	無		
管理		小国町	湯田山線	0	1,500		1,500		500		211A	無		
管理		小国町	坂本線	0	2,000		2,000		1,000		213A	無		
管理		小国町	山ノ口線	0	700		700		500		214A	無		
管理		小国町	位河内線	2,440	3,440		1,000		3,403		219A	無		
管理		小国町	永畑線	1,916	2,344	428		200	1,916		220A	無		
管理		小国町	大石原線	0	1,200		1,200		1,200		221B	無		
管理		小国町	東河内線	0	500		500		500		222B	無		
管理		小国町	室原線	898	1,558		660		898		223A	無		
管理		小国町	上戸谷線	1,651	1,651				1,069		145A	無	224A 145A	
管理		小国町	二本木線	315	315		0		315		144A	無		
管理		小国町	倉谷線	0	900		900		200		225A	無		
管理		小国町	薄瀬線	0	1,500		1,500		500		226A	無		
管理		小国町	高花線	1,561	1,561				811		146B	有		
		小国町 計		60,600	89,758	428	28,730	6,159	48,580					
管理		産山村	中山鹿線	970	970				864		101A	無		
		産山村 計		970	970	0	0	0	864					
管理		高森町	米の山線	1,340	1,340				1,340		102A	無		
管理		高森町	小練原線	1,330	1,330				300		108A	無		
管理		高森町	化粧田線	3,215	3,215				1,200		110A	無		
管理		高森町	寺小野線	1,300	1,300				590		111A	無		
管理		高森町	札峠線	1,304	1,304				400		112A	無		
管理		高森町	山下線	1,354	1,354				200		113A	無		
管理		高森町	下山・久保線	1,270	1,270				1,270		109A	無	209C 109A	
		高森町 計		11,113	11,113	0	0	0	5,300					
管理		南阿蘇村	上久木野線	3,911	3,911				970		102A	無	一部農道編入	
管理		南阿蘇村	下久木野線	6,572	6,572				450		105A	無		
		南阿蘇村 計		10,483	10,483	0	0	0	1,420					
阿蘇地域 計				132,082	177,690	428	45,180	9,959	82,857					
総 計				281,599	379,254	428	78,897	11,759	135,692					

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積（表 - 17）

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	27,548	26,727	
水源涵養のための保安林	21,955	21,604	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	5,309	4,839	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	2,563	2,565	保健保安林等

- 注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
(表 - 18)

指定 解除 の別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由
		市 町 村	区域	ha	前半5ヵ年 の計画面積	
指定	総数(実面積)			1,658	830	
	水源涵養の ための保安 林	玉 東 町		6	3	森林の持つ洪水調整機能と湧水緩 和機能により、下流一帯の洪水の 防止及び水資源の確保に資するた め
		和 水 町		25	13	
		南 関 町		11	6	
		山 鹿 市		80	40	
		菊 池 市		180	90	
		大 津 町		62	31	
		阿 蘇 市		38	19	
		南 小 国 町		43	22	
		小 国 町		114	57	
		産 山 村		12	6	
		高 森 町		66	33	
		南 阿 蘇 村		62	30	
		西 原 村		14	7	
	計		713	357		
	災害防備の ための保安 林	熊 本 市		17	9	森林の持つ土砂流出防備機能等 により、林地の保全及び下流一帯の 保安維持に資するため
		荒 尾 市		17	9	
		玉 名 市		22	11	
		玉 東 町		6	3	
		和 水 町		48	24	
		南 関 町		5	3	
		山 鹿 市		118	59	
		菊 池 市		19	10	
		大 津 町		87	43	
		阿 蘇 市		163	82	
		南 小 国 町		45	22	
		小 国 町		191	95	
		産 山 村		13	7	
		高 森 町		133	66	
		南 阿 蘇 村		49	24	
	西 原 村		12	6		
	計		945	473		
	解除	総数(実面積)			16	9
水源涵養の ための保安 林		南 関 町		0	0	
		山 鹿 市		1	1	
		菊 池 市		0	0	
		阿 蘇 市		1	0	
		産 山 村		0	0	
		高 森 町		1	1	
		西 原 村		1	1	
		南 阿 蘇 村		7	3	
計			11	6		
災害防備の ための保安 林		玉 名 市		1	0	
		和 水 町		1	1	
		山 鹿 市		1	0	
		大 津 町		1	1	
		小 国 町		0	0	
		高 森 町		0	0	
		南 阿 蘇 村		1	1	
計			5	3		
保健、風致の保存等 のための保安林	和 水 町		3	1		
	計		3	1		

注1 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。

指定の理由の消滅(受益の対象の消滅)

指定の理由の消滅(自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難)

指定の理由の消滅(保安林の機能に代替する施設等の設置)

指定の理由の消滅(森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない)

指定の理由の消滅(錯誤指定)

公益上の理由

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表 - 19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための 保安林			6,677	6,677	6,677
災害防備のための 保安林			1,825	1,825	1,825
保健、風致の保存 等のための保安林			176	176	176

（ 2 ）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表 - 20)

表 - 20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5ヵ年 計画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
総 数		343	202		
熊 本 市	植木町舟島	1	0	山腹工	
	植木町正清	1	0	山腹工	
	小 計	2	0		
熊本地域計		2	0		
荒 尾 市	府本	2	1	溪間工	
	平山	2	1	溪間工	
	小 計	4	2		
玉 名 市	石貫	2	1	溪間工	
	玉名	2	1	溪間工、森林整備	
	山部田	2	1	山腹工	
	三ツ川	2	1	溪間工	
	築地	3	1	溪間工、森林整備	
	富尾	3	2	溪間工、森林整備	
	立願寺	3	1	溪間工、森林整備	
	山田	1	1	溪間工	
	小 計	18	9		
玉 東 町	木葉	2	1	山腹工	
	小 計	2	1		
和 水 町	蜻浦	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	岩	2	1	山腹工	
	荻原	2	1	森林整備	
	上十町	2	1	山腹工、森林整備	
	江栗	2	1	山腹工	
	大田黒	2	1	溪間工、山腹工	
	上和仁	2	1	溪間工、森林整備	
	日平	2	1	森林整備	
	西吉地	2	1	山腹工、森林整備	
	久井原	2	1	森林整備	
	用木	2	1	森林整備	
	山十町	2	1	溪間工、森林整備	
	小 計	26	13		
南 関 町	豊永	2	1	森林整備	
	関外目	2	1	山腹工	
	久重	2	1	森林整備	
	四ツ原	2	1	森林整備	
小 計	8	4			
玉名地域計		58	29		
山 鹿 市	小坂	1	1	森林整備	
	鹿北町岩野	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町多久	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町芋生	5	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町椎持	10	6	溪間工、山腹工、森林整備	
	鹿北町四丁	6	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町山内	5	3	溪間工、森林整備	
	菊鹿町矢谷	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町長	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町上内田	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町下内田	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊鹿町池永	2	2	溪間工、山腹工	
	菊鹿町相良	2	2	森林整備	
	菊鹿町阿佐古	2	2	溪間工、山腹工	
	鹿央町合里	5	4	溪間工、山腹工	
	鹿央町岩原	2	2	溪間工	
	小 計	65	49		
鹿本地域計		65	49		

森 林 の 所 在		治山事業施 行 地 区 数	前 半 5 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
菊 池 市	班蛇口	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	龍門	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	原	4	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	四町分	1	1	森林整備	
	下河原	1	1	山腹工	
	市野瀬	1	0	山腹工	
	旭志弁利	2	2	山腹工、森林整備	
	旭志麓	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	旭志伊萩	1	0	山腹工	
	木庭	1	1	山腹工	
	小 計	19	17		
大 津 町	真木	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	瀬田	2	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	古城	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	外牧	2	2	山腹工、森林整備	
	岩坂	1	1	山腹工	
	小 計	12	12		
菊池地域計		31	29		
阿 蘇 市	一の宮町萩の草	2	1	山腹工	
	一の宮町宮地	1	0	溪間工	
	一の宮町北坂梨	1	0	溪間工、森林整備	
	一の宮町坂梨	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町三野	6	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町手野	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町中通	1	1	山腹工、森林整備	
	赤水	1	0	溪間工	
	小倉	1	0	溪間工	
	乙姫	1	0	溪間工	
	狩尾	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	蔵原	1	0	溪間工	
	車帰	4	2	溪間工、山腹工	
	黒川	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	黒川丁	1	0	溪間工	
	小池	1	0	山腹工	
	竹原	2	0	溪間工	
	西町	1	1	溪間工	
	永草	1	0	溪間工	
	西小園	1	1	溪間工	
	西湯浦	1	1	溪間工	
	的石	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	三久保	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	南宮原	1	1	溪間工、山腹工	
	山田	2	1	溪間工、山腹工	
	湯浦	1	1	溪間工、森林整備	
	波野大字小園	1	0	溪間工	
	波野大字小地野	1	0	溪間工、森林整備	
	波野大字新波野	1	0	溪間工	
	波野大字滝水	1	0	山腹工	
波野大字中江	2	1	溪間工、山腹工		
波野大字波野	1	0	溪間工		
波野大字赤仁田	1	0	溪間工		
	小 計	59	26		

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5カ年 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
阿蘇地域計	南小国町	赤馬場	4	2	山腹工	
		中原	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		満願寺	4	2	溪間工、山腹工	
		小計	12	6		
	小国町	上田	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		北里	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
		黒淵	6	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		下城	8	4	溪間工、山腹工、森林整備	
		西里	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		宮原	5	3	山腹工	
		小計	29	16		
	産山村	産山	1	0	山腹工	
		大利	3	2	溪間工、山腹工	
		片俣	1	1	山腹工	
		田尻	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		山鹿	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		小計	13	8		
	高森町	尾下	1	0	溪間工、森林整備	
		上色見	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
		河原	2	1	溪間工、山腹工	
		草部	2	1	山腹工	
		色見	3	2	溪間工、森林整備	
		下切	2	1	山腹工	
		菅山	1	1	山腹工	
		芹口	1	0	山腹工	
		高森	12	6	溪間工、山腹工	
		津留	1	1	山腹工、森林整備	
		中	1	0	溪間工	
		永野原	1	0	溪間工	
		野尻	1	1	溪間工、森林整備	
		矢津田	2	1	山腹工	
	小計	32	16			
南阿蘇村	一関	1	0	溪間工		
	河陰	6	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	河陽	6	3	溪間工、山腹工		
	下野	1	0	溪間工		
	白川	1	0	溪間工		
	立野	2	2	溪間工、山腹工		
	中松	2	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	長野	2	2	溪間工、山腹工、森林整備		
	久石	9	5	溪間工、山腹工		
	吉田	1	0	溪間工		
	両併	2	0	溪間工		
小計	33	17				
西原村	河原	4	2	溪間工、山腹工		
	布田	1	1	山腹工		
	小森	1	1	溪間工、山腹工		
	鳥子	1	0	山腹工		
	宮山	2	2	溪間工、森林整備		
	小計	9	6			
阿蘇地域計		187	95			

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期
〔該当なし〕

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法
〔表 - 21のとおり〕

表 - 21 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	玉名市	3~5	113	<p>1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの)にあっては禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>3 面積等 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところにより、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (3) 間伐について伐採年度ごとに伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が10分の8を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算してからおおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。</p>	<p>植栽によらなければ確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗木を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
	玉東町	3	23		
	和水町	7,23,27,122	36		
	南関町	7~9,44	140		
	山鹿市	1~4,13,15~18,20,23,25,26,33~44,46~50,52~65,68~72,79~84,87~89,97,98,99~113,117~119,127~131,154,173,175~178,181,182,184,186~189,191,194,215,216,219,224	3,598		
	菊池市	3~8,11~13,16~30,39,40,51,62~76,79,92,113~117,125~127	4,900		
	大津町	7,10,14,15,17,20~29,32,38	1,138		
	阿蘇市	1~3,5,6,8~14,16~22,24,25,27~31,45,46,48~53,55~71,73~75,77~81,110,113,114,123~125,127,130~132	3,610		
	南小国町	14,33,40,41,42,44,45,48,53,54,57~63	429		
	小国町	4,6,7,16~22,24,25,27,28,43,44,52,53,63~65	587		
	産山村	1~4,8,10,12,14~17,19,23,27,28,33	501		
	高森町	2,3,5~7,9,13~17,24~29,32~36,38~40,45,51,52,54,57,58,62,63,65,66,73~76,78,80~,83	1,337		
	南阿蘇村	2~7,9,10,13,14,18~29,31~35,37,38,45,48,50~53,55~57	3,061		
西原村	8,9,13~15,19~21,26	1,714			
計		21,187			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	熊本市	1,2,8,10,17,25,26, 41,47,52,54,57,58,75 ~78,85,90,100	178	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	荒尾市	1~7,9,10	264		
	玉名市	1~12,19,21,22,27, 28,101,102	258		
	玉東町	4	2		
	和水町	1,2,5,6~12,18,19,22 ~25,27,28,33,35,37, 43,46,56,101~103, 106,107,120~122	520		
	南関町	1,2,9,22~24,26,28, 29,33,43	54		
	山鹿市	2~12,16,18,20,21, 23,25,26,31,32,44, 45,47~50,53,61,63, 67~71,73,76,78~80, 82~85,90~93,97, 110,115~119,121, 125,128~131,133, 147,157,158,167, 168,172,174,175,179 ~181,186,211,218, 219,221,222,224,226, 228,229	681		
	菊池市	1,6,10,13,37,38,45, 46,49,51,54,55,59, 62,63,66,68,69,70, 76,77,79,82,83,87, 88,89,90,91,92,101, 103,111,112,115,116, 118	200		
	大津町	4,40	5		
阿蘇市	1,5,6,8~22,24,28,32 ~35,38,40,47,50,52, 53,55~58,62~66,69 ~71,76,77,79~83, 86,97,99,100,107, 108,110,113,114,121, 127,132	638			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	南小国町	3,11,13,15,18,28,34, 38,40~42,45~47,50, 51,53~55,57,59,60, 63~65	112		
	小国町	2~5,8,10~12,17~24, ,26~29,33,34,40~44, ,52~54,56,60~62	505		
	産山村	1~4,6,10~13,19,21 ~23,25~27,29,30,32 ~34	82		
	高森町	1~9,12~17,19,20,22, ,24,25,27~29,42,46, 47,49,51,55,57~59,6 1,62,65,66,69,71,72, 74,78,83,87,88	354		
	南阿蘇村	1,3~7,10,12,13,16~ 21,24~31,33~39,43, 45~47,49,51~53,56, 57	196		
	西原村	10,11,13,22~24,26	42		
	計		4,091		
土砂崩壊防備保安林	熊本市	2,3,26,82,96,104	7	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	玉名市	7	1		
	和水町	103~105,113,117,120	5		
	南関町	4,20	4		
	山鹿市	11,24,62,116,199,228	26		
	菊池市	10,40,45,46,49,50, 59,63,77,82,90,91, 129	22		
	大津町	18	1		
	阿蘇市	20	1		
	小国町	21,22,25,35,38	46		
	産山村	5,22	2		
	高森町	13	35		
	南阿蘇村	23,51	2		
計		152			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
防風保安林	山鹿市	173	2	1 伐採種 (1) 林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のもの)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のもの)にあっては、禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。	水源かん養保安林に同じ。
	計		2	2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	
落石防止保安林	熊本市	2,3,9,15,44,47,48,49	12	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐とする。 (2) その他の森林にあっては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	玉名市	20,22	4		
	山鹿市	45	1		
	菊池市	10,49,76,77	7		
	阿蘇市	1	4		
	計		28		
防火保安林	荒尾市	7,10	4	1 伐採種 禁伐とする。	
	阿蘇市	46	1		
	南阿蘇村	48	3		
	計		8		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
保健保安林	熊本市	25,26	153 兼種(94)	<p>1 伐採種</p> <p>(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>(2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(3) その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。</p>	水源かん養保安林に同じ。
	荒尾市	1~3,7,10	98 兼種(98)		
	玉名市	3,4,11	202 兼種(202)		
	玉東町	3	21 兼種(21)		
	和水町	24,122	14 兼種(6)		
	山鹿市	2,3,69~71,81,111~113,191~196,215,216,219	507 兼種(360)		
	菊池市	113,126,127	255 兼種(236)		
	大津町	25	59 兼種(59)		
	阿蘇市	21,22,24,25,31,48,81	375 兼種(355)		
	産山村	15	15		
	高森町	13,75	71 兼種(71)		
	南阿蘇村	6,7,10,13,18,37,48,50,51	730 兼種(713)		
	西原村	9,13,15	68 兼種(68)		
計		2,568 兼種(2,283)			
国立公園特別保護地区	阿蘇市	21,22,24,25	184	<p>1 伐採種</p> <p>禁伐とする。ただし、次の場合に限り伐採を行うことができる。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要とみとめられるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のため必要と認められるもの</p> <p>(3) 病虫害の防除、防災、風致の維持その他森林の管理として行われるもの</p> <p>(4) 測量のためにおこなわれるもの</p>	
	南阿蘇村	6,7,10,13,18	17		
	計		201		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国立公園 種特別域	阿蘇市	24, 25, 28, 30 ~ 33	389	1 伐採種 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限 り次により単木択伐を行う ことができる。 (1)伐期齢は、標準伐期齢に見 合う年齢に10年以上加えて 決定する。 (2)択伐率は、現在蓄積の10% 以内とする。	
	南阿蘇村	6, 7, 10, 13, 18	562		
	計		951		
国立公園 種特別域	菊池市	127	103	1 伐採種 (1)原則として択伐によるもの とする。択伐率は、用材林に おいては現在蓄積の30%以 内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 (2)国立公園計画に基づく車 道、歩道、集団施設地区及び 単独施設の周辺(造林地、要 改良林分、薪炭林を除く。)は、 原則として単木択伐による ものとする。 (3)風致の維持に支障のない限 り、皆伐によることができる。 その場合の伐区は、次の とおりとする。 1伐区の面積は、2ha以内と する。 伐区は、更新後5年以上経 過しなければ連続して設定 することはできない。この場 合においても、伐区は努めて 分散させなければならない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢 以上とする。	
	阿蘇市	1 ~ 3, 6 ~ 8, 10 ~ 13, 21, 22, 24, 25, 27, 28, 30, 31, 32 ~ 34, 38 ~ 40, 47, 48, 62 ~ 70, 74 ~ 79, 81	2,139		
	南小国町	16, 18, 26	191		
	産山村	11 ~ 13	182		
	高森町	9, 12 ~ 15	405		
	南阿蘇村	4 ~ 7, 10, 31, 32, 37, 42, 45, 48, 50 ~ 53, 56	1,247		
	計		4,267		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国立公園第 種特別地域	菊池市	127	67	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限をうけない。	
	大津町	38	35		
	阿蘇市	2, 8 ~ 10, 13 ~ 22, 24, 25, 27 ~ 30, 33 ~ 40, 43 ~ 47, 49 ~ 53, 55 ~ 59, 62 ~ 74, 76 ~ 80, 81, 82, 86	4,380		
	南小国町	16, 18, 19	259		
	小国町	64	16		
	産山村	12, 13, 15	79		
	高森町	1 ~ 3, 5 ~ 17	1,239		
	南阿蘇村	13, 18 ~ 20, 21 ~ 29, 31 ~ 35, 37, 38, 43, 45, 48 ~ 50, 55 ~ 57	1,966		
	計		8,040		
国定公園第 種特別地域	小国町	21, 22, 24, 57, 60 ~ 63	733	国立公園第種特別地域に同じ。 (ただし、1の(2)の「国立公園計画」とあるのは、「国定公園計画」と読み替える。)	伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認められる場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。
		計	733		
県立自然公園第 種特別地域	荒尾市	2, 3, 7, 10	60	1 伐採種 択伐によるものとする。 択伐率は、現在蓄積の30%以下とする。	
	玉名市	4, 5, 11, 26, 27	210	2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
		計	270		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立自然公園第 種特別地域	熊本市	25,26,52,53	221	1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。 (1)択伐の場合、択伐率は、現在蓄積の60%以下とする。 (2)皆伐の場合、1伐区の面積は、5ha以下とし、伐区は、更新して5年を経過していない皆伐法による伐区に隣接してはならない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	荒尾市	1~14	376		
	玉名市	1~6,8,9,11,26,27, 101,102	278		
	南関町	1~3,5,6	103		
	計		978		
県立自然公園第 種特別地域	熊本市	1,4~6,10,16~20,26, 27,43,47,48,52~54, 56	484	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。	
	荒尾市	1~13	251		
	玉名市	1,2,4,6~8,26,28, 101,102	278		
	南関町	1~6	102		
	計		1,115		
鳥獣保護区特別保護地区	菊池市	127	89	伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)とし、その他の森林にあっては、伐採種は定めない。 本計画の初年度以降5年間に皆伐できる面積の限度は、特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	計		89		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
都市計画法による風致地区	熊本市	10~20,23,25~27	683	皆伐については、伐採後の成林が确实であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。	立木竹の伐採 その他都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ熊本市長の許可を受けなければならない。
	計		683		

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：h a、%

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率
		総数②	国有林	民有林	②/①×100
熊 本 市	39,032	6,245	1,643	4,602	16
	熊本市計	39,032	6,245	1,643	4,602
荒 尾 市	5,737	911	-	911	16
玉 名 市	15,260	2,582	92	2,490	17
玉 東 町	2,433	754	70	684	31
和 水 町	9,878	5,158	-	5,158	52
南 関 町	6,892	3,380	-	3,380	49
長 洲 町	1,943	34	-	34	2
玉名地域計	42,143	12,819	162	12,657	30
山 鹿 市	29,969	15,483	1,990	13,493	52
山鹿市計	29,969	15,483	1,990	13,493	52
菊 池 市	27,685	15,223	2,569	12,654	55
合 志 市	5,319	628	26	602	12
大 津 町	9,910	4,541	307	4,234	46
菊 陽 町	3,746	296	-	296	8
菊池地域計	46,660	20,687	2,902	17,785	44
阿 蘇 市	37,630	21,147	1,440	19,707	56
南 小 国 町	11,590	9,289	296	8,993	80
小 国 町	13,694	10,640	394	10,246	78
産 山 村	6,081	4,176	-	4,176	69
高 森 町	17,506	13,389	821	12,568	76
南 阿 蘇 村	13,732	7,373	610	6,763	54
西 原 村	7,722	4,600	625	3,975	60
阿蘇地域計	107,955	70,612	4,186	66,426	65
総 数	265,759	125,847	10,883	114,964	47
緑 川 計 画 区	119,087	68,684	14,017	54,667	58
球 磨 川 計 画 区	268,265	208,313	37,505	170,808	78
天 草 計 画 区	87,838	57,983	1,160	56,823	66
県 計	740,948	460,827	63,565	397,262	62

資料： 区域面積は、土地利用現況把握調査(H29.10.1現在)
 国有林面積は、熊本県林業統計要覧(平成29年度版)
 民有林面積は、民有林資源調査書(R2.4.1現在)

注) 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(2) 地 況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壌等

前述のとおり

(3) 土地利用の現況

下段:面積(単位:ha)、上段:構成比(単位:%)

区 分	総 数	森 林	農 用 地			そ の 他		
			うち田	うち畑	うち宅地			
白 川	熊 本 市	(100.0) 39,032	(16.0) 6,245	(29.5) 11,530	(21.0) 8,180	(8.6) 3,350	(54.5) 21,257	(22.9) 8,931
	熊本市計	(100.0) 39,032	(16.0) 6,245	(29.5) 11,530	(21.0) 8,180	(8.6) 3,350	(54.5) 21,257	(22.9) 8,931
	荒 尾 市	(100.0) 5,737	(15.9) 911	(25.2) 1,443	(11.9) 684	(13.2) 759	(59.0) 3,383	(18.8) 1,079
	玉 名 市	(100.0) 15,260	(16.9) 2,582	(41.9) 6,400	(30.4) 4,640	(11.5) 1,760	(41.1) 6,278	(10.8) 1,648
	玉 東 町	(100.0) 2,433	(31.0) 754	(31.6) 769	(8.0) 195	(23.6) 574	(37.4) 911	(6.4) 156
	和 水 町	(100.0) 9,878	(52.2) 5,158	(19.9) 1,961	(9.9) 977	(10.0) 984	(27.9) 2,759	(4.3) 425
	南 関 町	(100.0) 6,892	(49.0) 3,380	(21.2) 1,464	(12.1) 832	(9.2) 632	(29.7) 2,048	(6.2) 429
	長 洲 町	(100.0) 1,943	(1.7) 34	(34.8) 676	(29.1) 565	(5.7) 111	(63.5) 1,234	(31.4) 609
	玉名地域計	(100.0) 42,143	(30.4) 12,819	(30.2) 12,713	(18.7) 7,893	(11.4) 4,820	(39.4) 16,612	(10.3) 4,347
	菊 池	山 鹿 市	(100.0) 29,969	(51.7) 15,483	(23.3) 6,970	(14.4) 4,310	(8.9) 2,660	(25.1) 7,516
山鹿市計		(100.0) 29,969	(51.7) 15,483	(23.3) 6,970	(14.4) 4,310	(8.9) 2,660	(25.1) 7,516	(5.3) 1,584
川 池	菊 池 市	(100.0) 27,685	(55.0) 15,223	(21.5) 5,940	(13.7) 3,780	(7.8) 2,160	(23.6) 6,522	(6.9) 1,920
	合 志 市	(100.0) 5,319	(11.8) 628	(41.2) 2,192	(17.5) 932	(23.7) 1,260	(47.0) 2,499	(21.1) 1,120
	大 津 町	(100.0) 9,910	(45.8) 4,541	(22.0) 2,182	(8.5) 842	(13.5) 1,340	(32.2) 3,187	(9.2) 913
	菊 陽 町	(100.0) 3,746	(7.9) 296	(38.4) 1,438	(21.0) 786	(17.4) 652	(53.7) 2,012	(18.3) 686
	菊池地域計	(100.0) 46,660	(44.3) 20,687	(25.2) 11,752	(13.6) 6,340	(11.6) 5,412	(30.5) 14,221	(9.9) 4,639
画 区	阿 蘇 市	(100.0) 37,630	(56.2) 21,147	(24.4) 9,190	(12.0) 4,510	(12.4) 4,680	(19.4) 7,293	(3.2) 1,208
	南小国町	(100.0) 11,590	(80.1) 9,289	(9.0) 1,048	(4.0) 467	(5.0) 581	(10.8) 1,253	(1.2) 145
	小 国 町	(100.0) 13,694	(77.7) 10,640	(11.5) 1,570	(5.0) 678	(6.5) 892	(10.8) 1,484	(1.6) 212
	産 山 村	(100.0) 6,081	(68.7) 4,176	(15.4) 937	(4.9) 300	(10.5) 637	(15.9) 968	(0.8) 51
	高 森 町	(100.0) 17,506	(76.5) 13,389	(13.9) 2,431	(2.1) 361	(11.8) 2,070	(9.6) 1,686	(1.5) 269
	南阿蘇村	(100.0) 13,732	(53.7) 7,373	(22.9) 3,150	(14.7) 2,020	(8.2) 1,130	(23.4) 3,209	(3.8) 523
	西 原 村	(100.0) 7,722	(59.6) 4,600	(14.3) 1,106	(3.2) 250	(11.1) 856	(26.1) 2,016	(3.4) 260
	阿蘇地域計	(100.0) 107,955	(65.4) 70,612	(18.0) 19,432	(8.0) 8,586	(10.0) 10,846	(16.6) 17,911	(2.5) 2,668
	総 計	(100.0) 265,759	(47.4) 125,847	(23.5) 62,397	(13.3) 35,309	(10.2) 27,088	(29.2) 77,515	(8.3) 22,168
	緑 川 計 画 区	(100.0) 119,087	(57.7) 68,684	(16.4) 19,478	(9.9) 11,796	(6.5) 7,682	(26.0) 30,925	(4.3) 5,116
球 磨 川 計 画 区	(100.0) 268,265	(77.7) 208,313	(8.5) 22,799	(6.5) 17,479	(2.0) 5,320	(13.8) 37,153	(2.7) 7,329	
天 草 計 画 区	(100.0) 87,838	(66.0) 57,983	(8.1) 7,146	(4.6) 4,052	(3.5) 3,094	(25.9) 22,709	(3.2) 2,819	
県 計	(100.0) 740,948	(62.2) 460,827	(15.1) 111,820	(9.3) 68,636	(5.8) 43,184	(22.7) 168,301	(5.1) 37,433	

資料: 総数、農用地、その他のうち宅地面積は、土地利用現況把握調査(H29.10.1現在)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段：生産額（単位：百万円）、上段：構成比（単位：%）

区 分	第 1 次 産 業				第 2 次産業 ②	第 3 次産業 ③	計 ④=①+②+③	関税、消 費税（控 除）等 ⑤	市町村内総 生産 ④+⑤	
	農 業	林 業	水産業	小計 ①						
白 川	熊 本 市	(1.1) 27,035	(0.0) 341	(0.1) 3,686	(1.3) 31,063	(12.7) 312,326	(85.6) 2,106,637	(99.5) 2,450,026	(0.5) 11,829	(100.0) 2,461,855
	熊本市計	(1.1) 27,035	(0.0) 341	(0.1) 3,686	(1.3) 31,063	(12.7) 312,326	(85.6) 2,106,637	(99.5) 2,450,026	(0.5) 11,829	(100.0) 2,461,855
	荒 尾 市	(1.1) 1,152	(0.0) 28	(0.2) 186	(1.3) 1,366	(18.4) 19,980	(79.8) 86,429	(99.5) 107,775	(0.5) 520	(100.0) 108,295
	玉 名 市	(7.4) 13,228	(0.1) 137	(0.6) 1,112	(8.1) 14,476	(19.8) 35,505	(71.7) 128,926	(99.5) 178,908	(0.5) 864	(100.0) 179,771
	玉 東 町	(14.7) 1,465	(0.2) 21	(0.0) -	(14.9) 1,486	(23.2) 2,320	(61.4) 6,134	(99.5) 9,940	(0.5) 48	(100.0) 9,988
	和 水 町	(8.0) 2,266	(1.1) 307	※	(9.1) 2,573	(38.3) 10,886	(52.1) 14,794	(99.5) 28,253	(0.5) 136	(100.0) 28,389
	南 関 町	(2.1) 1,050	(0.5) 239	(0.0) 0	(2.6) 1,289	(66.9) 32,775	(30.0) 14,680	(99.5) 48,744	(0.5) 235	(100.0) 48,979
	長 洲 町	(0.6) 515	(0.0) 1	(0.2) 167	(0.8) 683	(67.4) 54,284	(31.2) 25,159	(99.5) 80,127	(0.5) 387	(100.0) 80,514
	玉名地域計	(4.3) 19,676	(0.2) 732	(0.3) 1,465	(4.8) 21,873	(34.2) 155,751	(60.6) 276,121	(99.5) 453,746	(0.5) 2,191	(100.0) 455,937
	菊 池	山 鹿 市	(6.2) 9,647	(0.5) 843	(0.1) 187	(6.8) 10,678	(31.8) 49,740	(60.9) 95,330	(99.5) 155,748	(0.5) 752
山鹿市計		(6.2) 9,647	(0.5) 843	(0.1) 187	(6.8) 10,678	(31.8) 49,740	(60.9) 95,330	(99.5) 155,748	(0.5) 752	(100.0) 156,500
川	菊 池 市	(8.0) 15,270	(0.3) 597	(0.0) 67	(8.3) 15,935	(39.3) 75,330	(51.9) 99,425	(99.5) 190,691	(0.5) 921	(100.0) 191,611
	合 志 市	(1.6) 3,657	(0.0) 18	(0.0) -	(1.6) 3,675	(52.8) 123,578	(45.1) 105,586	(99.5) 232,838	(0.5) 1,124	(100.0) 233,963
	大 津 町	(2.2) 2,869	(0.1) 117	(0.0) -	(2.3) 2,985	(39.8) 52,196	(57.4) 75,336	(99.5) 130,518	(0.5) 630	(100.0) 131,148
	菊 陽 町	(0.7) 2,275	(0.0) 12	(0.0) -	(0.7) 2,287	(68.1) 222,978	(30.7) 100,417	(99.5) 325,682	(0.5) 1,572	(100.0) 327,255
	菊池地域計	(2.7) 24,071	(0.1) 744	(0.0) 67	(2.8) 24,882	(53.6) 474,083	(43.1) 380,764	(99.5) 879,729	(0.5) 4,247	(100.0) 883,976
計 画 区	阿 蘇 市	(6.6) 7,168	(0.4) 423	※	(7.0) 7,592	(38.4) 41,556	(54.1) 58,549	(99.5) 107,697	(0.5) 520	(100.0) 108,217
	南 小 国 町	(5.0) 612	(1.5) 186	(0.0) -	(6.6) 798	(8.0) 970	(85.0) 10,336	(99.5) 12,105	(0.5) 58	(100.0) 12,164
	小 国 町	(6.2) 1,325	(1.6) 347	(0.0) -	(7.8) 1,671	(9.6) 2,044	(82.1) 17,521	(99.5) 21,237	(0.5) 103	(100.0) 21,339
	産 山 村	(12.7) 641	(2.1) 104	(0.0) -	(14.8) 745	(40.5) 2,047	(44.2) 2,233	(99.5) 5,025	(0.5) 24	(100.0) 5,050
	高 森 町	(9.0) 1,514	(2.1) 347	(0.2) 34	(11.3) 1,896	(22.3) 3,763	(65.9) 11,104	(99.5) 16,763	(0.5) 81	(100.0) 16,844
	南 阿 蘇 村	(8.2) 2,477	(0.5) 149	(0.0) -	(8.7) 2,626	(25.0) 7,561	(65.9) 19,939	(99.5) 30,126	(0.5) 145	(100.0) 30,271
	西 原 村	(5.2) 1,459	(0.4) 113	(0.0) -	(5.6) 1,572	(54.5) 15,314	(39.4) 11,063	(99.5) 27,950	(0.5) 135	(100.0) 28,085
	阿蘇地域計	(6.8) 15,197	(0.8) 1,670	(0.0) 34	(7.6) 16,901	(33.0) 73,255	(58.9) 130,747	(99.5) 220,903	(0.5) 1,067	(100.0) 221,969
	総 計	(2.3) 95,626	(0.1) 4,331	(0.1) 5,440	(2.5) 105,397	(25.5) 1,065,155	(71.5) 2,989,600	(99.5) 4,160,152	(0.5) 20,086	(100.0) 4,180,237
	緑 川 計 画 区	(4.6) 27,471	(0.3) 2,022	(0.2) 1,414	(5.1) 30,907	(31.1) 187,449	(63.3) 380,903	(99.5) 599,259	(0.5) 2,893	(100.0) 602,153
球 磨 川 計 画 区	(5.5) 45,417	(0.6) 4,811	(0.1) 715	(6.2) 50,944	(25.7) 212,044	(67.7) 558,386	(99.5) 821,373	(0.5) 3,966	(100.0) 825,339	
天 草 計 画 区	(2.4) 7,870	(0.4) 1,464	(3.9) 12,848	(6.7) 22,182	(11.4) 37,791	(81.4) 269,615	(99.5) 329,588	(0.5) 1,591	(100.0) 331,179	
県 計	(3.0) 176,384	(0.2) 12,567	(0.3) 20,478	(3.5) 209,429	(25.3) 1,502,439	(70.7) 4,198,504	(99.5) 5,910,372	(0.5) 28,536	(100.0) 5,938,908	

資料：平成28年度市町村民所得推計報告書（熊本県統計協会）

注）計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業（※）」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産 業	第3次産 業	分類不能 の産業
		計	農 業	林 業	水産業			
熊 本 市	340,861	12,472	11,473	262	737	55,443	257,637	15,309
	334,217	12,280	11,318	237	725	53,403	251,965	16,569
熊本市計	340,861	12,472	11,473	262	737	55,443	257,637	15,309
	334,217	12,280	11,318	237	725	53,403	251,965	16,569
荒 尾 市	22,476	958	893	2	63	6,137	15,137	244
	22,993	1,008	941	1	66	6,305	15,329	351
玉 名 市	31,192	5,170	4,973	7	190	7,861	17,819	342
	31,964	5,426	5,185	4	237	8,310	17,883	345
玉 東 町	2,679	620	617	1	2	627	1,430	2
	2,711	653	649	4	0	630	1,428	0
和 水 町	4,870	965	955	10	0	1,317	2,567	21
	5,333	1,165	1,147	18	0	1,395	2,731	42
南 関 町	4,678	720	708	10	2	1,538	2,409	11
	5,055	858	849	9	0	1,649	2,520	28
長 洲 町	7,253	393	335	0	58	2,787	4,007	66
	7,489	411	336	1	74	2,909	4,164	5
玉名地域計	73,148	8,826	8,481	30	315	20,267	43,369	686
	75,545	9,521	9,107	37	377	21,198	44,055	771
山 鹿 市	25,569	4,219	4,157	50	12	6,628	14,621	101
	26,563	4,824	4,737	73	14	6,655	14,820	264
山鹿市計	25,569	4,219	4,157	50	12	6,628	14,621	101
	26,563	4,824	4,737	73	14	6,655	14,820	264
菊 池 市	23,813	4,165	4,042	123	0	6,222	13,126	300
	24,187	4,590	4,467	121	2	6,355	13,189	53
合 志 市	26,416	1,383	1,354	26	3	6,950	17,798	285
	25,024	1,440	1,414	24	2	6,450	16,713	421
大 津 町	16,265	1,241	1,207	34	0	5,402	9,382	240
	14,843	1,294	1,260	33	1	5,078	8,272	199
菊 陽 町	19,246	932	916	15	1	5,765	12,013	536
	17,716	986	972	12	2	5,206	11,098	426
菊池地域計	85,740	7,721	7,519	198	4	24,339	52,319	1,361
	81,770	8,310	8,113	190	7	23,089	49,272	1,099
阿 蘇 市	13,516	2,402	2,274	127	1	2,987	8,080	47
	13,921	2,397	2,267	130	0	3,065	8,363	96
南小国町	2,310	509	455	54	0	327	1,469	5
	2,523	580	536	44	0	368	1,575	0
小 国 町	3,928	715	613	102	0	614	2,589	10
	3,986	730	635	95	0	696	2,549	11
産 山 村	822	319	303	16	0	114	389	0
	889	378	352	21	5	151	356	4
高 森 町	3,157	782	709	61	12	571	1,797	7
	3,227	811	729	66	16	626	1,777	13
南阿蘇村	5,399	1,232	1,194	26	12	916	3,244	7
	5,686	1,279	1,248	25	6	951	3,409	47
西 原 村	3,679	583	574	8	1	953	2,134	9
	3,560	653	642	10	1	907	1,945	55
阿蘇地域計	32,811	6,542	6,122	394	26	6,482	19,702	85
	33,792	6,828	6,409	391	28	6,764	19,974	226
総 数	558,129	39,780	37,752	934	1,094	113,159	387,648	17,542
	551,887	41,763	39,684	928	1,151	111,109	380,086	18,929
緑川計画区	92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405
	93,937	14,608	13,774	258	576	20,923	57,416	990
球磨川計画区	130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805	1,333
	132,866	20,570	18,588	1,388	594	29,953	80,716	1,627
天草計画区	53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352	142
	55,554	8,066	4,675	208	3,183	9,914	37,009	565
県 計	834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,591	563,243	19,422
	834,244	85,007	76,721	2,782	5,504	171,899	555,227	22,111

資料:平成27年国勢調査(上段の数字)、平成22年国勢調査(下段の数字)

2 森林の現況

(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積:m³

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クスギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
樹種	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	506.58		120.47		0.02		47.46		0.66		39.18		714.37	
2	524.28		253.84				69.53	3,963	0.46		128.10	3,446	976.21	7,409
3	456.27	21,541	488.37	17,924	0.73	24	48.86	4,507	6.43	330	225.79	12,436	1,226.45	56,762
4	241.92	25,282	521.32	36,329	0.19	10	55.14	5,799	0.11	10	183.14	13,932	1,001.82	81,362
5	183.39	27,868	445.83	55,015	0.13	14	69.32	8,589	0.28	26	77.78	7,309	776.73	98,821
6	180.88	39,976	704.49	133,400	0.62	47	138.21	20,377	1.21	168	147.63	18,110	1,173.04	212,078
7	295.31	92,200	603.14	152,256	1.03	179	271.66	46,680			31.20	4,375	1,202.34	295,690
8	698.15	270,804	625.84	205,916	1.97	368	282.23	45,723	1.22	241	6.28	1,015	1,615.69	524,067
9	2,635.23	1,178,575	1,208.23	449,599	2.58	624	334.08	56,145			0.34	34	4,180.46	1,684,977
10	4,491.69	2,230,658	2,055.49	866,516	16.03	4,023	351.72	57,236	1.75	321	0.37	52	6,917.05	3,158,806
11	8,148.22	4,284,347	2,086.83	918,381	54.17	13,144	264.30	40,143	0.18	32	2.82	366	10,556.52	5,256,413
12	10,465.04	5,768,852	2,491.19	1,154,311	189.47	50,764	93.26	14,491	0.10	18	4.52	683	13,243.58	6,989,119
13	9,671.02	5,450,905	1,585.95	750,308	135.67	35,956	37.85	6,064	0.05	7	6.05	812	11,436.59	6,244,052
14	5,192.51	3,197,295	502.02	240,411	46.17	12,136	15.45	2,491			3.53	481	5,759.68	3,452,814
15	2,070.18	1,308,399	314.73	154,513	21.19	5,617	5.23	897	0.92	191	1.22	160	2,413.47	1,469,777
16	1,194.23	810,105	227.40	111,944	15.45	4,477							1,437.08	926,526
17	837.46	604,370	229.92	115,449	15.08	4,023	0.25	50			6.30	896	1,089.01	724,788
18	649.63	486,746	300.51	153,515	3.89	1,047							954.03	641,308
19	486.99	372,635	166.17	88,712	2.78	907							655.94	462,254
20上	579.64	420,983	157.91	85,428	3.10	1,059	0.05	8			5.50	884	746.20	508,362
合計	49,508.62	26,591,541	15,089.65	5,689,927	510.27	134,419	2,084.60	313,163	13.37	1,344	869.75	64,991	68,076.26	32,795,385

林種	天然林											人天合計		
	マツ		クスギ		広葉樹等		その他針葉樹		その他広葉樹		計		合計	
樹種	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1			118.97		5.16						124.13		838.50	
2			212.09	10,100	28.60	897			6.44	195	247.13	11,192	1,223.34	18,601
3			108.44	7,766	66.87	3,815			0.21	10	175.52	11,591	1,401.97	68,353
4			77.37	7,625	82.87	6,983					160.24	14,608	1,162.06	95,970
5			49.97	5,599	81.17	7,500					131.14	13,099	907.87	111,920
6			50.59	7,192	10.22	1,317					60.81	8,509	1,233.85	220,587
7			140.51	22,232	29.33	3,663			1.50	180	171.34	26,075	1,373.68	321,765
8			99.14	15,602	43.16	6,414					142.30	22,016	1,757.99	546,083
9	1.27	314	338.02	51,547	166.33	25,479					505.62	77,340	4,686.08	1,762,317
10	15.03	3,905	1,368.56	198,898	538.40	89,563			21.91	3,353	1,943.90	295,719	8,860.95	3,454,525
11	28.06	7,514	1,797.91	268,296	1,229.16	208,164			4.70	737	3,059.83	484,711	13,616.35	5,741,124
12	66.90	17,786	1,531.50	248,878	2,887.12	488,789			6.53	1,024	4,492.05	756,477	17,735.63	7,745,596
13	64.31	16,230	578.42	94,292	5,095.01	836,623			2.10	364	5,739.84	947,509	17,176.43	7,191,561
14	21.95	5,853	233.18	39,028	4,559.56	759,234			6.67	1,517	4,821.36	805,632	10,581.04	4,258,446
15	19.61	5,357	72.94	12,099	2,613.10	432,398			0.72	109	2,706.37	449,963	5,119.84	1,919,740
16	7.95	2,128	17.34	2,874	1,254.17	229,260					1,279.46	234,262	2,716.54	1,160,788
17	10.05	2,548	8.01	1,943	766.05	152,893					784.11	157,384	1,873.12	882,172
18	5.21	1,417	2.00	449	320.37	67,816					327.58	69,682	1,281.61	710,990
19	3.25	838	0.15	30	130.37	23,855					133.77	24,723	789.71	486,977
20上	18.84	4,309	0.58	98	171.30	31,410			3.74	607	194.46	36,424	940.66	544,786
合計	262.43	68,199	6,805.69	994,548	20,078.32	3,376,073			54.52	8,096	27,200.96	4,446,916	95,277.22	37,242,301

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
442.36		13,643.84		1,286.18		4,310.66	4,483,381	3.41		19,686.45		114,963.67	37,242,301

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	1齡級			2齡級			3齡級				
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量		
普通林	皆伐	人	針	スギ	322.92			361.26			351.45	16,461	3,547		
				ヒノキ	53.43			194.06			322.18	11,938	2,060		
				マツ	0.02						0.19	7	1		
				その他	0.66			0.21			1.35	59	10		
				計	377.03			555.53			675.17	28,465	5,618		
				針広計	431.39			669.32	4,650	723	802.78	36,173	6,293		
		天	針	葉樹	クヌギ	98.23			168.10	8,118	1,236	90.05	6,447	450	
					広葉樹	0.41			27.62	876	146	42.08	2,460	248	
					その他				4.21	119	19	0.17	8	1	
					計	98.64			199.93	9,113	1,401	132.30	8,915	699	
					針広計	98.64			199.93	9,113	1,401	132.30	8,915	699	
					普通林計	530.03			869.25	13,763	2,124	935.08	45,088	6,992	
		制限林	皆伐	人	針	スギ	180.81			161.96			103.48	5,005	935
						ヒノキ	67.04			59.78			165.38	5,955	1,148
マツ											0.54	17	4		
その他								0.25			5.08	271	36		
計	247.85							221.99			274.48	11,248	2,123		
針広計	280.13							304.20	2,702	440	410.08	19,845	2,902		
天	針			葉樹	クヌギ	20.41			43.99	1,982	316	16.08	1,153	95	
					広葉樹	4.75			0.98	21	4	24.79	1,355	155	
					その他				1.99	69	10	0.04	2		
					計	25.16			46.96	2,072	330	40.91	2,510	250	
					針広計	25.16			46.96	2,072	330	40.91	2,510	250	
					制限林皆伐計	305.29			351.16	4,774	770	450.99	22,355	3,152	
制限林	非皆伐			人	針	スギ	2.85			1.06			1.34	75	15
						ヒノキ							0.81	31	5
		マツ													
		その他													
		計	2.85					1.06			2.15	106	20		
		針広計	2.85					2.69	57	13	13.59	744	71		
		天	針	葉樹	クヌギ	0.33						2.31	166	14	
					広葉樹										
					その他				0.24	7	1				
					計	0.33			0.24	7	1	2.31	166	14	
					針広計	0.33			0.24	7	1	2.31	166	14	
					制限林非皆伐計	3.18			2.93	64	14	15.90	910	85	
		制限林計	308.47			354.09	4,838	784	466.89	23,265	3,237				
		総計	皆伐	人	針	スギ	506.58			524.28			456.27	21,541	4,497
ヒノキ	120.47							253.84			488.37	17,924	3,213		
マツ	0.02										0.73	24	5		
その他	0.66							0.46			6.43	330	46		
計	627.73							778.58			951.80	39,819	7,761		
針広計	714.37							976.21	7,409	1,176	1,226.45	56,762	9,266		
天	針			葉樹	クヌギ	118.97			212.09	10,100	1,552	108.44	7,766	559	
					広葉樹	5.16			28.60	897	150	66.87	3,815	403	
					その他				6.44	195	30	0.21	10	1	
					計	124.13			247.13	11,192	1,732	175.52	11,591	963	
					針広計	124.13			247.13	11,192	1,732	175.52	11,591	963	
					合計	838.50			1,223.34	18,601	2,908	1,401.97	68,353	10,229	

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	4齡級			5齡級			6齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆工林	人	針葉樹	スギ	194.18	20,882	2,331	155.63	23,963	2,082	149.10	33,387	2,311	
				ヒノキ	191.45	14,474	1,849	240.78	29,869	2,926	331.20	64,367	4,816	
				マツ				0.13	14	1				
				その他	0.11	10	1	0.28	26	2	0.30	41	3	
				計	385.74	35,366	4,181	396.82	53,872	5,011	480.60	97,795	7,130	
				広葉樹	110.99	9,597	470	104.30	11,041	313	223.11	29,617	530	
	伐天然林	針葉樹	広	クヌギ	58.64	5,675	193	35.89	3,966	61	43.68	6,302	65	
				広葉樹	52.84	4,553	314	71.62	6,679	270	3.56	376	10	
				その他										
				計	111.48	10,228	507	107.51	10,645	331	47.24	6,678	75	
				針広計	111.48	10,228	507	107.51	10,645	331	47.24	6,678	75	
	普通林計					608.21	55,191	5,158	608.63	75,558	5,655	750.95	134,090	7,735
	制限林	皆工林	人	針葉樹	スギ	47.10	4,347	532	27.11	3,831	363	26.87	5,522	407
ヒノキ					328.83	21,777	3,033	204.68	25,091	2,451	342.02	62,865	4,711	
マツ					0.19	10	1							
その他											0.16	26	1	
計					376.12	26,134	3,566	231.79	28,922	2,814	369.05	68,413	5,119	
広葉樹					118.01	9,421	551	37.51	4,245	112	59.53	8,565	144	
伐天然林		針葉樹	広	クヌギ	18.73	1,950	57	12.92	1,498	26	4.01	522	7	
				広葉樹	30.03	2,430	183	6.53	556	26	0.55	65	2	
				その他										
				計	48.76	4,380	240	19.45	2,054	52	4.56	587	9	
				針広計	48.76	4,380	240	19.45	2,054	52	4.56	587	9	
制限林皆伐計					542.89	39,935	4,357	288.75	35,221	2,978	433.14	77,565	5,272	
皆工林		人	針葉樹	スギ	0.64	53	6	0.65	74	8	4.91	1,067	74	
				ヒノキ	1.04	78	10	0.37	55	4	31.27	6,168	441	
				マツ							0.62	47	2	
				その他							0.75	101	7	
				計	1.68	131	16	1.02	129	12	37.55	7,383	524	
	広葉樹			9.28	713	35	5.29	612	11	3.20	305	7		
伐天然林	針葉樹	広	クヌギ				1.16	135	2	2.90	368	6		
			広葉樹				3.02	265	13	6.11	876	22		
			その他											
			計				4.18	400	15	9.01	1,244	28		
			針広計				4.18	400	15	9.01	1,244	28		
制限林非皆伐計					10.96	844	51	10.49	1,141	38	49.76	8,932	559	
制限林計					553.85	40,779	4,408	299.24	36,362	3,016	482.90	86,497	5,831	
総計	皆工林	人	針葉樹	スギ	241.92	25,282	2,869	183.39	27,868	2,453	180.88	39,976	2,792	
				ヒノキ	521.32	36,329	4,892	445.83	55,015	5,381	704.49	133,400	9,968	
				マツ	0.19	10	1	0.13	14	1	0.62	47	2	
				その他	0.11	10	1	0.28	26	2	1.21	168	11	
				計	763.54	61,631	7,763	629.63	82,923	7,837	887.20	173,591	12,773	
				広葉樹	238.28	19,731	1,056	147.10	15,898	436	285.84	38,487	681	
	伐天然林	針葉樹	広	クヌギ	77.37	7,625	250	49.97	5,599	89	50.59	7,192	78	
				広葉樹	82.87	6,983	497	81.17	7,500	309	10.22	1,317	34	
				その他										
				計	160.24	14,608	747	131.14	13,099	398	60.81	8,509	112	
				針広計	160.24	14,608	747	131.14	13,099	398	60.81	8,509	112	
	合計					1,162.06	95,970	9,566	907.87	111,920	8,671	1,233.85	220,587	13,566

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	7 齡級			8 齡級			9 齡級				
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量		
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	179.96	58,336	2,946	510.53	204,524	7,091	2,039.08	930,411	23,887		
				ヒノキ	239.25	61,427	3,375	272.92	90,638	3,468	467.35	180,472	4,846		
				マツ	0.25	49	1				2.40	582	7		
				その他											
				計	419.46	119,812	6,322	783.45	295,162	10,559	2,508.83	1,111,465	28,740		
				計	222.03	38,501	290	217.50	35,289	248	239.39	38,573	230		
		天然林	広葉樹	針広計	641.49	158,313	6,612	1,000.95	330,451	10,807	2,748.22	1,150,038	28,970		
				計							1.27	314	5		
				クヌギ	102.78	16,179	122	82.88	12,675	60	306.88	46,533	197		
				広葉樹	13.26	1,563	39	21.79	3,237	43	134.98	20,684	138		
				その他											
				計	116.04	17,742	161	104.67	15,912	103	441.86	67,217	335		
		針広計					116.04	17,742	161	104.67	15,912	103	443.13	67,531	340
		普通林計					757.53	176,055	6,773	1,105.62	346,363	10,910	3,191.35	1,217,569	29,310
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	99.23	29,244	1,451	176.83	62,218	2,243	459.31	190,744	4,948		
				ヒノキ	287.25	71,204	3,724	320.18	104,787	3,890	617.17	226,059	5,962		
				マツ							0.18	42	1		
				その他											
				計	386.48	100,448	5,175	497.01	167,005	6,133	1,076.66	416,845	10,911		
				計	51.90	7,962	99	50.00	7,653	45	79.05	14,828	111		
		天然林	広葉樹	針広計	438.38	108,410	5,274	547.01	174,658	6,178	1,155.71	431,673	11,022		
				計											
				クヌギ	35.43	5,706	41	15.69	2,813	18	20.17	3,472	22		
				広葉樹	11.68	1,424	34	15.95	2,364	33	18.73	2,924	34		
				その他	1.40	168	4								
				計	48.51	7,298	79	31.64	5,177	51	38.90	6,396	56		
		針広計					48.51	7,298	79	31.64	5,177	51	38.90	6,396	56
		制限林皆伐計					486.89	115,708	5,353	578.65	179,835	6,229	1,194.61	438,069	11,078
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	16.12	4,620	234	10.79	4,062	143	136.84	57,420	1,460		
				ヒノキ	76.64	19,625	1,003	32.74	10,491	385	123.71	43,068	1,131		
				マツ	0.78	130	6	1.97	368	12					
				その他				1.22	241	8					
				計	93.54	24,375	1,243	46.72	15,162	548	260.55	100,488	2,591		
				計	28.93	4,592	80	21.01	3,796	42	15.98	2,778	24		
		天然林	広葉樹	針広計	122.47	28,967	1,323	67.73	18,958	590	276.53	103,266	2,615		
				計											
				クヌギ	2.30	347	7	0.57	114		10.97	1,542	18		
				広葉樹	4.39	676	17	5.42	813	10	12.62	1,871	18		
				その他	0.10	12									
				計	6.79	1,035	24	5.99	927	10	23.59	3,413	36		
		針広計					6.79	1,035	24	5.99	927	10	23.59	3,413	36
		制限林非皆伐計					129.26	30,002	1,347	73.72	19,885	600	300.12	106,679	2,651
制限林計					616.15	145,710	6,700	652.37	199,720	6,829	1,494.73	544,748	13,729		
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	295.31	92,200	4,631	698.15	270,804	9,477	2,635.23	1,178,575	30,295		
				ヒノキ	603.14	152,256	8,102	625.84	205,916	7,743	1,208.23	449,599	11,939		
				マツ	1.03	179	7	1.97	368	12	2.58	624	8		
				その他				1.22	241	8					
				計	899.48	244,635	12,740	1,327.18	477,329	17,240	3,846.04	1,628,798	42,242		
				計	302.86	51,055	469	288.51	46,738	335	334.42	56,179	365		
		天然林	広葉樹	針広計	1,202.34	295,690	13,209	1,615.69	524,067	17,575	4,180.46	1,684,977	42,607		
				計											
				クヌギ	140.51	22,232	170	99.14	15,602	78	338.02	51,547	237		
				広葉樹	29.33	3,663	90	43.16	6,414	86	166.33	25,479	190		
				その他	1.50	180	4								
				計	171.34	26,075	264	142.30	22,016	164	504.35	77,026	427		
		針広計					171.34	26,075	264	142.30	22,016	164	505.62	77,340	432
		合計					1,373.68	321,765	13,473	1,757.99	546,083	17,739	4,686.08	1,762,317	43,039

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	10齡級			11齡級			12齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	3,608.21	1,826,973	33,067	5,971.20	3,206,780	42,856	7,423.00	4,212,719	41,471	
				ヒノキ	808.45	352,281	5,050	971.01	438,455	4,204	1,318.47	615,295	4,117	
				マツ	6.21	1,416	15	30.84	7,896	77	84.82	22,878	117	
				その他										
				計	4,422.87	2,180,670	38,132	6,973.05	3,653,131	47,137	8,826.29	4,850,892	45,705	
		天然林	針葉樹	広葉樹	287.28	46,979	150	226.33	34,326	111	85.49	13,293	21	
				針広計	4,710.15	2,227,649	38,282	7,199.38	3,687,457	47,248	8,911.78	4,864,185	45,726	
				針葉樹	5.97	1,496	10	22.63	6,023	44	47.89	12,876	54	
				クヌギ	1,123.34	161,746	584	1,514.64	225,920	848	1,266.14	204,474	755	
				広葉樹	422.12	70,394	235	987.01	165,671	535	2,235.16	374,122	862	
		天然林	針葉樹	その他							0.13	27		
				計	1,545.46	232,140	819	2,501.65	391,591	1,383	3,501.43	578,623	1,617	
				針広計	1,551.43	233,636	829	2,524.28	397,614	1,427	3,549.32	591,499	1,671	
				普通林計	6,261.58	2,461,285	39,111	9,723.66	4,085,071	48,675	12,461.10	5,455,684	47,397	
制限林計														
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	739.82	339,244	5,571	1,819.98	885,347	11,389	2,555.06	1,301,734	11,456	
				ヒノキ	1,127.79	467,752	7,940	950.62	412,523	4,207	1,053.86	487,140	3,529	
				マツ	9.82	2,607	40	8.61	2,302	22	90.91	24,177	150	
				その他	1.75	321	3							
				計	1,879.18	809,924	13,554	2,779.21	1,300,172	15,618	3,699.83	1,813,051	15,135	
		天然林	針葉樹	広葉樹	33.94	4,913	22	23.93	3,690	18	9.00	1,436	3	
				針広計	1,913.12	814,837	13,576	2,803.14	1,303,862	15,636	3,708.83	1,814,487	15,138	
				針葉樹	0.15	39		0.46	123	1	11.76	3,245	16	
				クヌギ	159.12	26,627	149	185.71	27,499	126	180.24	29,804	143	
				広葉樹	77.61	13,605	91	171.94	31,282	186	481.47	86,714	510	
		天然林	針葉樹	その他	21.91	3,353	30	4.70	737	5	5.49	878	4	
				計	258.64	43,585	270	362.35	59,518	317	667.20	117,396	657	
				針広計	258.79	43,624	270	362.81	59,641	318	678.96	120,641	673	
				制限林皆伐計	2,171.91	858,461	13,846	3,165.95	1,363,503	15,954	4,387.79	1,935,128	15,811	
制限林計														
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	143.66	64,441	1,131	357.04	192,220	2,917	486.98	254,399	2,673	
				ヒノキ	119.25	46,483	687	165.20	67,403	787	118.86	51,876	374	
				マツ				14.72	2,946	17	13.74	3,709	24	
				その他				0.18	32		0.10	18		
				計	262.91	110,924	1,818	537.14	262,601	3,721	619.68	310,002	3,071	
		天然林	針葉樹	広葉樹	30.87	5,396	32	16.86	2,493	14	3.29	445		
				針広計	293.78	116,320	1,850	554.00	265,094	3,735	622.97	310,447	3,071	
				針葉樹	8.91	2,370	35	4.97	1,368	19	7.25	1,665	8	
				クヌギ	86.10	10,525	65	97.56	14,877	76	85.12	14,600	74	
				広葉樹	38.67	5,564	29	70.21	11,211	44	170.49	27,953	118	
		天然林	針葉樹	その他							0.91	119		
				計	124.77	16,089	94	167.77	26,088	120	256.52	42,672	192	
				針広計	133.68	18,459	129	172.74	27,456	139	263.77	44,337	200	
				制限林非皆伐計	427.46	134,779	1,979	726.74	292,550	3,874	886.74	354,784	3,271	
制限林計	2,599.37			993,240	15,825	3,892.69	1,656,053	19,828	5,274.53	2,289,912	19,082			
総計	計	人工林	針葉樹	スギ	4,491.69	2,230,658	39,769	8,148.22	4,284,347	57,162	10,465.04	5,768,852	55,600	
				ヒノキ	2,055.49	866,516	13,677	2,086.83	918,381	9,198	2,491.19	1,154,311	8,020	
				マツ	16.03	4,023	55	54.17	13,144	116	189.47	50,764	291	
				その他	1.75	321	3	0.18	32		0.10	18		
				計	6,564.96	3,101,518	53,504	10,289.40	5,215,904	66,476	13,145.80	6,973,945	63,911	
		天然林	針葉樹	広葉樹	352.09	57,288	204	267.12	40,509	143	97.78	15,174	24	
				針広計	6,917.05	3,158,806	53,708	10,556.52	5,256,413	66,619	13,243.58	6,989,119	63,935	
				針葉樹	15.03	3,905	45	28.06	7,514	64	66.90	17,786	78	
				クヌギ	1,368.56	198,898	798	1,797.91	268,296	1,050	1,531.50	248,878	972	
				広葉樹	538.40	89,563	355	1,229.16	208,164	765	2,887.12	488,789	1,490	
		天然林	針葉樹	その他	21.91	3,353	30	4.70	737	5	6.53	1,024	4	
				計	1,928.87	291,814	1,183	3,031.77	477,197	1,820	4,425.15	738,691	2,466	
				針広計	1,943.90	295,719	1,228	3,059.83	484,711	1,884	4,492.05	756,477	2,544	
				合計	8,860.95	3,454,525	54,936	13,616.35	5,741,124	68,503	17,735.63	7,745,596	66,479	
制限林計														

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	13齡級			14齡級			15齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	6,508.94	3,790,760	29,504	3,640.40	2,295,639	13,493	1,547.07	1,003,936	4,411	
				ヒノキ	959.26	456,099	1,913	318.53	154,597	440	202.22	99,918	172	
				マツ	84.88	22,649	92	31.49	8,556	23	11.44	3,139	3	
				その他										
				計	7,553.08	4,269,508	31,509	3,990.42	2,458,792	13,956	1,760.73	1,106,993	4,586	
		天然林	針葉樹	広葉樹	34.36	5,402	4	11.92	1,917	4	5.23	897	1	
				計	7,587.44	4,274,910	31,513	4,002.34	2,460,709	13,960	1,765.96	1,107,890	4,587	
				針葉樹	47.55	12,137	50	14.48	3,913	10	11.59	3,269	9	
				クヌギ	486.65	79,137	254	210.55	35,395	113	63.38	10,360	20	
				広葉樹	3,591.19	595,708	848	3,031.18	506,422	182	1,658.85	277,005	123	
		天然林	針葉樹	その他	0.34	55		0.33	68		0.47	76		
				計	4,078.18	674,900	1,102	3,242.06	541,885	295	1,722.70	287,441	143	
				針広計	4,125.73	687,037	1,152	3,256.54	545,798	305	1,734.29	290,710	152	
				普通林計	11,713.17	4,961,947	32,665	7,258.88	3,006,507	14,265	3,500.25	1,398,600	4,739	
				普通林計	11,713.17	4,961,947	32,665	7,258.88	3,006,507	14,265	3,500.25	1,398,600	4,739	
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	2,804.94	1,466,657	9,407	1,365.65	791,406	3,685	421.87	241,523	706	
				ヒノキ	554.81	261,151	1,396	172.36	81,453	278	106.51	51,702	67	
				マツ	36.81	9,688	40	7.13	1,910	5	2.34	621		
				その他							0.92	191		
				計	3,396.56	1,737,496	10,843	1,545.14	874,769	3,968	531.64	294,037	773	
		天然林	針葉樹	広葉樹	6.59	1,076	2	3.90	637	1	0.67	88		
				計	3,403.15	1,738,572	10,845	1,549.04	875,406	3,969	532.31	294,125	773	
				針葉樹	10.08	2,659	12	5.40	1,519	5	6.21	1,702	2	
				クヌギ	68.08	10,759	44	11.83	1,745	3	6.83	1,288	5	
				広葉樹	731.13	127,045	473	903.31	155,756	209	517.41	88,541	114	
		天然林	針葉樹	その他	0.78	126	1							
				計	799.99	137,930	518	915.14	157,501	212	524.24	89,829	119	
				針広計	810.07	140,589	530	920.54	159,020	217	530.45	91,531	121	
				制限林皆伐計	4,213.22	1,879,161	11,375	2,469.58	1,034,426	4,186	1,062.76	385,656	894	
				制限林皆伐計	4,213.22	1,879,161	11,375	2,469.58	1,034,426	4,186	1,062.76	385,656	894	
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	357.14	193,488	1,494	186.46	110,250	584	101.24	62,940	267	
				ヒノキ	71.88	33,058	156	11.13	4,361	8	6.00	2,893	2	
				マツ	13.98	3,619	18	7.55	1,670	4	7.41	1,857	1	
				その他	0.05	7								
				計	443.05	230,172	1,668	205.14	116,281	596	114.65	67,690	270	
		天然林	針葉樹	広葉樹	2.95	398		3.16	418		0.55	72		
				計	446.00	230,570	1,668	208.30	116,699	596	115.20	67,762	270	
				針葉樹	6.68	1,434	3	2.07	421		1.81	386		
				クヌギ	23.69	4,396	23	10.80	1,888	7	2.73	451	1	
				広葉樹	772.69	113,870	191	625.07	97,056	90	436.84	66,852	47	
		天然林	針葉樹	その他	0.98	183	1	6.34	1,449	6	0.25	33		
				計	797.36	118,449	215	642.21	100,393	103	439.82	67,336	48	
				針広計	804.04	119,883	218	644.28	100,814	103	441.63	67,722	48	
				制限林非皆伐計	1,250.04	350,453	1,886	852.58	217,513	699	556.83	135,484	318	
				制限林計	5,463.26	2,229,614	13,261	3,322.16	1,251,939	4,885	1,619.59	521,140	1,212	
総計	人工林	針葉樹	スギ	9,671.02	5,450,905	40,405	5,192.51	3,197,295	17,762	2,070.18	1,308,399	5,384		
			ヒノキ	1,585.95	750,308	3,465	502.02	240,411	726	314.73	154,513	241		
			マツ	135.67	35,956	150	46.17	12,136	32	21.19	5,617	4		
			その他	0.05	7					0.92	191			
			計	11,392.69	6,237,176	44,020	5,740.70	3,449,842	18,520	2,407.02	1,468,720	5,629		
		天然林	針葉樹	広葉樹	43.90	6,876	6	18.98	2,972	5	6.45	1,057	1	
				計	11,436.59	6,244,052	44,026	5,759.68	3,452,814	18,525	2,413.47	1,469,777	5,630	
				針葉樹	64.31	16,230	65	21.95	5,853	15	19.61	5,357	11	
				クヌギ	578.42	94,292	321	233.18	39,028	123	72.94	12,099	26	
				広葉樹	5,095.01	836,623	1,512	4,559.56	759,234	481	2,613.10	432,398	284	
		天然林	針葉樹	その他	2.10	364	2	6.67	1,517	6	0.72	109		
				計	5,675.53	931,279	1,835	4,799.41	799,779	610	2,686.76	444,606	310	
				針広計	5,739.84	947,509	1,900	4,821.36	805,632	625	2,706.37	449,963	321	
				合計	17,176.43	7,191,561	45,926	10,581.04	4,258,446	19,150	5,119.84	1,919,740	5,951	
				合計	17,176.43	7,191,561	45,926	10,581.04	4,258,446	19,150	5,119.84	1,919,740	5,951	

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	16齡級			17齡級			18齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	903.67	636,397	2,757	637.64	473,299	1,754	489.50	383,029	842
				ヒノキ	137.83	69,538	109	111.79	56,577	55	121.75	64,359	106
				マツ	9.77	2,614	4	1.67	456		2.25	613	
				その他									
				計	1,051.27	708,549	2,870	751.10	530,332	1,809	613.50	448,001	948
			広葉樹				0.89	201					
		針広計	1,051.27	708,549	2,870	751.99	530,533	1,809	613.50	448,001	948		
		天然林	針葉樹	スギ	5.41	1,465		8.52	2,227	3	3.24	822	
				クヌギ	16.06	2,595	3	6.55	1,654	2	2.00	449	
				広葉樹	663.30	114,128	57	351.07	63,253	41	143.78	27,189	
				その他									
				計	679.36	116,723	60	357.62	64,907	43	145.78	27,638	
			針広計	684.77	118,188	60	366.14	67,134	46	149.02	28,460		
		普通林計					1,736.04	826,737	2,930	1,118.13	597,667	1,855	762.52
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	253.46	150,034	364	153.47	99,554	261	102.02	67,448	92
				ヒノキ	72.57	36,532	122	109.08	54,491	77	139.99	70,286	110
				マツ	1.51	426		13.41	3,567		1.64	434	
				その他									
				計	327.54	186,992	486	275.96	157,612	338	243.65	138,168	202
			広葉樹				1.84	242					
		針広計	327.54	186,992	486	277.80	157,854	338	243.65	138,168	202		
		天然林	針葉樹	スギ	2.54	663		1.53	321		1.97	595	
				クヌギ	1.02	205		1.46	289	1			
				広葉樹	452.87	92,644	219	346.83	78,972	259	129.31	30,456	
				その他									
				計	453.89	92,849	219	348.29	79,261	260	129.31	30,456	
			針広計	456.43	93,512	219	349.82	79,582	260	131.28	31,051		
		制限林皆伐計					783.97	280,504	705	627.62	237,436	598	374.93
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	37.10	23,674	68	46.35	31,517	100	58.11	36,269	31
				ヒノキ	17.00	5,874	7	9.05	4,381	8	38.77	18,870	19
				マツ	4.17	1,437	7						
				その他									
				計	58.27	30,985	82	55.40	35,898	108	96.88	55,139	50
			広葉樹				3.82	503					
		針広計	58.27	30,985	82	59.22	36,401	108	96.88	55,139	50		
		天然林	針葉樹	スギ	0.26	74							
				クヌギ	138.00	22,488	25	68.15	10,668	8	47.28	10,171	
				広葉樹									
				その他									
				計	138.26	22,562	25	68.15	10,668	8	47.28	10,171	
			針広計	138.26	22,562	25	68.15	10,668	8	47.28	10,171		
		制限林非皆伐計					196.53	53,547	107	127.37	47,069	116	144.16
制限林計					980.50	334,051	812	754.99	284,505	714	519.09	234,529	385
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	1,194.23	810,105	3,189	837.46	604,370	2,115	649.63	486,746	965
				ヒノキ	227.40	111,944	238	229.92	115,449	140	300.51	153,515	235
				マツ	15.45	4,477	11	15.08	4,023		3.89	1,047	
				その他									
				計	1,437.08	926,526	3,438	1,082.46	723,842	2,255	954.03	641,308	1,200
			広葉樹				6.55	946					
		針広計	1,437.08	926,526	3,438	1,089.01	724,788	2,255	954.03	641,308	1,200		
		天然林	針葉樹	スギ	7.95	2,128		10.05	2,548	3	5.21	1,417	
				クヌギ	17.34	2,874	3	8.01	1,943	3	2.00	449	
				広葉樹	1,254.17	229,260	301	766.05	152,893	308	320.37	67,816	
				その他									
				計	1,271.51	232,134	304	774.06	154,836	311	322.37	68,265	
			針広計	1,279.46	234,262	304	784.11	157,384	314	327.58	69,682		
		合計					2,716.54	1,160,788	3,742	1,873.12	882,172	2,569	1,281.61

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	19齡級			20齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	379.70	292,382	354	448.49	337,945	183	35,821.93	19,747,823	214,887
				ヒノキ	103.85	56,080	86	120.11	68,024	88	7,485.89	2,884,408	39,680
				マツ	2.61	856	1	1.64	480		270.61	72,205	342
				その他							2.91	136	16
			計	486.16	349,318	441	570.24	406,449	271	43,581.34	22,704,572	254,925	
			広葉樹				0.05	8		2,064.63	277,999	3,770	
			針広計	486.16	349,318	441	570.29	406,457	271	45,645.97	22,982,571	258,695	
		天然林	針葉樹	スギ	2.01	517		7.88	2,139	1	178.44	47,198	186
				クヌギ	0.15	30		0.58	98		5,677.17	827,753	4,963
				広葉樹	64.61	12,260	8	61.22	11,688	9	13,577.65	2,258,268	4,146
				その他				3.74	607		9.39	960	20
			計	64.76	12,290	8	65.54	12,393	9	19,264.21	3,086,981	9,129	
			針広計	66.77	12,807	8	73.42	14,532	10	19,442.65	3,134,179	9,315	
			普通林計	552.93	362,125	449	643.71	420,989	281	65,088.62	26,116,750	268,010	
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	84.96	64,878	87	108.91	71,374	39	11,692.84	5,780,110	53,936
				ヒノキ	56.68	29,866	59	21.07	10,571	12	6,757.67	2,481,205	42,716
				マツ	0.17	51					173.26	45,852	263
				その他							8.16	809	40
			計	141.81	94,795	146	129.98	81,945	51	18,631.93	8,307,976	96,955	
			広葉樹				5.36	868		731.32	76,923	2,327	
			針広計	141.81	94,795	146	135.34	82,813	51	19,363.25	8,384,899	99,282	
		天然林	針葉樹	スギ	1.03	239	1	10.96	2,170		52.09	13,275	37
				クヌギ							801.72	117,312	1,053
				広葉樹	35.81	6,462	7	55.34	10,694	18	4,017.02	733,310	2,660
				その他							36.31	5,333	54
			計	35.81	6,462	7	55.34	10,694	18	4,855.05	855,955	3,767	
			針広計	36.84	6,701	8	66.30	12,864	18	4,907.14	869,230	3,804	
			制限林皆伐計	178.65	101,496	154	201.64	95,677	69	24,270.39	9,254,129	103,086	
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	22.33	15,375	16	22.24	11,664	1	1,993.85	1,063,608	11,222
				ヒノキ	5.64	2,766	8	16.73	6,833		846.09	324,314	5,035
				マツ				1.46	579	4	66.40	16,362	95
				その他							2.30	399	15
			計	27.97	18,141	24	40.43	19,076	5	2,908.64	1,404,683	16,367	
			広葉樹				0.14	16		158.40	23,232	309	
			針広計	27.97	18,141	24	40.57	19,092	5	3,067.04	1,427,915	16,676	
		天然林	針葉樹	スギ	0.21	82					31.90	7,726	65
				クヌギ							326.80	49,483	293
				広葉樹	29.95	5,133	7	54.74	9,028	3	2,483.65	384,495	672
				その他							8.82	1,803	8
			計	29.95	5,133	7	54.74	9,028	3	2,819.27	435,781	973	
			針広計	30.16	5,215	7	54.74	9,028	3	2,851.17	443,507	1,038	
			制限林非皆伐計	58.13	23,356	31	95.31	28,120	8	5,918.21	1,871,422	17,714	
制限林計	236.78	124,852	185	296.95	123,797	77	30,188.60	11,125,551	120,800				
総計	人工林	針葉樹	スギ	486.99	372,635	457	579.64	420,983	223	49,508.62	26,591,541	280,045	
			ヒノキ	166.17	88,712	153	157.91	85,428	100	15,089.65	5,689,927	87,431	
			マツ	2.78	907	1	3.10	1,059	4	510.27	134,419	700	
			その他							13.37	1,344	71	
			計	655.94	462,254	611	740.65	507,470	327	65,121.91	32,417,231	368,247	
			広葉樹				5.55	892		2,954.35	378,154	6,406	
			針広計	655.94	462,254	611	746.20	508,362	327	68,076.26	32,795,385	374,653	
		天然林	針葉樹	スギ	3.25	838	1	18.84	4,309	1	262.43	68,199	288
				クヌギ	0.15	30		0.58	98		6,805.69	994,548	6,309
				広葉樹	130.37	23,855	22	171.30	31,410	30	20,078.32	3,376,073	7,478
				その他				3.74	607		54.52	8,096	82
			計	130.52	23,885	22	175.62	32,115	30	26,938.53	4,378,717	13,869	
			針広計	133.77	24,723	23	194.46	36,424	31	27,200.96	4,446,916	14,157	
			合計	789.71	486,977	634	940.66	544,786	358	95,277.22	37,242,301	388,810	

単位 面積:ha、蓄積(竹林):束

普 制 別	伐 採 種	無立木地		更 新 困 難 地	竹 林			特殊林	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種 類	面 積	蓄 積	面 積	
普 通 林	皆 伐	284.76	8,185.42	56.90	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	2,685.63 1,062.26 43.48 22.87 140.66	3,220,876 848,757 26,075 11,399 28,077	2.48	
		計	284.76	8,185.42	56.90		3,954.90	4,135,184	2.48
制 限 林	皆 伐	156.55	3,056.33	54.82	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	137.82 104.65 8.13 0.96 16.32	165,384 83,595 4,878 480 3,264	0.38	
		計	156.55	3,056.33	54.82		267.88	257,601	0.38
林	非 皆 伐	1.05	2,402.09	1,174.46	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	59.33 22.08 0.52 0.78 5.17	71,196 17,664 312 390 1,034	0.55	
		計	1.05	2,402.09	1,174.46		87.88	90,596	0.55
制限 林計		157.60	5,458.42	1,229.28		355.76	348,197	0.93	37,390.59
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	2,882.78 1,188.99 52.13 24.61 162.15	3,457,456 950,016 31,265 12,269 32,375		
総合計		442.36	13,643.84	1,286.18		4,310.66	4,483,381	3.41	114,963.67

(3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 材積:m³

区 分	総 数		立 木 地			
			合 計			
	面積	材積	計		針葉樹	
			面積	材積	面積	材積
総 数	114,963.67	37,242,301	95,277.22	37,242,301	65,384.34	32,485,430
熊 本 市	4,602.44	906,073	3,658.96	906,073	1,097.89	509,138
熊本市計	4,602.44	906,073	3,658.96	906,073	1,097.89	509,138
荒 尾 市	911.36	134,499	857.67	134,499	107.36	31,601
玉 名 市	2,489.68	486,250	2,343.95	486,250	536.39	225,325
玉 東 町	683.50	179,128	550.45	179,128	292.00	137,719
和 水 町	5,158.43	1,532,593	4,656.18	1,532,593	2,554.89	1,200,174
南 関 町	3,380.03	934,173	2,947.44	934,173	1,485.64	707,189
長 洲 町	33.50	5,237	31.57	5,237	0.39	194
玉名地域計	12,656.50	3,271,880	11,387.26	3,271,880	4,976.67	2,302,202
山 鹿 市	13,493.15	4,676,018	12,425.14	4,676,018	9,038.89	4,146,163
鹿本地域計	13,493.15	4,676,018	12,425.14	4,676,018	9,038.89	4,146,163
菊 池 市	12,653.70	4,149,208	12,098.04	4,149,208	8,133.02	3,598,041
合 志 市	601.82	87,234	408.95	87,234	74.41	35,712
大 津 町	4,233.68	1,332,893	3,848.50	1,332,893	2,665.96	1,168,667
菊 陽 町	296.06	56,065	262.10	56,065	53.72	24,079
菊池地域計	17,785.26	5,625,400	16,617.59	5,625,400	10,927.11	4,826,499
阿 蘇 市	19,706.51	5,412,243	12,073.83	5,412,243	10,533.02	5,101,906
南小国町	8,992.75	3,874,378	7,284.80	3,874,378	5,232.53	3,578,527
小 国 町	10,245.70	4,952,694	9,719.08	4,952,694	7,446.19	4,611,132
産 山 村	4,175.55	1,317,432	3,383.30	1,317,432	2,070.41	1,104,418
高 森 町	12,567.59	4,186,991	10,571.08	4,186,991	8,054.90	3,695,902
南阿蘇村	6,763.00	1,842,623	4,865.12	1,842,623	3,423.99	1,532,648
西 原 村	3,975.22	1,176,569	3,291.06	1,176,569	2,582.74	1,076,895
阿蘇地域計	66,426.32	22,762,930	51,188.27	22,762,930	39,343.78	20,701,428

単位 面積:ha 材積:m³

区 分	立 木 地					
	合 計		人 工 林			
	広葉樹		計		針葉樹	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	29,892.88	4,756,871	68,076.26	32,795,385	65,121.91	32,417,231
熊 本 市	2,561.07	396,935	1,113.44	510,989	1,093.16	508,778
熊本市計	2,561.07	396,935	1,113.44	510,989	1,093.16	508,778
荒 尾 市	750.31	102,898	103.60	30,661	102.05	30,491
玉 名 市	1,807.56	260,925	543.38	223,966	515.37	220,550
玉 東 町	258.45	41,409	299.38	138,705	291.26	137,525
和 水 町	2,101.29	332,419	2,622.43	1,207,475	2,554.89	1,200,174
南 関 町	1,461.80	226,984	1,508.42	709,457	1,485.64	707,189
長 洲 町	31.18	5,043	0.39	194	0.39	194
玉名地域計	6,410.59	969,678	5,077.60	2,310,458	4,949.60	2,296,123
山 鹿 市	3,386.25	529,855	9,426.07	4,195,235	9,026.33	4,142,904
鹿本地域計	3,386.25	529,855	9,426.07	4,195,235	9,026.33	4,142,904
菊 池 市	3,965.02	551,167	8,656.26	3,661,640	8,088.81	3,586,557
合 志 市	334.54	51,522	80.06	36,481	74.14	35,641
大 津 町	1,182.54	164,226	2,879.49	1,189,018	2,664.96	1,168,404
菊 陽 町	208.38	31,986	55.21	24,248	53.72	24,079
菊池地域計	5,690.48	798,901	11,671.02	4,911,387	10,881.63	4,814,681
阿 蘇 市	1,540.81	310,337	10,711.17	5,120,943	10,514.82	5,096,163
南小国町	2,052.27	295,851	5,444.76	3,609,089	5,219.24	3,576,308
小 国 町	2,272.89	341,562	7,710.21	4,630,650	7,351.77	4,585,253
産 山 村	1,312.89	213,014	2,247.04	1,135,645	2,069.95	1,104,286
高 森 町	2,516.18	491,089	8,262.55	3,726,268	8,036.39	3,691,078
南阿蘇村	1,441.13	309,975	3,606.16	1,554,298	3,398.97	1,525,408
西 原 村	708.32	99,674	2,806.24	1,090,423	2,580.05	1,076,249
阿蘇地域計	11,844.49	2,061,502	40,788.13	20,867,316	39,171.19	20,654,745

単位 面積:ha 材積:m³

区 分	立 木 地							
	人 工 林		天 然 林					
	広葉樹		計		針葉樹		広葉樹	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	2,954.35	378,154	288,730.89	4,446,916	262.43	68,199	26,938.53	4,378,717
熊 本 市	20.28	2,211	2,545.52	395,084	4.73	360	2,540.79	394,724
熊本市計	20.28	2,211	2,545.52	395,084	4.73	360	2,540.79	394,724
荒 尾 市	1.55	170	262,284.00	103,838	5.31	1,110	748.76	102,728
玉 名 市	28.01	3,416	1,800.57	262,284	21.02	4,775	1,779.55	257,509
玉 東 町	8.12	1,180	251.07	40,423	0.74	194	250.33	40,229
和 水 町	67.54	7,301	2,033.75	325,118			2,033.75	325,118
南 関 町	22.78	2,268	1,439.02	224,716			1,439.02	224,716
長 洲 町			31.18	5,043			31.18	5,043
玉名地域計	128.00	14,335	267,839.59	961,422	27.07	6,079	6,282.59	955,343
山 鹿 市	399.74	52,331	2,999.07	480,783	12.56	3,259	2,986.51	477,524
鹿本地域計	399.74	52,331	2,999.07	480,783	12.56	3,259	2,986.51	477,524
菊 池 市	567.45	75,083	3,441.78	487,568	44.21	11,484	3,397.57	476,084
合 志 市	5.92	840	328.89	50,753	0.27	71	328.62	50,682
大 津 町	214.53	20,614	969.01	143,875	1.00	263	968.01	143,612
菊 陽 町	1.49	169	206.89	31,817			206.89	31,817
菊池地域計	789.39	96,706	4,946.57	714,013	45.48	11,818	4,901.09	702,195
阿 蘇 市	196.35	24,780	1,362.66	291,300	18.20	5,743	1,344.46	285,557
南小国町	225.52	32,781	1,840.04	265,289	13.29	2,219	1,826.75	263,070
小 国 町	358.44	45,397	2,008.87	322,044	94.42	25,879	1,914.45	296,165
産 山 村	177.09	31,359	1,136.26	181,787	0.46	132	1,135.80	181,655
高 森 町	226.16	35,190	2,308.53	460,723	18.51	4,824	2,290.02	455,899
南阿蘇村	207.19	28,890	1,258.96	288,325	25.02	7,240	1,233.94	281,085
西 原 村	226.19	14,174	484.82	86,146	2.69	646	482.13	85,500
阿蘇地域計	1,616.94	212,571	10,400.14	1,895,614	172.59	46,683	10,227.55	1,848,931

単位 面積:ha 材積:m³ (竹):束

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他
			計	伐採跡地	未立木地		
	面積	材積	面積	面積	面積	面積	面積
総 数	4,310.66	(4,483,381)	14,086.20	442.36	13,643.84	1,286.18	3.41
熊 本 市	873.66	(915,294)	44.67	0.40	44.27	24.64	0.51
熊本市計	873.66	915,294	44.67	0.40	44.27	24.64	0.51
荒 尾 市	48.82	(46,752)	4.72		4.72	0.11	0.04
玉 名 市	142.38	(139,268)	1.53		1.53	1.14	0.68
玉 東 町	116.33	(111,111)	14.62		14.62	2.10	
和 水 町	481.64	(557,289)	19.57	2.87	16.70	0.59	0.45
南 関 町	407.53	(456,988)	22.66	0.32	22.34	1.88	0.52
長 洲 町	1.93	(1,756)	0.00				
玉名地域計	1,198.63	(1,313,164)	63.10	3.19	59.91	5.82	1.69
山 鹿 市	917.75	(1,032,451)	144.96	5.23	139.73	4.70	0.60
鹿本地域計	917.75	(1,032,451)	144.96	5.23	139.73	4.70	0.60
菊 池 市	427.84	(446,301)	101.15	0.93	100.22	26.37	0.30
合 志 市	189.80	(200,754)	3.07		3.07		
大 津 町	60.57	(57,438)	318.85	9.40	309.45	5.76	
菊 陽 町	32.42	(35,440)	1.54		1.54		
菊池地域計	710.63	(739,933)	424.61	10.33	414.28	32.13	0.30
阿 蘇 市	84.32	(69,229)	6,878.49	106.56	6,771.93	669.87	
南小国町	85.79	(76,638)	1,617.53	16.07	1,601.46	4.63	
小 国 町	49.06	(53,705)	476.62	6.22	470.40	0.94	
産 山 村	18.42	(15,306)	773.29	28.47	744.82	0.54	
高 森 町	150.04	(96,963)	1,825.05	254.01	1,571.04	21.42	
南阿蘇村	173.68	(115,802)	1,203.60	11.13	1,192.47	520.60	
西 原 村	48.68	(54,896)	634.28	0.75	633.53	0.89	0.31
阿蘇地域計	609.99	(482,539)	13,408.86	423.21	12,985.65	1,218.89	0.31

(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		人 工 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	43,155.83	22,233,151	1,397.72	191,276	44,553.55	22,424,427	783.73	217,209
	共有林	5,151.35	2,729,149	269.00	36,685	5,420.35	2,765,834	109.84	29,269
	会社有林	2,162.88	1,004,857	196.24	24,432	2,359.12	1,029,289	14.97	3,448
	団体有林	330.85	171,362	39.42	4,777	370.27	176,139	22.47	4,654
	社寺有林	170.69	94,113	2.37	272	173.06	94,385	2.62	786
	組合有林	1,548.27	769,744	199.10	31,564	1,747.37	801,308	9.77	2,518
	集落有林	1,591.76	787,170	109.34	14,726	1,701.10	801,896	3.85	1,062
	計	54,111.63	27,789,546	2,213.19	303,732	56,324.82	28,093,278	947.25	258,946
県有林	純県有林	589.24	297,962	41.83	6,028	631.07	303,990	1.88	794
	県行造林	811.82	423,009	17.30	3,303	829.12	426,312		
	県立学校林	69.67	36,784	2.71	384	72.38	37,168		
	計	1,470.73	757,755	61.84	9,715	1,532.57	767,470	1.88	794
市町村有林	市町村有林	5,227.93	2,410,979	572.33	52,597	5,800.26	2,463,576	27.39	9,158
	市町村学校有林	88.47	57,512	1.68	289	90.15	57,801	1.58	412
	計	5,316.40	2,468,491	574.01	52,886	5,890.41	2,521,377	28.97	9,570
財産区有林	398.35	179,133	6.54	673	404.89	179,806	0.35	104	
公社造林	610.46	193,925	13.00	2,630	623.46	196,555			
公団造林	2,156.47	718,419	34.43	4,783	2,190.90	723,202	3.14	598	
その他	76.28	39,950	3.64	490	79.92	40,440			
	合計	64,140.32	32,147,219	2,906.65	374,909	67,046.97	32,522,128	981.59	270,012

所有形態		天 然 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	13.42	3,812	3,917.53	583,860	3,930.95	587,672		
	共有林	1.99	588	718.86	109,576	720.85	110,164		
	会社有林	3.33	946	237.03	35,561	240.36	36,507		
	団体有林			39.39	5,040	39.39	5,040		
	社寺有林			26.04	4,651	26.04	4,651		
	組合有林	0.49	129	334.84	55,246	335.33	55,375		
	集落有林	0.84	238	443.61	70,676	444.45	70,914		
	計	20.07	5,713	5,717.30	864,610	5,737.37	870,323		
県有林	純県有林			18.60	3,013	18.60	3,013		
	県行造林			0.88	118	0.88	118		
	県立学校林								
	計			19.48	3,131	19.48	3,131		
市町村有林	市町村有林	0.03	9	1,716.30	250,333	1,716.33	250,342		
	市町村学校有林			19.44	3,364	19.44	3,364		
	計	0.03	9	1,735.74	253,697	1,735.77	253,706		
財産区有林			1.49	349	1.49	349			
公社造林									
公団造林	0.24	71	13.86	2,082	14.10	2,153			
その他			32.21	4,883	32.21	4,883			
	合計	20.34	5,793	7,520.08	1,128,752	7,540.42	1,134,545		

單位 面積:ha 蓄積:m³

人 工 林									
育 成 複 層 林				人 工 林 計					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
37.57	2,492	821.30	219,701	43,939.56	22,450,360	1,435.29	193,768	45,374.85	22,644,128
3.23	246	113.07	29,515	5,261.19	2,758,418	272.23	36,931	5,533.42	2,795,349
		14.97	3,448	2,177.85	1,008,305	196.24	24,432	2,374.09	1,032,737
		22.47	4,654	353.32	176,016	39.42	4,777	392.74	180,793
		2.62	786	173.31	94,899	2.37	272	175.68	95,171
1.26	35	11.03	2,553	1,558.04	772,262	200.36	31,599	1,758.40	803,861
0.17	24	4.02	1,086	1,595.61	788,232	109.51	14,750	1,705.12	802,982
42.23	2,797	989.48	261,743	55,058.88	28,048,492	2,255.42	306,529	57,314.30	28,355,021
1.02	139	2.90	933	591.12	298,756	42.85	6,167	633.97	304,923
				811.82	423,009	17.30	3,303	829.12	426,312
				69.67	36,784	2.71	384	72.38	37,168
1.02	139	2.90	933	1,472.61	758,549	62.86	9,854	1,535.47	768,403
4.45	309	31.84	9,467	5,255.32	2,420,137	576.78	52,906	5,832.10	2,473,043
		1.58	412	90.05	57,924	1.68	289	91.73	58,213
4.45	309	33.42	9,879	5,345.37	2,478,061	578.46	53,195	5,923.83	2,531,256
		0.35	104	398.70	179,237	6.54	673	405.24	179,910
				610.46	193,925	13.00	2,630	623.46	196,555
		3.14	598	2,159.61	719,017	34.43	4,783	2,194.04	723,800
				76.28	39,950	3.64	490	79.92	40,440
47.70	3,245	1,029.29	273,257	65,121.91	32,417,231	2,954.35	378,154	68,076.26	32,795,385

天 然 林									
育 成 複 層 林				天 然 生 林					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
7.06	748	7.06	748	134.43	35,066	13,849.84	2,274,358	13,984.27	2,309,424
0.17	29	0.17	29	18.94	4,901	1,461.25	242,406	1,480.19	247,307
				21.65	5,331	880.33	142,924	901.98	148,255
				6.21	1,742	68.25	11,508	74.46	13,250
				1.61	461	133.55	22,265	135.16	22,726
				0.67	188	692.03	145,525	692.70	145,713
				23.13	6,431	476.59	81,831	499.71	88,262
7.23	777	7.23	777	206.64	54,120	17,561.83	2,920,817	17,768.47	2,974,937
				0.97	280	127.46	24,274	128.43	24,554
						63.10	13,870	63.10	13,870
						4.66	1,122	4.66	1,122
				0.97	280	195.22	39,266	196.19	39,546
4.81	250	4.81	250	34.33	7,962	1,087.23	183,053	1,121.56	191,015
				0.15	44	3.87	585	4.02	629
4.81	250	4.81	250	34.48	8,006	1,091.10	183,638	1,125.58	191,644
						81.85	17,109	81.85	17,109
						0.88	143	0.88	143
						322.91	62,766	322.91	62,766
						152.62	25,199	152.62	25,199
12.04	1,027	12.04	1,027	242.09	62,406	19,406.41	3,248,938	19,648.50	3,311,344

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	147.85	38,878	17,774.43	2,858,966	17,922.28	2,897,844	44,087.41	22,489,238
	共有林	20.93	5,489	2,180.28	352,011	2,201.21	357,500	5,282.12	2,763,907
	会社有林	24.98	6,277	1,117.36	178,485	1,142.34	184,762	2,202.83	1,014,582
	団体有林	6.21	1,742	107.64	16,548	113.85	18,290	359.53	177,758
	社寺有林	1.61	461	159.59	26,916	161.20	27,377	174.92	95,360
	組合有林	1.16	317	1,026.87	200,771	1,028.03	201,088	1,559.20	772,579
	集落有林	23.97	6,669	920.19	152,507	944.16	159,176	1,619.58	794,901
	計	226.71	59,833	23,286.36	3,786,204	23,513.07	3,846,037	55,285.59	28,108,325
県有林	純県有林	0.97	280	146.06	27,287	147.03	27,567	592.09	299,036
	県行造林			63.98	13,988	63.98	13,988	811.82	423,009
	県立学校林			4.66	1,122	4.66	1,122	69.67	36,784
		計	0.97	280	214.70	42,397	215.67	42,677	1,473.58
市町村有林	市町村有林	34.36	7,971	2,808.34	433,636	2,842.70	441,607	5,289.68	2,428,108
	市町村学校有林	0.15	44	23.31	3,949	23.46	3,993	90.20	57,968
		計	34.51	8,015	2,831.65	437,585	2,866.16	445,600	5,379.88
財産区有林				83.34	17,458	83.34	17,458	398.70	179,237
公社造林				0.88	143	0.88	143	610.46	193,925
公団造林		0.24	71	336.77	64,848	337.01	64,919	2,159.85	719,088
その他				184.83	30,082	184.83	30,082	76.28	39,950
合計		262.43	68,199	26,938.53	4,378,717	27,200.96	4,446,916	65,384.34	32,485,430

単位 面積:ha 蓄積:m³

人工林天然林計				無立木地		更新 困難地	竹林		特殊林	総合計
広葉樹		針広計		伐採 跡地	未立 木地		面積	蓄積(束)		
面積	蓄積	面積	蓄積							
19,209.72	3,052,734	63,297.13	25,541,972	196.27	3,117.28	48.67	3,671.69	3,864,089	2.78	70,333.82
2,452.51	388,942	7,734.63	3,152,849	37.78	1,940.01	7.78	425.49	422,381		10,145.69
1,313.60	202,917	3,516.43	1,217,499	77.16	310.44	5.09	84.39	76,762	0.12	3,993.63
147.06	21,325	506.59	199,083	0.14	9.63		0.59	572		516.95
161.96	27,188	336.88	122,548		6.16	11.96	14.78	13,920		369.78
1,227.23	232,370	2,786.43	1,004,949	0.86	866.11	72.18	7.88	6,202		3,733.46
1,029.70	167,257	2,649.28	962,158	0.99	610.47	35.39	30.10	30,237		3,326.23
25,541.78	4,092,733	80,827.37	32,201,058	313.20	6,860.10	181.07	4,234.92	4,414,163	2.90	92,419.56
188.91	33,454	781.00	332,490	3.86	71.62	721.23	9.89	10,952	0.51	1,588.11
81.28	17,291	893.10	440,300	31.85	22.35	34.00				981.30
7.37	1,506	77.04	38,290		0.23		0.63	684		77.90
277.56	52,251	1,751.14	811,080	35.71	94.20	755.23	10.52	11,636	0.51	2,647.31
3,385.12	486,542	8,674.80	2,914,650	31.84	4,939.25	321.89	53.69	47,048		14,021.47
24.99	4,238	115.19	62,206		1.42		2.12	1,856		118.73
3,410.11	490,780	8,789.99	2,976,856	31.84	4,940.67	321.89	55.81	48,904		14,140.20
89.88	18,131	488.58	197,368		1,632.50					2,121.08
13.88	2,773	624.34	196,698	0.28	8.26	1.01	0.01	12		633.90
371.20	69,631	2,531.05	788,719	8.43	74.45	25.24	1.21	698		2,640.38
188.47	30,572	264.75	70,522	52.90	33.66	1.74	8.19	7,968		361.24
29,892.88	4,756,871	95,277.22	37,242,301	442.36	13,643.84	1,286.18	4,310.66	4,483,381	3.41	114,963.67

(5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区 分	保 安 林								
	水 源 かん養 保安林	土砂流出 防 備 保安林	土砂崩壊 防 備 保安林	防 風 保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	防 火 保安林	保 健 保安林
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	2,283
	21,187	4,091	152	2	0	0	28	8	285
	21,187	4,091	152	2	0	0	28	8	2,568
熊 本 市									94
		178	7				12		59
	0	178	7	0	0	0	12	0	153
荒 尾 市									98
		264						4	
	0	264	0	0	0	0	0	4	98
玉 名 市									202
	113	258	1				4		
	113	258	1	0	0	0	4	0	202
玉 東 町									21
	23	2							
	23	2	0	0	0	0	0	0	21
和 水 町									6
	36	520	5						8
	36	520	5	0	0	0	0	0	14
南 関 町									
	140	54	4						
	140	54	4	0	0	0	0	0	0
長 洲 町									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 鹿 市									360
	3,598	681	26	2			1		147
	3,598	681	26	2	0	0	1	0	507
菊 池 市									236
	4,900	200	22				7		19
	4,900	200	22	0	0	0	7	0	255
合 志 市									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 津 町									59
	1,138	5	1						
	1,138	5	1	0	0	0	0	0	59
菊 陽 町									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿 蘇 市									355
	3,610	638	1				4	1	20
	3,610	638	1	0	0	0	4	1	375
南 小 国 町									
	429	112							
	429	112	0	0	0	0	0	0	0
小 国 町									
	587	505	46						
	587	505	46	0	0	0	0	0	0
産 山 村									
	501	82	2						15
	501	82	2	0	0	0	0	0	15
高 森 町									71
	1,337	354	35						
	1,337	354	35	0	0	0	0	0	71
南 阿 蘇 村									713
	3,061	196	2					3	17
	3,061	196	2	0	0	0	0	3	730
西 原 村									68
	1,714	42							
	1,714	42	0	0	0	0	0	0	68

注:保安林計、総合計の欄については、上段が重複指定面積、中段が実面積、下段が延べ面積。(資料:森林保全課)

単位:ha

区 分	保 安 林		自 然 公 園						
	そ の 他 保 安 林	保安林計	国 立 公 園				計	国 定 公 園	
			特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域		特 別 保護地区	第 1 種 特別地域
総 数	0 0 0	2,283 25,753 28,036	201	951	4,267	8,040	13,460	0	0
熊 本 市	0	94 256 350					0		
荒 尾 市	0	98 268 366					0		
玉 名 市	0	202 376 578					0		
玉 東 町	0	21 25 46					0		
和 水 町	0	6 569 575					0		
南 関 町	0	0 198 198					0		
長 洲 町	0	0 0 0					0		
山 鹿 市	0	360 4,455 4,815					0		
菊 池 市	0	236 5,148 5,384			103	67	170		
合 志 市	0	0 0 0					0		
大 津 町	0	59 1,144 1,203				35	35		
菊 陽 町	0	0 0 0					0		
阿 蘇 市	0	355 4,274 4,629	184	389	2,139	4,380	7,092		
南小国町	0	0 541 541				191	259	450	
小 国 町	0	0 1,138 1,138				16	16		
産 山 村	0	0 600 600			182	79	261		
高 森 町	0	71 1,726 1,797			405	1,239	1,644		
南阿蘇村	0	713 3,279 3,992	17	562	1,247	1,966	3,792		
西 原 村	0	68 1,756 1,824					0		

単位:ha

区 分	自 然 公 園								自然公園計
	国 定 公 園			県 立 公 園					
	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	
総 数	733	0	733	0	270	978	1,115	2,363	16,556
熊 本 市			0			221	484	705	705
荒 尾 市			0		60	376	251	687	687
玉 名 市			0		210	278	278	766	766
玉 東 町			0					0	0
和 水 町			0					0	0
南 関 町			0			103	102	205	205
長 洲 町			0					0	0
山 鹿 市			0					0	0
菊 池 市			0					0	170
合 志 市			0					0	0
大 津 町			0					0	35
菊 陽 町			0					0	0
阿 蘇 市			0					0	7,092
南小国町			0					0	450
小 国 町	733		733					0	749
産 山 村			0					0	261
高 森 町			0					0	1,644
南阿蘇村			0					0	3,792
西 原 村			0					0	0

単位:ha

区 分	そ の 他 制 限 林							総 合 計
	保安施設 地 区	砂 防 指 定 地	都市計画 法による 風致地区	自然環境保全法に よる県自然環境保 全地域の特別地区	急傾斜地 崩壊危険 区 域	その他	そ の 他 制限林計	
総 数								2,283 25,753 45,366
	26	13	683	0	42	10	774	
熊 本 市								94 256 1,748
			683		9		693	
荒 尾 市								98 268 1,053
	0						0	
玉 名 市								202 376 1,345
	1						1	
玉 東 町								21 25 47
	1						1	
和 水 町								6 569 575
		0					0	
南 関 町								0 198 403
					0		0	
長 洲 町								0 0 0
							0	
山 鹿 市								360 4,455 4,825
	2				9		10	
菊 池 市								236 5,148 5,593
	16				21	2	39	
合 志 市								0 0 3
					3		3	
大 津 町								59 1,144 1,246
	5	2					7	
菊 陽 町								0 0 0
							0	
阿 蘇 市								355 4,274 11,723
						2	2	
南小国町								0 541 991
						0	0	
小 国 町								0 1,138 1,888
						1	1	
産 山 村								0 600 867
		3				3	6	
高 森 町								71 1,726 3,451
	1	8				1	10	
南阿蘇村								713 3,279 7,784
							0	
西 原 村								68 1,756 1,824
							0	

(6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
総数	26,591,541	5,689,927	202,618	1,307,711	3,376,073	1,344	73,087	37,242,301
人工林	26,591,541	5,689,927	134,419	313,163	-	1,344	64,991	32,795,385
天然林	-	-	68,199	994,548	3,376,073	-	8,096	4,446,916

資料: 熊本県森林整備課

(7) 荒廃地等の面積

単位: ha

区分	荒 廃 林 地				海 岸 砂 地	せき悪 林 地	備考
	総数	崩壊地	地すべ り 地	崩 壊 危 険 地			
総数	2,508.33	386.43	94.26	2,027.64	-	-	
熊本市	256.69	0.48	40.90	215.31			
熊本計	256.69	0.48	40.90	215.31	-	-	
荒尾市	12.17	-	-	12.17	-	-	
玉名市	81.00	-	-	81.00	-	-	
玉東町	33.11	0.12	-	32.99	-	-	
和水町	67.55	0.21	-	67.34	-	-	
南関町	31.27	0.27	-	31.00	-	-	
長洲町	-	-	-	-	-	-	
玉名地域計	225.10	0.60	-	224.50	-	-	
山鹿市	326.82	0.72	-	326.10	-	-	
鹿本計	326.82	0.72	-	326.10	-	-	
菊池市	224.67	0.76	27.70	196.21	-	-	
合志市	0.01	0.01	-	-	-	-	
大津町	93.44	12.61	-	80.83	-	-	
菊陽町	2.00	-	-	2.00	-	-	
菊池地域計	320.12	13.38	27.70	279.04	-	-	
阿蘇市	400.29	103.70	-	296.59	-	-	
南小国町	82.50	4.44	-	78.06	-	-	
小国町	192.43	4.25	20.00	168.18	-	-	
産山村	88.88	0.56	-	88.32	-	-	
高森町	106.90	0.55	-	106.35	-	-	
南阿蘇村	448.41	237.36	5.66	205.39	-	-	
西原村	60.19	20.39	-	39.80	-	-	
阿蘇地域計	1,379.60	371.25	25.66	982.69	-	-	

資料: 熊本県森林保全課

(8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
総数	99.00				0.21	0.21	108.71	35.07	0.46	0.74	7.36	42.57
熊本市											0.01	
熊本計											0.01	
荒尾市												
玉名市												
玉東町												
和水町										0.02	0.08	0.05
南関町												
長洲町												
玉名地域計										0.02	0.08	0.05
山鹿市					0.21	0.21				0.20	0.05	
鹿本計					0.21	0.21				0.20	0.05	
菊池市							0.03			0.52	0.04	
合志市							5.18					
大津町	4.00						2.11					
菊陽町							0.03					
菊池地域計	4.00						7.35			0.52	0.04	
阿蘇市	15.00						25.45	9.38			3.18	
南小国町	1.00						11.37	4.72	0.46			
小国町							19.05	6.60			0.60	
産山村							4.42	1.88			0.52	
高森町							29.01	7.09				0.16
南阿蘇村	74.00						7.63	3.07			0.18	34.34
西原村	5.00						4.43	2.33			2.70	8.02
阿蘇地域計	95.00						101.36	35.07	0.46		7.18	42.52

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3ヵ年分を記載

2 被害面積は実損面積

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

区 分		総数	保 有 山 林 規 模 (ha)										
			保有山林なし	1~3 未満	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 500	500~ 1000	1000 以上
白 川 ・ 菊 池 川 計 画 区	熊本市	42	4	4	14	8	5	2	1	1	1	-	2
	熊本市計	42	4	4	14	8	5	2	1	1	1	-	2
	荒尾市	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	玉名市	6	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-
	玉東町	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	和水町	58	-	1	36	13	8	-	-	-	-	-	-
	南関町	12	-	1	9	2	-	-	-	-	-	-	-
	長洲町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉名地域計	80	-	2	50	16	8	-	-	-	-	-	-
	山鹿市	151	1	6	51	29	35	10	9	6	3	-	1
	山鹿市計	151	1	6	51	29	35	10	9	6	3		1
	菊池市	164	4	4	65	30	28	13	14	4	1	-	1
	合志市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	大津町	28	-	2	10	6	5	3	1	-	1	-	-
	菊陽町	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	菊池地域計	194	4	6	75	36	33	16	15	4	2	-	1
	阿蘇市	156	6	6	65	36	22	9	4	4	4	-	-
	南小国町	174	2	8	33	51	38	22	12	4	4	-	-
	小国町	195	3	8	58	60	33	12	10	7	4	-	-
	産山村	73	-	3	24	26	14	3	1	1	1	-	-
高森町	127	1	2	36	31	36	8	9	2	2	-	-	
南阿蘇村	35	-	-	14	12	3	-	3	2	1	-	-	
西原村	47	-	1	21	8	7	3	2	4	1	-	-	
阿蘇地域計	807	12	28	251	224	153	57	41	24	17	-	-	
総 数	1,274	21	46	441	313	234	85	66	35	23	-	4	
緑川計画区	514	4	17	195	148	88	29	21	8	4	-	-	
球磨川計画区	719	18	8	159	159	143	71	58	46	39	9	9	
天草計画区	246	1	1	85	75	45	13	14	4	6	1	1	
県 計	2,753	44	72	880	695	510	198	159	93	72	10	14	

出典：2015年世界農林業センサス(農林業経営体調査)

(2) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森 林 組 合	総 数	(5組合)	11,960	109	713,524	84,574
	荒尾市、玉名市、玉東 町、和水町、南関町、長 洲町	玉名	1,445	5	33,271	4,898
	山鹿市	鹿本	2,076	10	178,283	12,370
	菊池市、合志市、大津 町、菊陽町	菊池	1,841	19	100,524	10,071
	阿蘇市、南小国町、産山 村、高森町、南阿蘇村、 西原村	阿蘇	5,871	42	350,446	51,567
	小国町	小国町	727	33	51,000	5,668
生 産 森 林 組 合						

資料:熊本県団体支援課(H30森林組合一斉調査)
調査時点:平成30年5月31日現在

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事業 総取扱高 千円	素材取扱量			加工 (小径木・ チップ含む) m ³	造林		購買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員数 人
			販売 m ³	林産 m ³	計 m ³		新植 ha	保育 ha			
森林 組合	(5組合)	2,996,561	57,103	132,845	189,948	24,418	172	1,652	221,365	-	70
	玉名	51,445	-	1,573	1,573	-	-	53	3,602	-	12
	鹿本	416,329	18,647	17,246	35,893	-	12	99	60,933	-	17
	菊池	628,681	17,608	17,496	35,104	7,451	43	431	11,649	-	28
	阿蘇	1,574,921	16,575	64,082	80,657	16,949	104	974	130,716	-	11
	小国町	325,185	4,273	32,448	36,721	18	13	95	14,465	-	2

区分	組合名	立木 販売量 m ³	木材販売量			立木の伐採			森林造成	
			一般用材 m ³	ハルブ その他 m ³	計 m ³	主伐 ha	間伐 ha	計 ha	新植 ha	保育 ha
生産 森林 組合										

資料：熊本県団体支援課(平成30年度森林組合一斉調査)
調査時点：平成30年5月31日現在

(3) 林業事業者等の現況

単位 事業量:m3

区 分	造林業		素材生産業		木材卸売業		素材市売市場		木 材 ・ 木 製 品 製 造 業							
	事業体数	事業体数	事業量	事業体数	市場数	事業量	製 材 業		チ ッ プ		集 成 材		プ レ カ ッ ト			
							事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量		
総 数	17	23	106,455	146	7	360,990	55	219,153	10	191,154	1	-	10	-		
熊 本 市	3	1	-	51	2	-	12	-					6	-		
熊本計	3	1	-	51	2	-	12	-	-	-	-	-	6	-		
荒 尾 市				8			3	-	1	-	1	-				
玉 名 市		1	-	8			2	-								
玉 東 町				-												
和 水 町	2	2	-	5			3	-	1	-						
南 関 町				6			3	-	1	-						
長 洲 町				2												
玉名地域計	2	3	-	29	-	-	11	-	3	-	1	-	-	-		
山 鹿 市	1	2	-	11	1	-	5	-	3	-			2	-		
鹿本計	1	2	-	11	1	-	5	-	3	-	-	-	2	-		
菊 池 市	4	6	-	9	1	-	3	-					1	-		
合 志 市				3			1	-					1	-		
大 津 町	1	1	-	7			3	-								
菊 陽 町				2												
菊池地域計	5	7	-	21	1	-	7	-	-	-	-	-	2	-		
阿 蘇 市	4	8	-	9			5	-								
南小国町				3	1	-	2	-	1	-						
小 国 町	1	1	-	9	1	-	7	-	2	-						
産 山 村	1	1	-	-												
高 森 町				3	1	-	2	-								
南阿蘇村				6			3	-	1	-						
西 原 村				4			1	-								
阿蘇地域計	6	10	-	34	3	-	20	-	4	-	-	-	-	-		

注1 事業体数については、一の事業者が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上
 2 素材生産業の事業量は、各市町村内の認定事業者において生産された直近の素材材積(国有林分含む。)

(4) 林業労働力の概況（林業就業者数）

単位:人

区 分	総計	年齢区分別																
		15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～		
白 川	熊本市	262	1	7	18	12	29	39	37	45	38	16	7	4	4	3	2	
	熊本市計	262	1	7	18	12	29	39	37	45	38	16	7	4	4	3	2	
	荒尾市	2										1		1				
	玉名市	7				1	1		1		2	2						
	玉東町	1					1											
	和水町	10			1	3				3	2		1					
	南関町	10			1		3		2	3		1						
	長洲町	0																
	玉名計	30	0	0	2	4	5	0	3	6	4	4	1	1	0	0	0	
	山鹿市	50		2	4	4	4	5	6	2	8	8	5	1	1			
山鹿市計	50	0	2	4	4	4	5	6	2	8	8	5	1	1	0	0		
菊 池 川	菊池市	123	2	8	4	7	18	9	5	9	15	20	13	6	5	2		
	合志市	26			2	1	6	3	2	3	5	1	2	1				
	大津町	34		1	1	2	2	2	1	6	11	3	3	1			1	
	菊陽町	15	1			1			3	7	1	1	1					
	菊池計	198	3	9	7	11	26	14	11	25	32	25	19	8	5	2	1	
	阿蘇市	127		2	13	4	11	4	3	21	16	20	23	5	3	2		
	南小国町	54			3	3	7		4	8	6	8	8	4	2	1		
	小国町	102			6	5	7	10	9	13	14	14	14	7	3			
	産山村	16							1	4	3	1	2	1	1	1	2	
	高森町	61		3	1	2	2	4	7	9	6	7	7	8	2	2	1	
画 区	南阿蘇村	26			1		2	5	2	4	7	2		2	1			
	西原村	8		1		1		1	1		1	1		1			1	
	阿蘇計	394	0	6	24	15	29	24	27	59	53	53	54	28	12	6	4	
	総計	934	4	24	55	46	93	82	84	137	135	106	86	42	22	11	7	
	緑川計画区	281	4	10	17	20	10	21	22	32	36	41	37	14	14	2	1	
球磨川計画区	1,186	10	40	67	77	103	105	81	135	153	191	129	56	28	7	4		
天草計画区	202		5	13	15	25	17	32	21	28	29	6	7	4				
県計	2,603	18	79	152	158	231	225	219	325	352	367	258	119	68	20	12		

資料: 熊本県林業統計要覧(平成29年度版)

(5) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	白川・菊池川計画区					緑川 計画区	球磨川 計画区	天 草 計画区	総計		
			熊本	玉名	鹿本	菊池	阿蘇					計	
索 道	重力式	セット		2				2		5	5	12	
	動力式	セット		1		4	9	14	8	95	3	120	
集材機	小型	動力10ps未満 台		3		3	46	52	21	70	2	145	
	大型	動力10ps以上 台			1	7	12	20	9	159	7	195	
モノケーブル	ジグザグ集材施設	台					1	1		1		2	
リモコンウインチ	リモコン、ラジコンによる可 搬式木寄せ機	台				1	7	8	4	26		38	
自走式搬機		台		1		3	52	56	6	75		137	
モノレール	懸垂式含む	台						0		3		3	
小型運材車	動力20ps未満	台		7		144	425	576	36	64	6	682	
	動力20ps以上	台			1	1	4	6	30	9	1	46	
ホイールタイプトラクタ	林内で集材等の作業を 行うホイールタイプのトラクタ	台				1	5	6		3		9	
クローラタイプトラクタ	上記でクローラタイプのもの	台						0	1	5		6	
育林用トラクタ	主として地寄せ等の育 林作業用	台					1	1				1	
フォークリフト		台			11	1	50	62	4	78	2	146	
フォークローダ		台		5	1			3	9		10	19	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン 等	台	1				2	3	2	2		7
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	6	3	21	19	49	12	70	19	150	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台	2	1	22	24	49	9	49		107	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	台	2	2		29	33	4	57	1	95	
トラクタショベル	搬出、育林用等に係わ る土工用	台					1	1		11		12	
ショベル系掘削機械	搬出、育林用等に係わ る土工用	台		5				31	36	11	29	76	
チェンソー		台		241	19	947	3,214	4,421	403	1,534	99	6,457	
チェンソーリモコン装置	リモコンチェンソー架台	台						0	15			15	
刈払機	携帯式刈払機	台		242	16	928	3,938	5,124	907	1,271	5	7,307	
植穴掘機		台				3	2	5		21		26	
動 力 枝打機	自動木登り式	台				10	29	39	2	20		61	
	背負い式等	台				3	6	9		9		18	
苗畑用トラクタ		台				12	1	13		3		16	
高 性 能 林 業 機 械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する 自走式機械	台					0				0	
	スキッダ	牽引式集材専用のトラク タ	台					0		3		3	
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自 走式機械	台			2	9	5	16	10	93	1	120
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り する自走式機械	台		1	1	5	6	13	4	3	1	21
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台		2	4	12	9	27	13	63	5	108
	タワヤーダ	元柱を具備した自走式 機械	台						0		2		2
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装 備する集材機械	台		1	1	2	1	5	3	56	1	65
グラップルソー	巻立、玉切りする自走 式機械	台		1	3			4	2	13		19	
樹木粉碎機	伐倒木、伐根、枝条等 を粉碎する機械	台		1	1			1		3		11	

注)平成30年度林業機械・器具現況調査による。

(6) 作業路網等の整備の概況

区 分		路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数		3,231	1,835,289	
熊本	熊 本 市	13	9,052	
	小 計	13	9,052	
玉名	荒 尾 市	1	960	
	玉 名 市	3	2,010	
	玉 東 町	5	2,162	
	和 水 町	56	30,651	
	南 関 町	16	9,367	
	長 洲 町	-	-	
	小 計	81	45,150	
鹿本	山 鹿 市	495	305,420	
	小 計	495	305,420	
菊池	菊 池 市	669	372,838	
	合 志 市	-	-	
	大 津 町	100	123,956	
	菊 陽 町	2	1,100	
	小 計	771	497,894	
阿蘇	阿 蘇 市	459	250,033	
	南 小 国 町	322	178,403	
	小 国 町	181	89,869	
	産 山 村	162	73,736	
	高 森 町	487	245,900	
	南 阿 蘇 村	186	75,247	
	西 原 村	74	64,585	
	小 計	1,871	977,773	

資料：熊本県森林整備課

注) 熊本県林業統計要覧(平成29年度版)の開設延長に、平成30年度開設実績を加算したものの。

4 県内森林資源の推移

(1) 全 県

資料: 民有林資源調査書(各年4月1日現在)

区 分	森 林 資 源 の 状 況														
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
面 積 ha	総 数	400,957	400,253	400,138	399,105	398,965	398,907	398,778	398,477	398,177	398,188	398,092	397,384	397,475	397,262
	人 計	243,098	241,501	241,594	241,530	241,907	242,016	241,942	241,793	241,932	242,106	242,070	241,430	241,578	241,394
	スギ	140,342	138,875	138,690	138,410	138,579	138,546	138,542	138,157	137,914	137,957	138,062	137,907	138,045	138,072
	ヒノキ	90,110	90,976	91,178	91,349	91,536	91,636	91,624	91,714	91,641	91,610	91,409	90,998	90,970	90,801
	その他	12,646	11,649	11,726	11,771	11,792	11,834	11,776	11,922	12,377	12,539	12,599	12,525	12,563	12,521
	天然林	126,991	128,048	127,886	127,349	126,869	126,757	126,565	126,292	125,833	125,686	125,830	125,655	125,641	125,453
	その他	30,868	30,704	30,659	30,226	30,189	30,134	30,271	30,392	30,412	30,396	30,192	30,299	30,256	30,415
蓄 積 千 m ³	総 数	102,371	109,389	111,293	112,812	114,734	116,552	118,197	119,703	120,819	121,892	123,076	123,800	125,167	126,156
	人 計	82,401	88,838	90,599	92,107	93,973	95,666	97,213	98,621	99,705	100,707	101,805	102,608	103,851	104,792
	スギ	54,568	59,011	59,998	60,791	61,892	62,811	63,670	64,363	64,827	65,278	65,814	66,229	66,871	67,307
	ヒノキ	25,595	27,798	28,537	29,234	29,969	30,711	31,377	32,063	32,653	33,186	33,720	34,109	34,683	35,170
	その他	2,238	2,029	2,064	2,082	2,112	2,144	2,166	2,195	2,225	2,244	2,271	2,270	2,297	2,315
	天然林	19,970	20,551	20,694	20,705	20,761	20,886	20,984	21,082	21,114	21,185	21,270	21,192	21,316	21,364
	その他(千束)	10,577	10,525	9,613	10,431	9,451	10,380	10,359	10,324	10,298	10,281	10,237	10,179	10,179	10,153

(2) 白川・菊池川計画区

区 分	森 林 資 源 の 状 況														
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
面 積 ha	総 数	115,279	115,269	115,424	115,484	115,435	115,426	115,409	115,348	115,241	115,248	115,225	115,095	115,157	114,964
	人 計	67,852	67,841	67,929	67,966	68,149	68,188	68,098	68,180	68,063	68,047	68,153	68,218	68,247	68,076
	スギ	50,417	50,336	50,238	50,082	50,190	50,153	50,083	49,990	49,735	49,650	49,686	49,648	49,640	49,509
	ヒノキ	14,346	14,384	14,530	14,652	14,717	14,771	14,762	14,877	14,909	14,944	14,995	15,074	15,086	15,090
	その他	3,089	3,121	3,161	3,232	3,242	3,264	3,253	3,313	3,420	3,453	3,472	3,497	3,521	3,478
	天然林	27,589	27,602	27,659	27,758	27,544	27,525	27,527	27,456	27,431	27,439	27,414	27,315	27,359	27,201
	その他	19,838	19,826	19,836	19,759	19,743	19,713	19,784	19,712	19,747	19,762	19,657	19,561	19,550	19,686
蓄 積 千 m ³	総 数	32,280	32,838	33,347	33,722	34,330	34,763	35,244	35,597	35,757	36,105	36,452	36,791	37,125	37,242
	人 計	27,956	28,491	28,970	29,329	29,944	30,360	30,825	31,174	31,327	31,655	31,996	32,335	32,654	32,795
	スギ	23,056	23,468	23,825	24,086	24,574	24,877	25,235	25,470	25,559	25,812	26,044	26,283	26,513	26,592
	ヒノキ	4,463	4,577	4,692	4,785	4,903	5,008	5,108	5,214	5,276	5,350	5,451	5,543	5,625	5,690
	その他	437	446	453	458	467	475	481	489	492	494	501	509	516	514
	天然林	4,323	4,347	4,377	4,393	4,386	4,403	4,419	4,424	4,430	4,450	4,456	4,456	4,472	4,447
	その他(千束)	4,461	4,456	4,465	4,588	3,627	4,562	4,561	4,547	4,532	4,531	4,523	4,508	4,507	4,483

5. 林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R2. 4. 1~R12. 3. 31) 単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		熊本市	大多尾線	1,796	1,796						101A	無	
既設	管理		熊本市	野出九万岳線	1,218	1,218							無	
既設	管理	○	熊本市	見継線	972	972							無	
既設	管理	○	熊本市	向山葉山線	1,976	1,976							無	
			熊本市 計		5,962	5,962	0	0	0	0				
			熊本地域 計		5,962	5,962	0	0	0	0				
既設	基幹		玉名市	東部小岱山線	5,801	5,801						58	無	
既設	管理		玉名市	小岱山線	5,097	5,097						101A	無	
既設	管理		玉名市	石尾線	1,880	1,880						102B	無	広域開設後102A
既設	管理		玉名市	開田線	1,384	1,384						103A	無	
既設	管理		玉名市	箱谷線	282	282						104A	無	
			玉名市 計		14,444	14,444	0	0	0	0				
既設	管理		玉東町	天神平線	225	225						101A	無	
既設	管理		玉東町	稼線	3,550	3,550						102A	無	和水町104A、山鹿市150A
			玉東町 計		3,775	3,775	0	0	0	0				
既設	管理		和水町	蜻浦線	2,540	2,540						101A	無	
既設	管理		和水町	日平線	1,967	1,967						102A	無	
既設	管理		和水町	大石ノ本線	1,540	1,540						103A	無	
既設	管理		和水町	稼線	450	450						104A	無	玉東町102A、山鹿市150A
			和水町 計		6,497	6,497	0	0	0	0				
既設	基幹		南関町	東部小岱山線	3,505	3,505						58	無	
既設	管理		南関町	宮尾線	650	650						101B	無	
既設	管理		南関町	柿原線	1,590	1,590						102B	無	
先線開設	管理		南関町	福山二城山線	2,413	4,120		1,707				203A	無	
			南関町 計		8,158	9,865	0	1,707	0	0				
			玉名地域 計		32,874	34,581	0	1,707	0	0				
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳線	15,798	15,798						50	無	
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳西線	30,347	30,347			200		○	52	無	
既設	基幹		山鹿市	西岳不動岩線	17,478	17,478						53	有	
既設	管理		山鹿市	丸山線	589	589						101A	有	
既設	管理		山鹿市	開山線	933	933				933	○	102A	無	
既設	管理		山鹿市	竹の谷線	2,150	2,150						103A	無	
既設	管理		山鹿市	男岳線	1,041	1,041				1,041	○	104A	無	
既設	管理		山鹿市	麻生線	1,150	1,150				1,150	○	106A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳本手線	1,520	1,520				1,520	○	107A	無	
既設	管理		山鹿市	平線	810	810				810	○	108A	無	
既設	管理		山鹿市	迫浦線	1,138	1,138				1,138	○	109A	無	
既設	管理		山鹿市	上後川内線	450	450				450	○	111A	無	
既設	管理		山鹿市	長橋線	363	363				363	○	112A	無	
既設	管理		山鹿市	叶田線	4,002	4,002				2,392	○	113A	無	
既設	管理		山鹿市	向野線	1,260	1,260				259	○	114A	無	
既設	管理		山鹿市	小原線	1,010	1,010				1,010	○	115A	無	
既設	管理		山鹿市	後川内線	960	960				960	○	116A	無	
既設	管理		山鹿市	馬場野線	4,398	4,398				4,398	○	117A	無	
既設	管理		山鹿市	後山線	560	560				560	○	118A	無	
既設	管理		山鹿市	三楠線	1,003	1,003				1,003	○	119A	無	
既設	管理		山鹿市	柚木谷線	1,018	1,018				1,018	○	120A	無	
既設	管理		山鹿市	山の口線	1,700	1,700						122A	無	
既設	管理		山鹿市	竹ノ山線	1,380	1,380						123A	無	
既設	管理		山鹿市	黒猪線	260	260				260	○	124A	無	
既設	管理		山鹿市	第二黒猪線	500	500				500	○	125A	無	
既設	管理		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1,040				1,040	○	126A	無	
既設	管理		山鹿市	長尾線	1,459	1,459				1,459	○	127A	無	
既設	管理		山鹿市	清水線	1,292	1,292						128A	無	
既設	管理		山鹿市	広見線	1,040	1,040				1,040	○	129A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳北向線	3,613	3,613				236	○	130A	無	
既設	管理		山鹿市	高野線	4,000	4,000			200	3,413	○	131A	無	
既設	管理		山鹿市	外野線	600	600				600	○	132A	無	
既設	管理		山鹿市	桑弦線	2,311	2,311				280	○	133A	無	
既設	管理		山鹿市	迫線	834	834				634	○	134A	無	
既設	管理		山鹿市	小川内線	1,445	1,445				1,005	○	135A	無	
既設	管理		山鹿市	長谷川線	1,414	1,414				1,200		136A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		山鹿市	車谷線	520	520				700	○	137A	無	
既設	管理		山鹿市	横尾線	500	500						138A	無	
既設	管理		山鹿市	黒仁田線	1,356	1,356						139A	無	
既設	管理		山鹿市	グミノ線	1,440	1,440						140A	無	
既設	管理		山鹿市	阿佐古線	864	864				264	○	141A	無	
既設	管理		山鹿市	浦矢谷線	1,200	1,200						142A	無	
既設	管理		山鹿市	上津野線	511	511				281	○	143A	無	
既設	管理		山鹿市	タカトリ線	928	928						144A	無	
既設	管理		山鹿市	岩原線	286	286				286	○	145A	無	
既設	管理		山鹿市	霜野線	740	740				270	○	146A	無	
既設	管理		山鹿市	中浦線	3,131	3,131				2,521	○	147A	無	
既設	管理		山鹿市	寺米野線	1,586	1,586				681	○	148A	無	
既設	管理		山鹿市	上岩原線	825	825				625	○	149A	無	
既設	管理		山鹿市	稼線	0	0						150A	無	玉東町102A、和水町104A
既設	管理		山鹿市	三楠竹の谷線	7,193	7,193				600	○	151B	無	205B→151B
既設	管理		山鹿市	酒造野陣内線	1,220	1,220						152A	有	209A→152A
先線開設	管理		山鹿市	竹山西岳線	3,290	5,150		1,860			○	202A	無	
先線開設	管理		山鹿市	堂原線	2,005	3,705		1,700			○	204A	無	
先線開設	管理		山鹿市	高城線	1,126	1,326		200			○	206C	無	既設121A
新規開設	管理		山鹿市	櫛毛線	0	800		800			○	207A	無	
新規開設	管理		山鹿市	車谷2号線	0	800		800			○	208A	無	
先線開設	管理		山鹿市	井ノ月線	440	1,840		1,400			○	210A	無	
新規開設	管理		山鹿市	柿木田線	0	1,800		1,800			○	211B	無	
新規開設	管理		山鹿市	山ノ口線	0	2,140		2,140			○	212A	有	
既設	管理	○	山鹿市	迫長谷川線	1,200	1200							無	
			山鹿市 計		141,227	151,927	0	10,700	400	36,900				
			鹿本地域 計		141,227	151,927	0	10,700	400	36,900				
既設	基幹		菊池市	菊池人吉線	14,515	14,515						1	無	
既設	基幹		菊池市	八方ヶ岳線	16,991	16,991			400			50	無	
既設	基幹		菊池市	鞍岳線	1,589	1,589						55	無	
新規開設	基幹		菊池市	水源線	0	18,000		2,000		6,000		59	無	
既設	基幹		菊池市	竜門線	14,532	14,532			400			84	無	
既設	管理		菊池市	日生野1号線	1,309	1,309						101A	無	
既設	管理		菊池市	奥江線	2,340	2,340						102A	有	
既設	管理		菊池市	塩井谷線	225	225						103A	無	
既設	管理		菊池市	亀ノ甲線	470	470						104A	無	
既設	管理		菊池市	日生野2号線	400	400						105A	無	
既設	管理		菊池市	遠矢迫線	441	441						106A	無	
既設	管理		菊池市	高城線	1,310	1,310						107A	無	
既設	管理		菊池市	平山線	1,175	1,175						108A	無	
既設	管理		菊池市	狸穴線	729	729						109A	無	
既設	管理		菊池市	槽畑線	1,819	1,819						110A	無	
既設	管理		菊池市	津江道線	1,171	1,171						111A	無	
既設	管理		菊池市	権現山線	1,349	1,349						113A	無	
既設	管理		菊池市	水源・大野2号線	1,914	1,914						114A	無	
既設	管理		菊池市	宮ノ上線	576	576				100		115A	無	
既設	管理		菊池市	生蘇線	1,475	1,475				800		116A	無	
既設	管理		菊池市	椎場1号線	1,796	1,796				100		117A	無	
既設	管理		菊池市	椎場2号線	1,376	1,376				100		118A	無	
既設	管理		菊池市	白木線	388	388				100		119A	無	
既設	管理		菊池市	新山1号線	8,169	8,169		600				120A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原1号線	425	425						121A	無	
既設	管理		菊池市	赤崩線	416	416						122A	無	
既設	管理		菊池市	平線	2,169	2,169						123A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原2号線	3,169	3,169						125A	無	
新規開設	管理		菊池市	北旭野線	0	2,000		2,000				201A	無	
新規開設	管理		菊池市	麓線	0	2,000		2,000				202B	無	
新規開設	管理		菊池市	岩本線	0	4,000		4,000				203A	無	
既設	管理		菊池市	二本松線	2,682	2,682				200		208B	無	
既設	管理		菊池市	酒造野陣内線	497	497				415		126A	無	209A→126A 山鹿市152A
新規開設	管理		菊池市	足手荒神山線	0	750		750		750		210A	無	
新規開設	管理		菊池市	谷山線	0	400		400		400		212A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
新規開設	管理		菊池市	中原・松島線	0	1,300		1,300	1,300			213A	無	
新規開設	管理		菊池市	山の神線	0	2,000		2,000	2,000			214B	無	
新規開設	管理		菊池市	銭亀線	0	4,000		1,670	1,670			215A	無	
先線開設	管理		菊池市	獅子ヶ城線	1,370	2,705		1,335				216B	無	既設112A
既設	管理	○	菊池市	旭野線	1,800	1,800							無	
既設	管理	○	菊池市	大野線	1,400	1,400							無	
既設	管理	○	菊池市	市成線	1,500	1,500							無	
新規開設	管理		菊池市	獅子ヶ城2号線	0	660		660		○				
新規開設	管理		菊池市	焼塚線	0	495		495		○				
			菊池市 計		91,487	128,427	0	18,610	1,400	13,935				
既設	基幹		大津町	菊池人吉線	10,135	10,135						1	無	
既設	基幹		大津町	鞍岳線	2,509	2,509						55	無	
既設	管理		大津町	猪郷谷線	3,256	3,256			2,000	○	101A	無		
既設	管理		大津町	瀬田裏線	5,230	5,230						102A	無	
先線開設	管理		大津町	中畑線	1,000	2,500		1,500		○	203B	有	既設103A 今回追加(先線新設)	
既設	管理		大津町	多々良線	1,856	1,856						104A	無	
既設	管理		大津町	菅の谷線	810	810						105A	無	
既設	管理		大津町	古城線	1,217	1,217						201A	無	
新規開設	管理		大津町	高尾野線	0	1,200		1,200		○	202B	無		
既設	管理	○	大津町	六番車帰1号線	875	875							無	
既設	管理	○	大津町	六番車帰2号線	1,327	1,327							無	
既設	管理	○	大津町	真木大神宮2号線	1,000	1,000							無	
			大津町 計		29,215	31,915	0	2,700	0	2,000				
			菊池地域 計		120,702	160,342	0	21,310	1,400	15,935				
既設	基幹		阿蘇市	阿蘇東部線	10,009	10,009						98	無	
既設	管理		阿蘇市	大河原線	2,910	2,910			2,240		101A	無		
既設	管理		阿蘇市	梶畑線	1,280	1,280			1,280		102A	無		
既設	管理		阿蘇市	釜割線	2,139	2,139					104A	無		
既設	管理		阿蘇市	大人線	1,388	1,388			928	○	105A	無		
既設	管理		阿蘇市	金打線	2,195	2,195			871		106A	無		
既設	管理		阿蘇市	石原線	1,828	1,828			1,088	○	107A	無		
既設	管理		阿蘇市	上の宇土線	2,036	2,036					108A	無		
既設	管理		阿蘇市	檜原線	1,477	1,477					109A	無		
抹消	管理		阿蘇市	南越線							110A	無	市道編入のため抹消	
既設	管理		阿蘇市	高柳線	2,753	2,753					111A	無		
抹消	管理		阿蘇市	小園線							112A	無	市道編入のため抹消	
既設	管理		阿蘇市	一里山線	709	709			709		113A	無		
既設	管理		阿蘇市	堀の口線	1,479	1,479					114A	無		
既設	管理		阿蘇市	鬼ヶ城線	2,867	2,867			1,740		115A	無		
既設	管理		阿蘇市	堂面線	964	964			964		116A	無	産山村116A	
抹消	管理		阿蘇市	釜廻線							117A	無	市道編入のため抹消	
既設	管理		阿蘇市	小仲尾線	2,147	2,147					118A	無		
既設	管理		阿蘇市	桜ヶ水線	4,318	4,318					119A	無		
既設	管理		阿蘇市	手野線	2,439	2,439					120A	無		
既設	管理		阿蘇市	野尾野線	0	0					121B	無	南小国町115B	
既設	管理		阿蘇市	端辺大鶴線	5,544	5,544					122A	無		
既設	管理		阿蘇市	竹原高塚線	3,573	3,573					123A	無		
既設	管理		阿蘇市	小池線	2,145	2,145			2,145		124B	無		
既設	管理		阿蘇市	山田線	2,794	2,794			2,794		125A	無		
既設	管理		阿蘇市	小倉A線	2,722	2,722			2,722		126A	無		
新規開設	管理		阿蘇市	大峠線	0	1,700		1,700			201B	無		
既設	管理	○	阿蘇市	的石端辺2号線	1,360	1,360							無	
既設	管理	○	阿蘇市	西小園西湯浦線	1,257	1,257							無	
既設	管理	○	阿蘇市	蛇の尾上線	1,220	1,220							無	
既設	管理	○	阿蘇市	小園線	380	380							無	
既設	管理	○	阿蘇市	野尾納線	1,050	1,050							無	
			阿蘇市 計		64,983	66,683	0	1,700	0	17,481				
新規開設	管理		南小国町	小藪樋ノ口線	0	2,800		2,800			5	無	その他農林道	
新規開設	管理		南小国町	湯田甲の瀬線	0	2,900		2,900			9	無	その他 間接利用区域29	
既設	管理		南小国町	上矢田原線	5,667	5,667					101A	無		
既設	管理		南小国町	原口平線	910	910			500		102A	無		
既設	管理		南小国町	北二又線	700	700			500		103A	無		
既設	管理		南小国町	牛房草線	2,580	2,580			500		104A	無		
既設	管理		南小国町	河内線	4,478	4,478			200		105A	無		

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		南小国町	立岩線	1,889	1,889				300		106A	無	
既設	管理		南小国町	田ノ原線	883	883						107A	無	
既設	管理		南小国町	長藪線	1,235	1,235						108A	無	
既設	管理		南小国町	平爪線	1,230	1,230						109A	無	
既設	管理		南小国町	七滝線	1,773	1,773						110A	無	
既設	管理		南小国町	湯田線	1,628	1,628			1,000			111A	無	
既設	管理		南小国町	城ノ尾線	998	998						112A	無	
既設	管理		南小国町	倉刈線	1,099	1,099			500	500		113A	無	
既設	管理		南小国町	上ウツオギ線	1,816	1,816				1,200	○	114A	無	
既設	管理		南小国町	野尾野線	963	963				300		115B	無	阿蘇市121B
既設	管理		南小国町	臼内切線	978	978						116A	無	
既設	管理		南小国町	星和線	750	750						117A	無	
既設	管理		南小国町	樋ノ口線	1,543	1,543						118A	無	
既設	管理		南小国町	湯田上線	1,546	1,546						119A	無	
既設	管理		南小国町	小波瀬線	926	926			300			120A	無	
既設	管理		南小国町	小藪樋ノ口線	1,183	1,183						121A	無	小国町131A
既設	管理		南小国町	上ノ山線	1,423	1,423			500	1,423		122A	無	
既設	管理		南小国町	小原線	1,678	1,678						123A	無	
既設	管理		南小国町	瀬戸ノ口線	3,868	3,868				2,000		124A	無	
既設	管理		南小国町	馬場上線	2,319	2,319				789	○	125A	無	
既設	管理		南小国町	持井手線	2,515	2,515				2,500		126A	無	
新規開設	管理		南小国町	打手原線	0	1,950		1,950				204A	無	
新規開設	管理		南小国町	上小波瀬線	0	1,500		1,500				205A	無	
新規開設	管理		南小国町	黒川線	0	1,800		1,800				208A	無	
既設	管理		南小国町	古屋線	1,060	1,060						209A	無	
新規開設	管理		南小国町	兵底線	0	1,500		1,500				210A	無	
新規開設	管理		南小国町	岩屋線	0	2,300		2,300				211A	無	
既設	管理	○	南小国町	影群線	1,291	1,291							無	
既設	管理	○	南小国町	東長田線	1,375	1,375							無	
既設	管理	○	南小国町	草津線	1,280	1,280							無	
既設	管理	○	南小国町	東絵解2号線	870	870							無	
既設	管理	○	南小国町	西十三都線	1,530	1,530							無	
既設	管理	○	南小国町	長迫線	660	660							無	阿蘇市から移行
既設	管理	○	南小国町	合敷線	730	730							無	阿蘇市から移行
既設	管理	○	南小国町	茂園線	2,270	2,270							無	
既設	管理	○	南小国町	後谷線	800	800							無	
既設	管理	○	南小国町	道休線	2,400	2,400							無	
既設	管理	○	南小国町	向原線	300	300							無	
既設	管理	○	南小国町	作ヶ倉線	1,700	1,700							無	
既設	管理	○	南小国町	上長崎線	1,850	1,850							無	
既設	管理	○	南小国町	初鹿野線	1,710	1,710							無	
既設	管理		南小国町	三村野南線	2,132	2,132						212B	無	
			南小国町 計		68,536	83,286	0	14,750	3,800	9,212				
新規開設	管理		小国町	小藪樋ノ口線	0	1,600		1,600				5	無	その他農林道
新規開設	基幹		小国町	黒淵下城線	0	16,600		16,600				6	無	基幹農林道
既設	管理		小国町	上滴水線	3,134	3,134				2,874		102A	無	
既設	管理		小国町	高津屋線	1,713	1,713			784	1,119		103A	無	
既設	管理		小国町	赤鹿線	2,257	2,257				1,132		104A	無	
既設	管理		小国町	寺尾野線	841	841				241		107A	無	
既設	管理		小国町	浅瀬線	839	839				819		108A	無	
既設	管理		小国町	千辺線	1,100	1,100				1,020		109A	無	
先線開設	管理		小国町	薄野線	1,030	1,600		570	1,030	1,359	○	110B	無	
既設	管理		小国町	扇山線	1,145	1,145			1,145	1,125	○	111A	無	
既設	管理		小国町	北弓田線	1,507	1,507				1,183		112A	無	
既設	管理		小国町	田ノ尻線	2,200	2,200				753		113A	無	
既設	管理		小国町	池ノ内線	490	490				490		114A	無	
既設	管理		小国町	下巢線	3,078	3,078			500			115A	無	
既設	管理		小国町	馬込線	620	620				620		116A	無	
既設	管理		小国町	田原線	990	990						117A	無	
既設	管理		小国町	三田河内線	1,143	1,143				674		118A	無	
既設	管理		小国町	手水野線	2,550	2,550			1,000			119A	無	
既設	管理		小国町	秋原線	2,169	2,169				1,350		120A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		小国町	赤谷線	1,080	1,080			500	80		121A	無	
既設	管理		小国町	石井線	853	853				753		122A	無	
既設	管理		小国町	湯ノ平線	3,638	3,638			500	2,934	○	123A	無	
既設	管理		小国町	妙見線	1,446	1,446						124A	無	
既設	管理		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1,622				1,622		125A	無	
既設	管理		小国町	岩ノ上線	1,962	1,962				1,198	○	126A	無	
既設	管理		小国町	北里弓田線	4,053	4,053				2,514	○	127A	無	
既設	管理		小国町	宮ノ台線	1,436	1,436				1,237		128A	無	
既設	管理		小国町	松ノ本線	1,892	1,892			500	1,727		129B	無	
既設	管理		小国町	蛭石線	763	763				763		130A	無	
既設	管理		小国町	小藪樋ノ口線	1,338	1,338						131A	無	南小国町121A
既設	管理		小国町	馬場野線	766	766				766		132A	無	
既設	管理		小国町	立平線	1,360	1,360						133A	無	
既設	管理		小国町	弥太郎谷線	664	664				664		135A	無	
既設	管理		小国町	片草線	820	820				710	○	136A	無	
既設	管理		小国町	荒倉線	3,127	3,127						137A	無	
既設	管理		小国町	手水野東河内線	3,044	3,044				2,810		138A	無	
既設	管理		小国町	室原II線	1,718	1,718				1,559		140A	無	
既設	管理		小国町	後ヶ山線	1,692	1,692				1,672		141A	無	
既設	管理		小国町	加洲野線	1,788	1,788						142A	無	
既設	管理		小国町	川平線	1,540	1,540						143A	無	
新規開設	管理		小国町	湯田山線	0	1,500		1,500		500		211A	無	
新規開設	管理		小国町	坂本線	0	2,000		2,000		1,000		213A	無	
新規開設	管理		小国町	山ノ口線	0	700		700		500		214A	無	
先線開設	管理		小国町	位河内線	2,440	3,440		1,000		3,403		219A	無	
先線開設	管理		小国町	永畑線	1,916	2,344	428		200	1,916		220A	無	
新規開設	管理		小国町	大石原線	0	1,200		1,200		1,200		221B	無	
新規開設	管理		小国町	東河内線	0	500		500		500		222B	無	
先線開設	管理		小国町	室原線	898	1,558		660		898		223A	無	
既設	管理		小国町	上戸谷線	1,651	1,651				1,069	○	145A	無	224A→145A
既設	管理		小国町	二本木線	315	315				315		144A	無	
抹消	管理		小国町	赤迫線							-	145A	無	規格相当にて管理のため抹消
新規開設	管理		小国町	倉谷線	0	900		900		200		225A	無	
新規開設	管理		小国町	薄瀬線	0	1,500		1,500		500		226A	無	
既設	管理		小国町	高花線	1,561	1,561				811	○	146B	有	
既設	管理	○	小国町	城戸線	1,000	1,000							無	
既設	管理	○	小国町	口山田線	840	840							無	
既設	管理	○	小国町	杉園線	1,800	1,800							無	
既設	管理	○	小国町	戸角原線	700	700							無	
			小国町 計		76,529	105,687	428	28,730	6,159	48,580				
既設	管理		産山村	中山鹿線	970	970				864		101A	無	
既設	管理		産山村	堂面線	0	0						116A	無	阿蘇市116A
既設	管理	○	産山村	北西小坪線	500	500							無	
既設	管理	○	産山村	乙宮線	480	480							無	
既設	管理	○	産山村	戸屋の尾線	1,480	1,480							無	
既設	管理	○	産山村	沢水線	430	430							無	
			産山村 計		3,860	3,860	0	0	0	864				
既設	基幹		高森町	阿蘇東部線	2,130	2,130						98	無	
既設	管理		高森町	峰の宿線	1,710	1,710						101A	無	
既設	管理		高森町	米の山線	1,340	1,340				1,340		102A	無	
既設	管理		高森町	越敷線	1,200	1,200						103A	無	
既設	管理		高森町	筒ヶ岳線	1,140	1,140						104A	無	
既設	管理		高森町	国見山線	1,000	1,000						105A	無	
既設	管理		高森町	鍋の平線	2,927	2,927						106A	無	
抹消	管理		高森町	赤羽根線								407A	無	町道編入のため抹消
既設	管理		高森町	小練原線	1,330	1,330				300		108A	無	
既設	管理		高森町	化粧田線	3,215	3,215				1,200		110A	無	
既設	管理		高森町	寺小野線	1,300	1,300				590		111A	無	
既設	管理		高森町	札峠線	1,304	1,304				400		112A	無	
既設	管理		高森町	山下線	1,354	1,354				200		113A	無	
既設	管理		高森町	大谷線	900	900						114A	無	
既設	管理		高森町	年の神線	1,229	1,229						208A	無	既設208B

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		高森町	下山・久保線	1,270	1,270				1,270	○	109A	無	209C→109A
既設	管理	○	高森町	水湛線	930	930							無	
既設	管理	○	高森町	下切線	1,086	1,086							無	
既設	管理	○	高森町	小崎線	1,488	1,488							無	
既設	管理	○	高森町	峰宿線	1,534	1,534							無	
既設	管理	○	高森町	下切2号線	570	570							無	
既設	管理	○	高森町	灰迫線	620	620							無	
既設	管理	○	高森町	牛房迫線	1,668	1,668							無	
既設	管理	○	高森町	尾園線	1,450	1,450							無	
既設	管理	○	高森町	登母祖線	1,270	1,270							無	
既設	管理	○	高森町	下切3号線	940	940							無	
既設	管理	○	高森町	所尾野線	510	510							無	
			高森町 計		35,415	35,415	0	0	0	5,300				
既設	管理		南阿蘇村	地藏線	3,524	3,524						101B	無	
既設	管理		南阿蘇村	上久木野線	3,911	3,911				970		102A	無	一部農道編入
既設	管理		南阿蘇村	放ヶ内線	1,104	1,104						103A	無	
既設	管理		南阿蘇村	駒返線	3,014	3,014						104B	無	
既設	管理		南阿蘇村	下久木野線	6,572	6,572				450		105A	無	
既設	管理		南阿蘇村	湯の谷線	1,742	1,742						106A	無	一部村道編入
既設	管理		南阿蘇村	乙ヶ瀬線	1,277	1,277						107B	無	
既設	管理		南阿蘇村	袴野萩尾線	970	970						201A	無	
抹消	管理		南阿蘇村	沢津野線							-	203A	無	廃道のため抹消
既設	管理	○	南阿蘇村	二の多津山線	1,180	1,180							無	
			南阿蘇村 計		23,294	23,294	0	0	0	1,420				
既設	管理	○	西原村	青年の山線	760	760							無	
既設	管理	○	西原村	高畑線	1,140	1,140							無	
既設	管理	○	西原村	高畑3号線	660	660							無	
既設	管理	○	西原村	医王寺向線	2,747	2,747							無	
既設	管理	○	西原村	土橋線	2,400	2,400							無	
			西原村 計		7,707	7,707	0	0	0	0				
			阿蘇地域 計		280,324	325,932	428	45,180	9,959	82,857				
			総 計		581,089	678,744	428	78,897	11,759	135,692				



発行者：熊本県

所 属：森林整備課

発行年度：令和元年度（2019年度）

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。